

あつて、即ち之に依れば價格官廳は自ら提議する事に依り損害賠償の期限到来の曉之を全額拂とするか分割拂とするか及び支拂の爲の擔保を提供せしむべきか等の事を決定し得る事に成つて居る。尙價格官廳は其他損害賠償の査定に關聯して來る一切の他の問題に就ても決定を爲し得る事になつて居るのである。即ち例へば賃借人が移轉したる直後より之に給付又は供給する事になつて居る商店に對して直接其損害賠償の支拂を爲すべきことと言ふ様な種類の取極を爲すも差支無い譯である。或は又賃借人が從來の營業所の附近の店舗を借受くる事となつた場合「從來の」貸主に對し或る一定の期間内は從來の場所に於て競業行爲を爲さしめざるべき事又は自ら之を引受けざるべき事の義務、乃至は其家屋に從來の營業所の移轉先を記載したる看板を掲げしむる事の義務、等をば負はしむる事も出来る譯である。

更に賃借人に於ては損害賠償と共に明渡期間に就き「貸主に」同意を爲さしむる事も出来るのであつて、此期間は當人が適當なる代りの事務室を探し出すだけの餘裕あるものたる事を要することに成つて居る(訓令、第二十六項)。若し明渡期間の承諾を得る事に依て「賃借人側の」損害が甚しく輕減して些細なものとなる如き場合、例へば單なる事務室、自動車庫、家具附住宅、等に對する解約申入の場合の如きにあつては事情に依ては單に明渡期間の承諾を得る事だけが問題たり得る場合もある譯である。明渡期間は最高が住宅にあつては三箇月、事務室の場合にあつては六箇月と言ふ事になつて居る。而も一回に限り同じ期間だけ之を延期し得る規定である。但し明渡期間が經過したる時は勿

論法律上許し得る場合に限り裁判所に依て更に同意が爲され得るのであつて(民事訴訟法第七百二十一條。賃借人保護法第三十二條イ、第五十二條ホ第一項第一號、第二十七條)、其場合裁判官としては賃借人に對し既に價格官廳より明渡期間の承諾が與へられて居たるや否やの點を考慮しなければならぬ事言ふ迄も無い所である。但し特別の場合の爲に物價統監は之とは別様の取極を爲し得る餘地を留保したのである。即ち此留保あるにより其場の事情に依ては適當なる代りの部室が確定する迄の明渡期間を認めても差支無いと言ふ事にも成る譯である。代りの部室と言ふ文句(Ersatzraumklausel)をば全般的に採用すべしと言ふ事は屢々要望された所であつたが、此議に反對する根本的な疑念は別としても、斯る事は既に一九三三年以來賃借人保護法に於ても此文句は用ひられぬ事に成つて居る事實より見ても不可能なる話であつたのである。明渡期間の繼續して居る間は其賃貸借契約は繼續して居るものと看做さるる譯である(施行令第九條第二項)。若し賃借人に對し其使用に堪へる程度(taugliche)代りの部室を指定したる時、又は賃借人の「其間に於ける」態度からして貸主側としても施行令第五條第二項を以てすれば當然解約申入の理由は成立つと思はるる如き場合に於ては、明渡期間は之を取消す事が出来るのである(施行令第九條第一項)。之等の規定は要するに賃借人保護法の規定と同じ内容のものである(賃借人保護法第五條イ第四項、第六條第二項、參照)。

所定の手續としては價格官廳が審理に基き以上の點を明かしたる時は同官廳は直ちに損害賠償の額又は明渡期間の限度を査定する事に取掛る段取と成つて居る。之は當事者等に對して直接的強制的

に決定せらるる譯のものでは無くして却て貸主に對し此點に關する提議が爲さるる事に成つて居るのである(施行令第七條第一項)。之に就て貸主は選擇權を有つて居る。若し貸主に於て此申出を拒絶するに於ては解約申入は無効の宣告を言渡さるる運命にある。若し又彼が之を承諾するに於ては賃借人側の異議申立は却下さるる事に成るのである。されば斯る提議手續が設けられてあるに依り、若し早く貸主に於て損害賠償の額を知り居たらんには彼としては必ずや之を取消して居たに相違無いと思はるる如き解約申入をば飽迄も主張して止まぬと言ふが如き愚は避けらるる事と成つて居る次第である。尙又此提議手續の設けられたるに依り兎角善意の合意が成立し易いと言ふ事もある。

賃借人側に生ずる負擔の額が差當つての所豫測出來ぬと言ふやうな場合も往々にしてある。それ故斯る場合には價格官廳は確定的査定をば差控へても差支無い事になつて居る。斯う言ふ場合になると貸主は其義務を負ふべき旨の表示 (Verpflichtungserklärung) を爲して最初から價格官廳の裁定に一切を委ねるより途は無い(訓令、第二十一項)。然る時には損害賠償に關する確定的査定は移轉後に行はるる事に成るのである。但し價格官廳が未だ裁定を與へるに先立つて賃借人が別の事務室を借受けたる場合に就ては特別が設けてある。即ち斯る場合には貸主の選擇權は成立せずして價格官廳は貸主に對し即刻損害賠償の支拂及び明渡期間の承諾を命じ得るのである。

貸主が爲したる義務擔當の意思表示 (Verpflichtungserklärung) 竝に價格官廳が施行令第八條第一項第二句に基て損害賠償を査定したる裁定は單獨にて一箇の執行名義と成る譯のものであつて、賃借人は之を以て執行する事が出来るのである(施行令第十九條第三項)(註四)。施行令第十四條に従へば此損害賠償は之を差押へると言ふ事は出來ぬ規定と成つて居る。従つて貸主が賃借人側の損害賠償請求權と其賃貸借契約よりする請求權とを相殺せしむる事も出來なければ、又逆に賃借人の方から其請求權を譲ると言ふ譯にもゆかぬものである。即ち此規定が設けられた事に依り賃借人保護法に於て生じ居たる疑義も(クリーク、「賃貸借法」——Krieg, Mietrecht——)の中の賃借人保護法第四條に關する註釋五、參照)告知保護令の適用範圍内では一掃されて了つた形である。

(註四) 但し賃借人側の異議申立を却下する旨の價格官廳の裁定は貸主が之を以て明渡を實行せしむる爲の執行名義と成る譯のもので無い事、言ふ迄も無い。

施行令の規定に依れば貸主に於て價格官廳の示したる損害賠償支拂を受諾したる時は解約申入に對する賃借人の異議申立は之を却下する事を得と言ふ事に成つて居るのであつて、従つて此規定は實際問題として考へれば貸主に賃貸借關係の取消と言ふ事を買取る機會を與へたものであると言へる。告知權全般の改正に就ても此種の買取權 (Abkaufrecht) を採用すべしとの議は幾度か提唱されて來た所である。然し乍ら其他方ではまた之に對し重大なる懸念も發表されて居る。而もそれに拘らず物價統監が敢て斯る規定を設けたる所以のものは先づ第一に統監として移轉に因る賃借人側の經濟的負擔を防止する事が當面の急務であるとの考慮が先立つたからである。且つ又告知權買取反對論者の懸念した所は先づ第一に住宅に關する解約申入に關して居るのに反し告知保護令の主眼として居る所は就中事

務室であつた事も其原因の一つである。然し乍らそれにも拘らず物價統監としても例外的場合に於ては貸主側に損害賠償の現金支拂の準備があると否とに拘らず其解約申入をば無効であると宣告し得る可能性を價格官廳に持たしめて置く必要があると思はれた。つまり賃借人側に於て生ずる一切の負擔をば現金を以て支拂ふ譯に行かぬ場合の事も考へて置かねばならぬ。特に賃借人が新たに借入れた事務室の爲に從來よりも高い借賃を拂はねばならぬと言ふやうな事は兎角閑却され勝の所である。尙又損害賠償を餘りに高く査定すると言ふ事も必ずしも良い事とは言へぬ。何となれば若し斯う言ふ事になると實際には必ずや價格停止令の趣旨に反する如き示談と成るのが結着であらうからである(訓令、一九三七年、第一八四號、第一項、參照)。この故に施行令第七條第二項の規定に依ると若し貸主側に於て解約申入に就き充分の理由を有せざる場合には貸主が其貸間を取得する事に就き有する所の利害と對比して見るも賃借人にとり堪ふべからざる苛酷と成り而も他の方法を以てしては之を除く事能はざる時には價格官廳は其解約申入を無効とする事を得となつて居るのである。之に關する訓令の説明によれば、此場合には賃借人が他に住宅を探し出し得ざる事の危険、乃至は賃借人として到底之を廢業する事能はざる經營の繼續が甚しく危殆ならしめらるる事の危険が存し居る事を必要とするとのある(訓令、第三十項)。但し例へば其經營を繼續すべく國民經濟上何等の必要性も無く又賃借人に於て他に轉業する事を期待し得ると言ふ如き場合には右の條件は備つて居らぬ事と成るのである。今一つ、物價關係法規に牴觸する解約申入の場合も例外を成すものであるが、之に就ては特に説明を加

るを要し無い。此種の解約申入は直ちに其無効宣告を爲す事が出来る(施行令第六條)。但し賃借人が既に移轉し居たる時には解約申入は其儘となるが賃借人も移轉費の損害賠償請求權を有する事に成るのである。

再貸借關係に就ては基本令(第十一條)にも既に豫告しある如く特則が設けられて居る。此場合に於ては本令は唯轉借人が其處分に委ねられ居る部室に於て本人自身が生活を營み居るか又は之に主として自身の家具を備付け居る場合に限り全面的に適用されるに過ぎぬ。其他の一切の場合に於ては轉借人は唯其解約申入が價格關係法規に牴觸する場合に限り之に對し異議の申立を爲す事が出来るに過ぎないのである(註五)。而も施行令に於ては各種の再貸借關係を區別して居るのであるが、之亦ブツフヴァルトの提案に基くものである(註六)。斯る區別を設くる必要があつたのは若し普通の再貸借關係であると果して賃借人の側に於て解約申入を爲さしめたる責任を負ふべきか、否かの問題を判定すると言ふ事は概して甚だ困難であるべく、且つ空部室又は家具附住宅に關せざる限り再貸借關係の解約申入は概して賃借人側には特別に負擔と成る事は無いからである。

(註五) 施行令第六條を除き告知保護令の適用を受けざる再貸借關係の解約申入には書留郵便なる形式は必要で無い。
(註六) 前掲書、四九頁(第四十六條に關する項)。

最後に尙一定の期間を定めて締結せられ而も自動的延期に關する協定の無かつた貸借關係に就ても特則を設けて置く必要があつた。若し此種の契約に於ては賃借人を保護せぬと言ふ事になれば延期

條項無き契約を締結しさへすれば告知保護令の回避は白日下に公然と行はるる結果になるであらう。此故を以て基本命令に於て、斯る場合には貸借人は貸借関係の延期方を申込む事を得るとしたのである。若し貸主が此申込を拒む時は貸借人は異議申立の権を有する事と成る。斯くして正常の場合ならば當事者の間に四回の書信往復が爲さるる譯である（即ち貸借人からの申込、貸主の拒絶、貸借人の異議申立、異議申立に對する貸主側の拒絶）。而して此手續を省略する爲の方策として施行令には貸主は貸借人の延期申込を拒絶して直ちに價格官廳の裁定を仰ぐ事を得と規定してある。勿論最初より一定の期間を限り締結せられ而も貸借人側が之を承知して居た場合であると其貸借関係は之を延期する譯に行かぬ事は言ふ迄も無い所である。施行令第十二條の第五項及び第六項に於て若し其部室が單に一時的目的の爲に賃貸されたものであるとか（一例すれば夏期住宅の如きもの）、乃至は賃貸借關係の終了後貸主に於て自分の用途の爲め其部室を必要とする事に成つて居たる爲め賃貸借關係の期間を限りたるものである場合には貸借人の異議申立が除外される事に成つて居るのは此理由に因るものである。

價格官廳に於ける手續

今回の命令は凡そ價格官廳に於ける手續の事を規定した最初の法規であつて、賃貸料事件に關する一般手續規定の先驅を爲すものである。而して此分野の對照の困難なるものである事に鑑み手續規定

では先づ最初に告知事件の裁定は専ら法律の知識を有する官吏のみ之を爲す事を得と規定して居る（施行令第十五條）。若し例外として法律知識を有せざる官吏が裁定に當る場合には價格監督當局の特別許可を受くる事を要する事になつて居るのであるが、此特別許可は其官吏が法律的にも實際的にも其事件を扱ふに堪へるものであるとの絶對の確實性を有する場合に限り與へ得らるるものであらう。更に本令の規定する所に依れば、價格官廳の設置しある市町村當局が或手續に於て其一方の當事者と成つて居る場合には價格監督當局は他の「市町村の」價格官廳に之が裁定を囑託する事になつて居る。但し若し郡より獨立の行政體を成す都會ならば其土地に所在する郡役所に囑託する事を得べく、或は又逆に郡當局が當事者たる時は市に之を囑託するも差支無い譯であらう。此囑託は臨時に爲すも或は又常設的に之を爲すも何れにても差支無い事になつて居る。但し價格官廳の裁定を求めんとする貸主は先づ最初に施行令第十六條第一項に依り場所の管轄を有する價格官廳に其旨の申請を提出しなければならぬ。尙施行令第十七條に規定してある所に從へば、價格官廳の裁定は専ら口頭審理に依るのみ之を與へ得るとしてある。而して此口頭審理は先づ第一の主旨として關係當事者間の善意の協定を誘致せしむる事を以て目的とすべきものである（第十九條）。若し價格官廳が更に事件を闡明する爲に他の點をも確かむる必要ある場合には價格官廳は其限りに於て一九二三年七月一三日の報告義務令（Ankunftspflicht）に依る權限を有する事に成る（施行令第十八條第一項）。若し虚偽の報告を爲したる時は即ち此命令（第六條）に依て處罰せらるる譯である。一般に賃貸料事件に於ては價格官廳の裁

定は終局的なものと言ふ事に成つて居たのであるが、今次の施行令に依り初めて之に對する訴願が許さるる事になつた(第二十條)。尤も此訴願に於ては單に權利の侵害を彈劾し得るに止まるのである。斯くの如く事實に關する訴願を許さぬ事とした主たる理由は、元來果して賃借人側が解約申入の動機を興へたるものであるとか、如何なる限度に於て之に損害賠償又は明渡期間を認むべきであるとか、乃至は又果して施行令第七條第二項の意味に於ける苛酷が存するかとか言ふ點に關する裁定は結局の所認定に關する事柄であるから従つて概して其土地の實情とは縁の遠い他の官廳が其の裁定の再審査に當り得る性質のもので無いと言ふにあつたのである。且つ斯くの如く訴願をば權利侵害のみに限定する事になれば當然第一審として裁定を興へる價格官廳の權威も甚しく高めらるる結果となり従つて之に依り價格官廳としては當事者間に和解を成立せしむる事が容易に成る譯でもある。

價格官廳に於ける手續に就ては施行令第二十一條に依れば賃貸料事件の場合と同じく手数料が徴收さるる事になつて居るのであるが、之に關する規定は一九三八年一月二十九日の命令(「官報」、一九三九年、第二十一號に依る事になつて居る。即ち此命令に依れば手数料は原則として係争價格の一割となつて居るのであつて、告知事件としては此係争價格は賃借料三箇月分と言ふ事に成つて居る。多額の係争價格の場合には一定の割引がある。和議が成立する事になれば手数料は半額に減ぜらるるのである。而して手数料は申請を爲したる貸主に於て之を納付すべきものである。若し賃借人側が解約申入の動機を爲したるものであるとの理由に依り其異議申立が却下された場合には費用は賃借人に於

て之を負擔しなければならぬ。若し又賃借人が手續開始以前に貸主から爲されたる妥當なる損害賠償の申込を拒絶したる場合にも右と同様である(施行令第二十一條第三號及費用令第二條第二項)。訴願手續に於て訴願が却下された時には第一審に於ける手續に對すると同一額の手數料を納付しなければならぬ。

經 過 規 定

施行令第二十二條に規定してある經過規定は特に本令施行後の第一期にとつて特別の重要性を有するものである。此經過規定の適用を受くる場合と言ふのは先づ第一に貸主が告知保護令施行以前に一九三八年八月一日の裁定に基づき解約申入に就て價格官廳の許可を申請し今日に至り尙其住宅に就き解約申入を爲し居らぬ場合である。本來的に言へば斯る貸主は改めて價格官廳の許可を受けずとも解約申入を爲して差支無いのである。然し乍ら若し其貸主が斯く爲す時は必ずや賃借人から異議申立ある事を覺悟しなければならぬのであつて、従つて手續は間も無く再び價格官廳に舞ひ戻ると言ふ結果に成るであらう。斯る結果に成る事を避けんが爲に價格官廳に此種の解約申入に承諾を興へ得る權限が、付與されて居るのであるが、斯くして若し價格官廳が時としては損害賠償及び明渡期間に反對してまでも其解約申入を許した場合には賃借人には最早之に對して異議申立權を有せぬ事となるのである。然し乍ら大抵は貸主が告知保護令の實施以前に解約の申入を爲して居り之に對して賃借人の方で

も八月一日の裁定を援用して價格官廳に裁定を求めて來て居るのが多い。此種の解約申入に就ても今後は告知保護令に基て裁定を與ふべき事となつて居るのである(施行令第二十二條第四項)。而して此場合には本來價格停止令に牴觸するとの理由に依り無効であつた解約申入も施行令第二十四條第二項を以てすれば爾後有效なるものとして認めらるる事になつた。若し貸主が告知保護令施行後、施行令公布以前に於て價格官廳に賃借人からの異議申立に就き裁定を求めたるものであれば、之に就ては施行令の一般規定が適用さるる譯であるが、但し此場合には第三條に定めある形式(書留郵便)に關する違反は不問に附せらるる事になつて居る點のみは例外とする。

施行令第二十二條第二項には特に重要な規定がある。即ち此規定に依れば施行令實施以前に解約の申入を受けたる賃借人は同施行令實施後二週間以内に即ち七月二一日迄の間に其解約申入に對して異議を申立てる事が出来る事になつて居るのである。而も其解約申入が一九三九年四月二〇日の命令の實施前に於て既に爲されて居たものである場合にても之に對し異議を申立て得るのである。唯賃借人に於て既に明渡を了して居る場合であるとか、既に明渡の確定判決が言渡されて居る場合とか、乃至は賃借人に於て貸主との間に明渡の義務を發生せしめられて居る場合とかは例外である(施行令第二十二條第三項)。之等の場合に於て若し既に裁判所に明渡に關する訴が提起されて居た場合には此訴は價格官廳の裁定あるまで之を中止しなければならぬ(施行令第二十三條)。

民法典に規定された自由なる告知權が一九三九年四月一九日の此告知保護令と同時に決定的に過去

の物語と成つて了つた事は疑の餘地も無い所である。勿論此告知保護令は先づ第一に物價政策上の要望に應じて設けらるる事になつたものではあるが、而も民法典の告知權がナチスの法律思想とは一致し難き制度であると言ふ事は一般の充分に認識して居た所であつたのである。然るにも拘らず本令としては告知問題の終局的解決を意味する如き要求は敢て提起して居らぬ。殊に告知事件に關する裁決權をば永久に通常裁判所の手より奪ひ取ると言ふが如きは疑も無く好しき事では無かつたのであらう。従つて告知權に關する法規制定に就ての要望は依然として殘された儘なのである。然し乍らそれに拘らず價格形成統監の公布に懸る今次の告知保護令は矢張り相當の功績を要求し得る性質のものである。何と言へても告知問題を決定的に法規化する爲には相當困難なる準備を整へて掛る必要があるのである。

(七) 下級價格形成官廳の價格形成

行政官補 ドクトル・シヨール

(伯林)

市參事會員ドクトル・レーシケ (Dr. Laschke) 氏は「行政雜誌」(R. Verw. Bl.)、一九三八年、二四九頁に於て『市部及郡部の物價官廳に依る價格形成』に就き詳論を發表されたのであるが、氏の此所論は幾多の點に於て訂正と補足とを必要とするものである。

一、下級價格形成官廳の管轄

下級價格形成官廳は單に市部及び郡部即ち市町村 (Gemeinde) 及び市町村聯合體 (Gemeindeverbände) のみならず更に又國家の下級行政官廳即ち普魯西に就て言へば郡長 (Landrat) 及び市長 (Oberbürgermeister) も之に當るのである。勿論此間の區別は都會から言へば格別實際的價値は無いのであり又郡部にしても慥かに廣く公吏が國家の所管事務たる土地價格形成の事に携つて居るかと思へば官吏が地方自治體の所管事務たる賃貸價格形成に従事して居る有様であるが、然し乍ら此間に區別を設けて置くと言ふ事は之に要する人件費及び物件費の點から或は又之に徴收する手数料の點から言へば肝要な

事柄である。

(イ)、一九三七年九月二七日の「價格形成統監の任務及權限の執行に關する第四次命令」(4. Anord-nung über die Wahrnehmung der Aufgaben und Befugnisse des Reichskommissars für Preisbildung) (「獨逸國官報」—— DR. Anz. —— 第二三八號) に依て住宅及び事務所に關する使用及び用益賃貸價格形成の件は市部及び郡部に委託せらるる事と成つた。自動車々庫は住宅及び事務所の何れにも非ざるも矢張り住宅及び事務所の中に入れらるる規定である。之に反して旅館の客室は住宅に屬すべきものであるに拘らず其中に入れぬ事になつて居る。客室は使用賃借する譯でも乃至は用益賃借する譯でも無い。宿泊契約 (Jastafahlmeyertrag) と言ふのは特殊な契約である。従つて旅館の客室料に關する價格形成は住宅及び事務所に適用さるる原則とは別の原則に依て行はるる事に成つて居る。事務所と看做さるる事に成つて居るのは店舗、營業及び執務室のみならず更に又工場、職場等に使用せらるる室をも含むのである。之に反して營業に使用せらるる地所にして何等の建造物も無きか又は附屬建築物を有するに過ぎぬもの (物置場等) は事務所の中には入れぬ。故に斯る場所に關する用益賃貸價格形成は價格形成官廳 (普魯西では州知事、其他では最高の地方官廳) の所管である。

使用及び用益賃料 (Miete und Pacht) とは單に使用及用益賃借料の事ばかりで無くして更に又其の賃貸借契約に於て協定せられた所の、賃貸人側から場所を任す事に附隨して生ずる特別給付に對する、附帶料金をも含むのである。尙使用及用益賃貸借契約條件の取極めも賃貸價格形成の仕事に屬す

るのである。

市部及郡部の物價官廳 (Preisstelle) は各個の使用及用益賃貸價格を形成するに就ては原則として自由である。但し之等の物價官廳は一般的性質の處置は専ら價格形成官廳 (Preisbildungsstelle) の許可 (Genehmigung) を得てのみ之を爲す事を許されて居るものである。尙住宅の賃料引上も所轄市町村又は其支配下にある住宅組合 (Wohnungsgesellschaft) の裁定を仰ぐべき住宅に就ては専ら豫め監督官廳 (Aufsichtsbehörde) の同意を得てのみ之を許し得る事に成つて居る。監督官廳とは價格監督官廳 (Preisüberwachungsstelle) (即ち縣知事—Reg. Präsi.) の事であるが、唯伯林に於ては都長 (Stadtpräsi-lant) 直屬の價格形成官廳である事と成つて居る。

ロ、住宅及び事務所の使用及び用益賃貸價格の形成は市部及び郡部に依て爲さるのであるが、一般には用益賃貸價格及び土地價格の形成は國家の下級行政官廳従つて普魯西ならば郡長 (Landrat) 及び市長 (Oberbürgermeister) に委託されて居るのである。

故に一九三七年五月二二日の價格形成統監訓令 (三七年度、第九十五號) に依れば農業、園藝、漁業、又は葡萄栽培に使用される個々の地所に就ては普魯西では郡長 (Landrat) 其他の國では普魯西の郡長に該當する行政官廳が一九三六年一月二六日の價格引上禁止令第三條に依る特別認可 (Ausnahmebewilligung) を管轄する事に成つたものである。若し其農業、園藝、漁業、又は葡萄栽培に使用される個々の地所が郡の管轄より獨立して居る都市 (Kreisfreie Stadt) の區劃内に在る時は郡長の代りに市長

又は獨立都市長 (Leiter der kreisfreien Stadt) が之に當る。斯る獨立都市の所有又は管理に係る個々の地所に就き用益賃貸價格の引上を認可するに當つては其以前に價格形成官廳の同意を得る事を要する。

ハ、國家の下級行政官廳に委託された價格形成事務の中最も重要なものは勿論土地の價格形成である。之に就ては一九三七年一月六日の「價格形成統監の任務及權限の執行に關する第五次命令」(「獨逸國官報」第二三八號) に依り郡長及び市長が——但し普魯西以外の國にありては之等に該當する官廳が——之を管轄する事に成つて居る。土地に關する價格形成とは地價そのものの形成、即ち賣買價格、競賣代價、及徵收賠償の形成を謂ふのであるが但し使用料の形成は然らず。

下級行政官廳は既に一九三三年九月二二日の「集團住宅法」(Wohnstätt. G.) の第七條第二項及び一九三七年一月二六日の「土地の取引に關する布告」(Grundstücksverkehrsbekanntmachung) の第五條第一項第五號竝に第二條第四項に依り若し價格に就き異議ある場合には土地の賣買に必要な許可を拒み又は負擔附にて之を下附し得る事に成つた。されば行政の統一化を計る點から言つて之等の下級行政官廳に對して一般に價格形成法及び價格停止令よりする所の土地價格の監督及び決定 (Festsetzung) を委託する事が絶對に必要であると考へられた次第であつたのである。

土地價格の形成に就ても物價官廳は一般的處置——特に建築用地の爲の基準價格 (Richtpreis) の制定 (Festsetzung) ——に就ては監督官廳の同意を受くる義務がある事に成つて居る。此場合の監督官廳と言ふのは矢張り賃貸價格形成の場合と同じく價格監督官廳の事である。但し伯林では價格形成統

監特別訓令に依り價格形成官廳が監督官廳に成つて居る。

郡有地及び市有地に關する價格形成の場合に郡長及び市長は監督官廳の同意を受くべきものであるかと言ふ事は疑のある點である。土地の取引に關する布告及び集團住宅法に依る許可 (Genehmigung) に就ては此點に關する規定は設けて無い。但し價格形成統監は訓令、三七年度、第九十五號及び三七年度、第一百五十四號に於て下級行政官廳及び市部並に郡部に對し使用及び利益貸貸價格形成の領域に於ては此義務を課して居る點から考へれば、土地價格形成に就ても同様の事が適用さるべきであらう。

(二) 「小農園及び小作地令」(「小農園令」——K.O.と略稱す)の第一條第一項に依れば下級行政官廳は最高利益貸貸價格の制定に就ても權限を有する事に成つて居るのである。故に之等下級行政官廳に對しては一九三七年一〇月二一日の價格形成統監訓令、三七年度、第五十八號に依り價格形成法及び價格停止令の埒内に於て利益貸貸價格形成の權限も委託せらるる事に成つたものである。

(ホ) 最後一九三七年一〇月九日の價格形成統監訓令、三七年度、第五十二號に依り狩獵用益貸貸、借契約の場合の貸貸價格形成は郡長の管轄と成つて居る。但し小都會内の狩獵地域に於ける狩獵用益貸料の引上に關しての價格停止令第三條に依る特別許可 (Ausnahmegenehmigung) の下附は市長に依て爲されずして價格形成官廳が之を爲す事に成つて居る(「價格形成統監情報」——Witt Bl. des Reichskommissars für Preisbildung——一九三七年一月一二月、第十七號、參照)。

二、法的根據

(イ) 國價格形成統監及び一般に價格形成官廳の一切の活動の基礎を成して居る所の中心的法規となつて居る所のは「四箇年計畫實行法——價格形成統監設置に關する件」(Gesetz zur Durchführung des Vierjahresplans-Bestellung eines Kommissars für die Preisbildung) (價格形成法と略稱す)、一九三六年一〇月二九日公布(「法律公報」第一輯、九二七頁)(「別稿參照——譯者」の第二條である。即ち同條に曰く「國價格形成統監は國民經濟上妥當なる價格及料金 (gerechtfertigte Preise und Entgelte) を確保するに必要な處置を爲す事を得」と。従つて又下級價格形成官廳物價官廳(物價官廳——Preisstelle)も其委託されたる「統監の委託を受けたる——譯者」權限の埒内に於ては國民經濟上妥當とさるる使用及び利益貸貸價格並に土地價格を確保するに必要な處置を講ずる事が出来る譯である。即ち之等下級價格形成官廳は價格を制定 (festsetzen) し、妥當ならざる價格協定に對し異議を申立て即ち之を廢棄せしめ、或は又過當なる價格を引下げしむる事が出来るのである。而して又彼等は價格形成と關聯を有する所の一切の契約條件を決定 (gestalten) する事も出来る。謂ふ所の契約條件中主たるものとしては支拂條件、擔保提供乃至は其契約より生ずる從たる義務に就ての約定、等を擧げる事が出来る。若し之等の契約條件にして國民經濟上有害なるものである場合には、此點に一般の注意を促す必要ある時は一般命令 (Anordnung) に依り、若し然らざる場合には個々に就ての裁定 (Entscheidung)

に依り之を禁止する事が出来るのである。

(ロ) 下級價格形成官廳(物價官廳)の活動の基準を成す第二の法規は「價格引上禁止に關する命令」(Verordnung über das Verbot von Preis erhöhungen) (價格停止令——Preistoppe VO. と略稱する) 一九三六年一月二六日公布(「法律公報」第一輯、九五五頁)〔別稿參照——譯者〕の第三條である。即ち同條には次の如く規定してある。「國民經濟上の理由に因り又は甚しく苛酷に失する事を避くる爲め除外例〔を設る事——譯者〕が緊急に必要なりと思料せらるる時は價格形成統監又は其委託を受けたる者は其除外例を許し又は命ずる事を得。』

此規定を適用し得るが爲には其前提として價格停止令第一條に依り何等かの物品又は給付の價格又は料金の引上なり又は契約條件の變更なりが禁じある事を要する。即ち踰越又は變更する事を得ずとされた停止價格なり停止條件なりが定められ公示されて居なければならぬ。斯くの如き場合に於て價格形成官廳は全般的には命令の方法に依て又個々の場合には特別許可に依て引上又は變更禁止の全部又は一部の免除を與へ得るのである。

(ハ) レシニケ氏は前掲の論文に於て一九三六年一月二日の「價格形成統監の任務及び權限の執行に關する第一次命令」〔「官報」、第二百九十一號〕の第一號第二項をば市部及び郡部の物價官廳が賃價格を形成する際の法的根據であるとして之を引用して居るのであるが之は謬りである。此組織に關する命令(Ordnungsnorm)は一九三六年一月二六日の「四箇年計畫實行法に關する移管令」

(Überleitungs VO. zum Gesetz zur Durchführung des Vierjahresplans.)〔「法律公報」、第一輯、九五五頁〕の第三條に基て公布せられたるものであつて専ら組織及び手續法上の規定を定めたに過ぎぬものである。

三、裁定及命令の效力

價格形成處分 (Preisbildungsmassnahmen) の效力に就てレシニケ氏が前掲論文中に述べて居られる所も其一部は謬りであり他の一部は不精確である。

(イ) 今日迄の所に於て價格形成法に基き爲された最も重大な處置は何と言つても價格停止令の價格引上禁止である。之は民法第三百三十四條の意味に於て謂ふ所の法律上の禁止 (gesetzliches Verbot) である。但し之に抵觸する所の法律行為は直に無効であるのでは無い。元來、價格停止令の目的とする所は四箇年計畫の完遂にあるのである。故に價格停止令は經濟を阻害するが如き事があつてはならず却て之を促進するやうでなくてはならぬ。此建前からして同命令は經濟を不健全なる價格の發展から保護し物と價格、給付と料金との健全なる關係を確保せんとするものである。但し經濟界全般が從來の價格を維持しなければならぬとする場合に於ては其價格停止令違反の契約も停止價格、停止料金、停止條件に於て成立した契約として看做さなければならぬのである。此場合、其違反的契約が有責の——即ち故意又は過失に依る——契約當事者の行為に依て成立したるものであるか否かは問ふ所

で無い。斯く考へれば停止価格を承知で地所を賣つた賣手は其地所が停止価格以上の価格で轉賣された場合、買手が停止価格だけしか支拂はうとせぬとの理由で其返還明渡を要求する譯に行かぬ事は明かなる所である。又賃借人が停止賃料のみしか支拂はぬと言ふ理由で賃借人が其賃借人に對し解約の申入を爲し得ぬのも之と同様である。

(ロ) 同様の理由を以て、一九三七年一月二日の價格形成統監訓令、三七年度、第百八十四號の第二十八號「別稿參照——譯者」(「法曹週報」一九三八年、一〇八七頁)に從つて公布せられたる「賃料引下命令」は既存の契約に對して干渉し之を決定し直す (umsetzen) ものである。それ故に斯くして命じられた賃貸價格 (謂はば法定賃料——gesetzliche Miete) も矢張り停止價格同様之を引上ぐる事は出来ぬのである (牴觸行為に對する處罰權は——勿論賃料引下令そのものからでは無く——一九三五年一月八日の「値札規程及價格制定違反に對する秩序罰に關する命令」(V.O. über Ordnungsgeld bei Zuwiderhandlungen gegen Preisschildervorschriften und Preisfestsetzungen.) 「法律公報」第一輯、一〇頁から生ずるのである)。最後に一九三七年一月六日の價格統監訓令、三七年度、第百五十五號の第二號、第四項 (「法曹週報」一九三七年、二七五七頁) の意味に於ける一般建築用地基準價格制定 (allgemeine Bauland-Richtpreisfestsetzung) に就ても同様の事が言へる。

(ハ) それ故契約締結の以前に於て引上禁止並に最高價格制定が爲されて居たる場合に於ては或る法律行為が引上禁止又は價格制定に牴觸する限りに於てのみ其行為は無効と成るのであつて然し乍ら其契約は原則として維持される事に成るのであるが、之に反して契約の締結せられたる以後に於て價格制定が爲されたる場合には通則として趣が稍々之と異つて來る。此點は土地價格の形成に於て特に重大である。

(一) 土地契約は「土地取引に關する布告」(Grundstücksverkehrskanntmachung)——又は「集團住宅法」(Wohnsiedl. G.)——に依れば) 有效であるが爲には國家の許可を必要とする事に成つて居るのであるが、然らば其契約は國家の許可ある迄は未決無効 (schwebend unwirksam) の状態に在る譯である。若し許可が——例へば不當に高き價格であると言ふが如き理由に依り——拒絶せられたる場合には其契約は何等法律上の効果を達せぬ事に成る。若し別様の代價を指定して許可が與へられた場合には前述の理由からして其契約は右の價格に於て締結せられたるものと看做さるのである。但し賣手としては契約締結の際に其價格協定が有効と成るものと思ひ込んで居たのであり、それが果して如何なる程度に於て物價官廳の故障を受くる事に成るか等と言ふが如きは知るよしも無かつたのであるから、此點から考れば「契約條件の變更と——譯者」同時に其核心までも一變して了つた契約に對する賣手の義務を物價官廳が活かし得るのは例外的の場合——特に契約當事者が其事に同意したる場合——のみに限らるであらう。それ故協定價格が承認され得ない場合には「物價官廳としては——譯者」其價格を——特に賣手側から異議が出た場合——別様に制定すると言ふ事は通則として爲すべきで無く、寧ろ故障を申立る方が順序であらう。然し乍らそれにしても精々の場合其指定したる或る價

格を承認するやうにせよと言ふ事は勸告して差支無い譯である。之に依り「物價官廳からの故障申立に依り——譯者」その時まで未決の状態にあつた所の (in der Schwebe) 其契約は茲に無効と成るのである。故に當事者等は別に新規に契約を締結し直さねばならぬ事と成る。

(二) 有効と成るが爲に何等國家の許可を受くるを要せぬ契約は未決の状態に居る事は無い。斯る契約は最初から有効なのである。今若し價格形成法第二條「別稿參照——譯者」に依り其協定價格が故障を申立てらるると言ふ事に成れば之に依り其價格協定及び従つて其全契約は效力を失ふ事に成るのである。蓋し故障申立「物價官廳の——譯者」は其價格にて協定する事に關する禁令に等しきものであるからである。此失効は民法第三百三十四條「譯者註」に基くのである。

〔譯者註〕 民法第三百三十四條「法律上の禁止に違反する法律行為は無効とす但法律に別段の規定ある時は此の限りに在らず。」

例外的には——特に當事者に於て承諾する場合には——此種の契約に就ても價格形成法第二條に依る國民經濟上妥當なる價格を制定する事が出来る。然る時は單に超過したる價格協定のみが無効であるに過ぎぬのであつて其契約は制定價格を以てすれば成立するものと看做さるのである。

(ニ) 以上イからハ迄に於て述べた所の價格形成法第二條に基く一般的處置 (allgemeine Massnahme) 又は個々の裁定 (Einzeltatscheidung) は法律上の命令又は禁令 (Gebot und Verbot) たるの性格を有するものであるが、之に對して價格停止令第三條に依て爲さるる一般命令 (Allgemeine Anordnung) 及び個々の特別許可 (Ausnahmegenehmigung) は價格停止令第一條の引上禁止に對する免除 (Befreiung)

なのである。それ故一般命令及び特別許可は當事者等の契約關係に就ては何等の變化をも與へるもので無い(一九三七年一月二日の價格形成統監訓令、三七年度——第百八十四號、第七十二號、參照。「別稿參照——譯者」——「法曹週報」、一九三八年、一〇八七頁)。買手にしても賃借人にしても之が爲に今後一層高き代價又は賃貸價格を支拂ふべき義務を負ふ事は無い。寧ろ之は賣手又は賃貸人に於て停止價格(停止賃料)以上許可限度迄のうちにて協定を爲し得る權利を生ぜしむるものである。若し契約の相手方が自由なる協定に依り其許可ありたる増加給付を爲すべき義務を引受くる事を肯ぜざる場合に於ては賣手乃至賃貸人は——民法上の規定に依り可能である限り——契約又は法律に依り當人の有する解除又は告知の權利を行使して其契約關係を終局せしめ、新規の契約締結の際には其許可ありたる價格、料金、條件に於て協定する事が出来るのである。斯る解約申入は其賃貸借關係が告知保護 (Kündigungsschutz) の適用を受くるものである場合にも許さるのである(一九三七年一月二日の「使用及用益貸間の告知保護に關する命令に關する第一次實施令」——1. VO. zur Ausführung der VO. über Kündigungsschutz für Miet- und Pachträume.——「法律公報」、第一輯、一三二五頁——の第四條參照)「譯者註」。

〔譯者註〕 第一次使用及び用益貸間告知保護令實施令第四條「賃借人に於て價格形成統監又は同統監の委託を受けたる官廳が許可したる賃料引上を承諾する事を拒みたる場合に於ては之を以て賃借人保護法第一條Pの意味に於ける賃貸借取消理由と看做す事を得。賃貸借關係の消滅は専ら契約に依り又は契約條項無き時は法律に依り解約申入を許さるべかりし若し約定賃貸借期間の満了と成るべき日を期日としてのみ之を要求する事を得。」

果して或る法律行為が價格引上禁止に牴觸するものであるか否かの問題は價格形成官廳及び價格監督官廳に於ても之を判定しなければならぬのであるが、又民事及び刑事裁判所としても此點を判定しなければならぬ場合が生ずる。價格形成官廳としては此點が肯定的に闡明せらるると言ふ事が特別許可を下附し得る爲の前提條件と成るのである。價格監督官廳及び刑事裁判所の側から言へば此問題は犯罪構成事實に關する問題であると言ふ事に成る。最後に民事裁判所としては或る法律行為の有効又は無効からして夫々の民法上の結果を推斷しなければならぬ。そこで若し之等四箇の當局が夫々異つた判定に到達したとしたらば如何なる事に成るであらう？次に掲ぐる場合は此間の事情の困難さを物語る一例と成るであらう。或る住宅組合が一九三六年以來其住宅を借りて居る或る賃借人に對して組合に加入するやう要求したのである。後者は之を拒絶したので組合では解約を申入れて明渡の訴を提起した。茲に於て賃借人側は價格監督官廳に救済を求め、同官廳では右の解約申入を以て回避行為（價格停止令第二條）なりと爲し價格停止令第四條に従ひ刑事訴追を請求する事に成つた。組合側では其市部か郡部かの賃貸借係の物價官廳に救済を求めて組合住宅の他の借家人は總て既に一九三六年以來組合員と成つて居る事實を證明したのであつた。茲に於て物價官廳は組合員の獲得及び解約申入は價格引上（條件變更）禁止違反と成らず従つて之に就き特別許可を必要とせずとの意見を明かにした

のである（因に之は間違つた見解であつたのである！）。斯くの如き場合に於て裁判所はさて之を如何に裁斷すべきであらう？裁判官自身の自由裁量に依て之を裁斷するか乃至は行政官廳の豫先裁決に従ふべきか？又然りとすれば何れの官廳に従ふか？

民事訴訟法第四十八條に従へば民事裁判所は行政官廳に於て決定するを要する所の法律關係存在の有無に關する争の決定に關係して來る場合には審理を中止し得る事に成つて居る。而して下級價格形成官廳が價格停止令第一條に依て禁止されて居る所の組合員勧誘に就て許可を與へる件に就き事實專管權を有するものである事は疑無き所である。唯此許可に基く場合にのみ——一般に禁止されて居る所の——組合加入強制の爲の解約申入が法律上效力を有する事と成り得るのである。若し價格形成官廳に於て特別許可の必要無しと裁定すれば裁判所としては其反對の認定を爲すを得ない。行政官廳の裁定が裁判所を拘束するのである（此點に關しては大審院民事部判例、第九十一號、第九十五號、參照）。

刑事裁判所も民事訴訟法第二百六十二條第二項に依れば審理を中止して民事裁判所の判決を俟つ事の可能性を與へられて居る。此事は進行中の行政手續に就ても妥當しなければならぬ筈である。勿論刑事裁判所は民事裁判所又は行政官廳の裁定に拘束せらるるものではない。刑事裁判所は寧ろ自由なる裁量に依て裁斷を下すのである。然し乍らそれにしては管轄行政官廳が其行為は適法であると認定したる被告を刑事裁判所が處罰すると言ふ譯には行かぬであらう。

以上述べ來つた所からすれば、専ら價格形成官廳の裁定のみが裁判所を拘束し得るものである事、而して裁判所は價格監督官廳に對しても先づ第一に價格形成事實の判定を求めねばならぬと言ふ事は最早疑ふを得ない所である。其際勿論、使用及び利益貸賃價格並に土地價格の形成に就ては價格監督官廳が（但し伯林に於ては價格形成官廳が）物價官廳の監督官廳である事、從つて其限りに於ては價格監督官廳も價格形成權（Preisbildungsbefugnisse）を有する事は注意を要する點である。此場合に於ては意見の相違があれば監督官廳の裁定が優位を占むるものである事は自明の所である。

裁判所が價格形成官廳の裁定に拘束せらるると言ふ事は、後者が其管轄する特殊領域に於て裁判所よりも一層多量の知識及び經驗を集め得るものである事を想へば納得し得らるる所である。而も四箇年計畫の遂行の爲には之が運営の確實を必要とするのである。此故に既に價格形成法第六條に依り、同價格形成法に基きて發せらるる命令（Anordnungen）は行政官廳並に裁判所に對し拘束力を有するものである旨が明記せられた次第であつたのである。然し乍ら此拘束力は、價格停止令を適用する事に依て生ずべき「民事争議」（裁判所構成法第十三條）に就き將來に互り裁斷し得る裁判所の権利及び義務をば裁判所より奪取る事に成る譯合のものでは決して無いのである。價格形成統監は其訓令、三七年度、第八十四號（「法曹週報」、一九三八年、一〇八七頁）の第二十四號（別稿參照——譯者）に於て此の「民法上の争に關する——譯者」裁斷は専ら通常裁判所の管轄に屬するものである事を價格監督官廳に明示して居る。それ故裁判所が便宜上立證の途中に於て價格形成官廳に價格停止令適用上の

態度決定を誘ふが如きは許すべからざる遣方であらう。斯くの如き手續は實際的例外的場合のみに限り考慮する事を許さるるものであらう。他面、當事者は自ら價格形成官廳に特別許可を申請し、之を受訴裁判所に提示し、或は別に價格監督官廳に對して物價法規違反を摘發し、之に依て發せらるる秩序罰處分を訴訟に利用するも差支無いのである。

(三) 最高價格に依て生ずる法律問題

辯護士 ドクトル・ハーヘンブルグ

(マンハイム)

日常必需品に就き最高價格を定め得る権限は既に一九一四年八月四日の法律(第一條)に規定する所である。而して之に就ての指揮及び實行に關する詳細は各州並に其機關に一任されて居る(第三條)。斯くして制定せられたる最高價格を越えたる時は罰せらるる規定である(第四條)。此公定最高價格に於て物品の引渡を拒む時は官廳は之を攝收し得るの權利を生ずる。官廳は其物品を最高價格に於て保有する事が出来るのである。又官廳は此物品を斯る價格に於て占有者の計算に於て競賣に付する事が出来る(第二條)。

右の法律は各地方毎に個々の商品に就て適用せられたのである。然るに、一九一四年一〇月二八日の聯邦參議院告示(BR. Bek.)に依て最高價格の問題は興味の前景に迄持ち出さるる事と成つた。即ち同告示は穀類(裸麥、小麥、大麥、及び糠)に就て全國に亘る最高價格を採用したものであつたのである。更に又一九一四年一〇月三十一日の聯邦參議院告示に依て砂糖に對し、一九一四年一月五日

の告示に依ては燕麥に對し、一九一四年一月二三日の告示に依ては食用馬鈴薯に對し夫々最高價格が決定せられた。此他の物品に對しても追々最高價格が實施せらるるであらう。然し乍ら物品の品目は如何に多く成らうとも法律の状態は些の變化も無い譯である。

一九一四年一〇月二八日の告示は國家の權力を擴大したものである。即ち國家は最早占有者が其商品を最高價格に於て引渡す事を拒絶する迄待つを要し無い事に成つたのである。商品の占有者は何時と雖も所轄當局の要求に對しては之を引渡すべき義務を負ふ事に成つた。而して其場合、攝收價格(Ubernahmepreis)は最高價格では無いのである。之は當局に於て之を定むる事に成つて居る。勿論官廳當局としては其場合専門家を立會はしめなければならぬ。當該商品の品質及び果して拂下に適するか否かに依て其攝收價格は決定するのである。最高價格は單に參考に供せらるるに止まる。公定最高價格に於ける競賣の際には小賣最高價格が用ひらるる事に成つて居る。

穀類及び燕麥の最高價格は専ら卸商に對してのみ適用される(一九一四年一〇月二八日及び十一月五日の「穀類及び糠の最高價格に關する告示」、第一條)。穀類に關して卸賣とは生産者(Erzeuger)、加工者(Verarbeiter)及び商人(Händler)間の取引の事を言ふと定義されて居る(第七條及び第四條)。同告示に於て消費者は買手(Abnehmer)として之等と對立せしめられて居るのである。糠に就ては本規定は専ら『製造家』(Hersteller)にのみ適用される事に成つて居る(一九一四年一〇月二八日の告示、第八條)。馬鈴薯ならば單に『生産者』(Produzenten)のみに適用せらるるのである(一九一四年一月二三日の告示、第一條)。

之等の告示の内容が經濟の分野に重點を置いて居るものである事は疑無き所である。而して其主たる目的は正當なる (richtig) 最高價格を制定する事に在つた。それ故『主要地』(Hauptorte) なるものを列擧してあつて夫々に算定の仕方が違へてあるのである。又それ故各州の中央官廳の管轄區域は從たる地 (Nebenorte) と言ふ事に成つて居る。斯る法律に依る干渉が果して其懸けられたる期待を満足せしめ得るかどうか、期して待つ可きである。特に果して斯る措置に依て貯藏品の公平なる分配を達し得るか又物品を倉庫より引出す事に成功するかどうか。又果して仲買人閉出しが出来るか、而して其結果は如何なるものと成るであらうか。總て之等の事柄は最早本論文の對象では無いのである。本論文は寧ろ之等の法律より生ずる所の法律家として特殊な諸問題を取扱つて見ようとするのである。

法律的に之を觀れば聯邦參議院の態度は、本來ならば契約自由の原則が支配すべきであるに拘らず特殊な事情の爲己むを得ざるに出でたる干渉であると考へられるのである。此事は二つの方向を採つて現れて居る。即ち一つには任意價格 (willkürlicher Preis) に對する制限がそれであり、第二には國家の物品攝收權がそれである。

公定最高價格以上に於て約定する事は禁じられて居る。若し之を越えれば處罰せらるるのである。處罰は賣買契約が斯る高價に於て締結せられた場合にのみ可能と成ると言ふのでは無い。既に斯る高價を要求したる事實があれば即ち足るのである。又買手が斯る踰越價格を同意したるに依て初めて其行爲は處罰し得ると言ふのでは無い。假令買手側から高價の申込を爲し賣手側に於ては此申込に應じ

たのみであると言ふ如き場合にても處罰は免れぬ。個人の利益を侵害した行爲に對して罰を科するのでは無い。此法律の保護を享くるのは全體 (Gesamtheit) の福祉なのである。最高限度を回避せんとする行爲は如何なる種類のものにもあれ許されぬ。之が爲には嘗て最低限度を達成する爲に行はれた各種の申合せに於て得られた一切の經驗が、今は逆の方法で繰返されて居る譯である(註)。

(註) 大麥商に於ける此種企畫に就ては「ベルリナー・ターゲブラット」紙、一九一四年二月一七日、第五八五號添付の商業新報を参照すべし。

尤も最高價格を越えて締結せられたる賣買契約と雖も無効と言ふ譯では無い。勿論取引其物は法律の禁令に牴觸する行爲である。然し乍ら斯る行爲の結果が無効と成るのは専ら法律上別様の解釋が成立たぬ場合のみに限られて居る(民法典第三百三十四條)(六三頁參照)。然し乍ら此處に言ふ場合は之と異つて居る。法律は賣手方に對して賣る事を阻止しようとする譯では無いのである。唯賣手としては法律の許す所以上のものを受取つてはならぬと言ふのである。されば此目的から自然に代價が許されたる所迄引下げられて來る結果に成るのである。他の方面に於ても法律は之と同じ遣方を爲て居る。即ち雇傭契約に於ては義務者を五年以上長期に互つて拘束する事を許さぬ。然しそれ以上長期の約定が直ちに無効と言ふ譯では無いのである。唯斯る契約は法律の許す期限迄に制限せらるるだけである(民法典第六百二十四條)。賣手側としては彼が最高價格に於て賣る事を欲しなかつたに就ては理由もあらうが、それを理由として持出す事は許され無いのである。斯く規定して置けば賣手側としては

「最高價格以上では」賣る事を許されぬのも同然の結果と成る譯である。又賣手は買手から商品を買戻し得ない規定に成つて居る。之亦斯く規定して置けば、賣手側が一九一四年一月三十一日以後に行はるる値上り（一九一四年一月二八日の告示第九條）に就て「之が代償の」要求を持ち出さうが爲に之を「即ち買戻權を」利用する事は封じられたも同然の結果と成らう。買手が最高價格以上を支拂ひたる場合には其過剩額だけの返還を請求する事が出来る。之に對して買手が責任を問はるる事は無いのである。尤も買手と雖も其商品を返還して其代價の全額の拂戻を要求すると言ふ事は出来ぬ。即ち買手に對しても最高價格に於て爲されたる締結は效力を持つ譯である。法律は兩方の側に對して此價格を指定して居るのである。即ち此公定價格が契約の不動の支點なのである。

然し乍ら實際の實務上の觀點からするも矢張り右の結論に達せざるを得ない。蓋し最高價格の算定に當つては附帶經費をも勘定の中に入る事に成つて居るからである。而して此計算の爲方は袋詰とせずして引渡す場合乃至受取と引換に現金拂を爲す場合にも行はるる事に成つて居る。後日拂の場合にはライヒスバンクの割引率以上二年二歩迄の利息を加算するも差支無い。（一九一四年一月二八日の告示、第一條第一項。及び同一一月五日の告示、第七條）。若し支拂目標（Zahlungsziel）ある賣却に於て最高價格以上の價格を定めある場合には右の規則に従つて果して最高價格違反と成らぬかどうか計算して見るの必要がある。穀類の場合にあつては荷積費、貨物驛又は船舶荷揚場迄の運賃は之を最高價格の中に織込むべきものとする。但し糠は然らず。即ち糠の場合には『運賃前拂の貨車』（Franko

Wagen)乃至『自家所有船』（frei Rheinschiff）を以て配達する場合ならば割増の約定あるも差支無いのである。然る時は計算の仕直しを必要とする。従つて計算に變化を來す場合も起り得る譯である。但し契約全體が有効であるか無効であるかを斯る偶然な事柄に依て決定するのは妥當で無い。許されたる額迄の値下りだけは何れにしても實現される事であらう。

官廳は其卸賣に就き最高價格を公定しある商品に關しては之が引渡を要求し得る權利を有して居るのである。此場合には必ずしも最高價格を支拂ふを要し無い。官廳自身に於て價格を指定するのである。此事は理由無くして商品を賣惜みたる者に對して處罰を爲し得る餘地を設けて置かうとするに因るものである。勿論告示は一九一五年一月一日以降に就て更に之が爲の對策の補強を企圖して居る。之が爲占有者の間には要領深くも徐々に持品を手放しに掛つて居る状態である。之に就ても總る動機を考慮して事態を客觀的に評價して掛る事が所期の成果を收むる上には必要であらう。法律的に之を觀れば賣買契約の締結に關しては民法上の權利は無い。商品の占有者が拒絶するに於ては國家は之に意思表示を求むる爲の訴を提起する必要は無い。沒收の行はれたる實例もある。又國家官廳としては行政手續に依る押收の權利を有して居る之に據る時は所有權は押收と同時に官廳の手に移るのである。此際には占有者の承諾の意思の有無は問題と成らぬのである。統治行爲が所有權を取上るのである勸告を發したるのみでは押收と看做すに充分で無い。勸告は單に準備行爲に過ぎぬのである。占有者の願出に依り押收が行はれずして止みたる時には改めて讓戻の要は無い。國家が實際に攝收する

以前に偶然の事故に因り商品が消失したる場合は占有者として其賠償請求権を生じ無い。但し此場合にも雙方の協定に依り國家が占有権を取得したるものと爲る事が出来るのである。國家は占有者との間に特別の協定を取結ぶ事が出来る事に成つて居るが、然る時は占有者は倉庫業者、問屋、等として國家に代り占有権を保有する事に成る。民法上の契約を以てしては所有權の移管は行はずとするも占有權は斯る契約に依て設定され得る。

若し商品が其沒收を受けたる占有者の所有に懸るもので無かつた場合は善意の取得に因り國家に所有權を生ぜしむる。但し占有權の移管が爲されたる事を必要とする。然る時は眞の所有權者は官廳に現在保有されて居る商品に就て自己の所有權を主張する事を得ぬ。所有權者としては單に代價を受けたる占有者に對して損害賠償の請求權を有するのみである。但し此請求權も利得ありたる事を理由として成立つのである。貯藏、委託、等の契約關係が存し居たる場合には其契約關係を基準として決定せらるるのである。

價格の支拂に就て占有者は民事裁判所に於て其請求權を主張する事が出来る。若し商品の品質に瑕疵ある時は之を攝收せる國家は私人の買手と同じく異議を申立てる事が出来る。尙國家は使用に堪へざる品は返還する事も出来るのである。民法の時効が適用される事に成つて居る。

價格の額に對して占有者が異議を申立てる事は許されぬ。公定が終局的である。而して此公定は取得者の『公平なる裁量』に一任されて居るのである。従つて公定に對しては不公平を理由として之が

取消を求むる譯には行かぬ。

國家の物品取得權は之を第三者に委讓する事を得ない。之は國家の高權に屬するものである。行政官廳は占有者から其所有權を奪ひ之が對價を終局的に定むる。之は國家機關に依てのみ爲し得られるのである。但し沒收したる穀類、燕麥、等を直ちに第三者に轉讓する事は何等妨げぬ。占有者が國家に其貯藏品を引渡す事を強制され、國家は占有者が之に賣却する事を拒みたる第三者に其物品を同じ價格を以て轉讓し得る事に成らうとも、占有者の權利が侵害される譯では無い。唯國家は攝收者として常に仲介の役を果さなくてはならぬだけである。

(十三) 既存契約に對する最高價格の影響に付て判定を與へる爲の仲裁裁判所

法學博士 フェリックス・ボンディ
(ドレスデン)

既存契約に對する最高價格の影響に付ては、既にエルトマン教授の明瞭且詳細な論述がある、一九一五年法律週報一五一九頁以下。私は編輯部の依頼に應じて、此の論文を祖述し、特に實際的の見地から此の問題を今一度論じ且同時に仲裁裁判所に於ける手續を仔細に互つて述べやうと思ふ。

一九一五年一月一日公布に係る聯邦參議院令の領域はエルトマンの論文に於て遺漏なく述べ盡されてゐる(前掲一五一九頁)。たゞ、之と對照の爲に次のことを明にしておきたい。即ち同令所掲以外の物品の供給に關する契約は此の領域に屬しない。従つて該命令の規定は例へばライ麥、小麥、大麥及豚の供給に關する契約に對しては、縱令此等商品に付最高價格が制定せられ居るに拘らず、總て適用されないのである。之に付ては、一九一五年七月二三日及一月四日の聯邦參議院令、法律公報四五八頁、四六二頁及七二五頁參照。故に此等商品にあつては、最高價格の制定が既存契約に對し如何なる影響を及ぼすかは、民法の一般規定に従ふ。又一九一五年一月一日の命令に定むる仲裁裁

判所は、之に關する爭議について管轄權を有しない。各個の場合に於て契約當事者が其の裁判管轄を合意し得るや否やは、別個の問題である。何れにしても、仲裁裁判所は民事訴訟法第千二十五條以下に従ひ判斷することを要する此種合意に基いて活動する義務はないのである。

エルトマンの論文中の一節は補足説明を要すると思ふ。一九一五年一月一日の命令第一條第二項は、「本令施行前最高價格を超えて支拂ひたる代價は之が返還を請求することを得」ざる旨規定する。これにつき、エルトマンは「右代價は最高價格の制定前に合意し、其の制定後に支拂ひたるものを指稱すること勿論なり(前掲一五二〇頁)とする。此の考は確かに一般的には正當であり、且大多數の場合に於ては肯綮に値する。併し乍ら、私は事情に依つては、最高價格の制定前に支拂つた代價も該規定の適用を受けるものと思ふ。商品供給前に代價を支拂つた場合が之である。以上の理由に依りエルトマンの述ぶるところは次の如く修正する方が正當なりと信ずる。即ち命令第一條第二項の規定は同令施行前最高價格を超えて支拂ひたる代價一般に付適用せられ、ただ單に最高價格の制定後始めて其の合意ありたる代價のみならず、と。蓋し此の場合に於ては價格の合意そのものが、最高價格に衝突する、即ち違法となると云ふべきであらう。私はエルトマンの論述も亦恐らく此の意味に於て爲されたものであらうと思ふのである。

仲裁裁判所の活動の範圍に付てもエルトマンが述べてゐる(前掲一五二二頁)。これに付ても若干の管見を述べることを許されたい。

聯邦參議令は最高價格の制定を契機として本令の適用を受ける商品に付、契約當事者間に既存契約に基いて展開されるところの訴訟の爲通常訴訟手續に代ふるに一箇の新たな手續を以てせんとするものではない。寧ろ該令はただ其の適用を受ける場合に於てのみ契約條件を事情の變更に則應せしむる爲の途を拓かんとするのである。併し乍ら此の場合原則として供給期間及供給量に關する約定は契約當事者が其の變更に同意せざる限り維持せられねばならぬ。此の目的の爲、各契約當事者に對し、如何なる條件の下に契約を履行すべきやに付仲裁裁判所の裁判を求むる可能性が與へられるのである。故にこれを確定することが仲裁裁判所の唯一の職務である。併しこれに依つて、通常裁判所の裁判權が全く排除せられたわけではなく、寧ろ一般に何れの當事者よりも申立なきときは、仲裁裁判所に於ける一切の手續は行はれない。併し一度仲裁裁判所が判斷を與へたときは、其の裁判は終審として確定し、總ての裁判所を羈束する(令第三條第一項第四段)。夫れで契約當事者の孰れも仲裁裁判所の裁判を求めない間は、通常訴訟の被告たる契約の相手方が、該訴訟の進行中民事訴訟法第二百七十四條第二項第三號に依る妨訴抗辯(當該訴訟の裁判は仲裁裁判所の判事に依りなざるべしとする)を提出してもそれは所詮無益であつて、寧ろ私の考へでは(エルトマンの意見(前掲一五二二頁)とや異なる)當事者の何れかが事前に又は少くとも同時に一九一五年一月一五日の聯邦參議院令(法律公報七六九頁)第二條に依る申立を爲して仲裁裁判所の手續を開始せしめた場合にのみ妨訴抗辯が許される。エルトマンの述ぶる如く、仲裁裁判所の裁判事項は契約を履行すべき條件の確定のみに存する。仲

裁裁判所は自由なる裁量に従ひ之を確定する(一九一五年一月一五日の命令第三條第一項第一段及一九一五年一月一五日の命令第九條第一項)。仲裁裁判所は關係者の申立に拘束されな(後に掲げる命令第九條第一項第二段)。仲裁裁判所は兩當事者の利益を慎重に比較衡量し、且場合に依つては既存契約に代ふるに新たな契約を以て補ふことが出来る。而して仲裁裁判所の權限は右の範圍以外には及ばぬ。それ故、例へば、品質、隠れたる瑕疵、擔保せられたる性質の欠缺に關する爭議、更に、代價に關する訴又は欺罔若は錯誤に因る取消の訴は仲裁裁判所の管轄に屬せず、從前通り通常裁判所の管轄に屬する。併し一の點に於て、仲裁裁判所の管轄に付明かに擴張解釋を爲す必要がある。一般に最高價格の制定せられた大多數の商品に付ては、卸賣又は小賣の別に應じてそれぞれ異なる額の最高價格が存在する。そこで本來仲裁裁判所の管轄に屬する事件に於て、或る供給契約が卸賣に屬するか、又は小賣に屬するものと認むべきかに付争あるときは、此の問題の裁決についても私の見るところでは仲裁裁判所の判斷權を肯定すべきである。

エルトマンが仲裁裁判所の仕事の或る部分は確認的のもの、或る部分は權利形成的のものとしてしたのは(前掲一五二二頁)、頗る肯綮に當つてゐる。仲裁裁判所の裁判は敗訴判決を言渡すべきものではなくして、事情の變化に即應して契約を如何に解釋し、變更し、實現せしむべきかを宣言すべきものである。それであるから通例仲裁裁判所の手續は同裁判所が決定(一九一五年一月一五日の命令第九條第二項)を以て當事者間の契約は契約條件に従ひ履行せらるべきものなることを確定するに依り

結了する。故に、強制執行の爲の債務名義と認むべき仲裁裁定は得られないので、寧ろ事情の變更に對應し信義誠實を旨とせば、如何なる條件にて契約を履行すべきかに關し確定的に且拘束的に基準となり得る鑑定的意見が仲裁裁判所の裁判であると説明する方が近いのである。當事者の一方が右裁判に従ふことを肯んじないならば、他の一方當事者は管轄権ある通常裁判所に履行を訴求するより仕方がない。それ故民事訴訟法第四十二條に所謂執行判決を與へらるべき道は與へられてゐないのであらう。

これに對する一の例外は一九一五年一月一日の手續令第七條第二項と關聯せる同年一月一日の命令第四條第三段及第四段の規定するところである。同條に依れば、仲裁裁判所の裁判長は契約當事者の義務に關して暫定的命令を發し且其の執行を爲さしむることを得る旨、竝に斯種の命令に基き州中央官廳の發する規定に準據して執行を行ふ旨が規定されてゐる。此の規定は仲裁裁判所の手續に依つて契約の履行が遅延せしめられる危険を防遏する目的を持つことは明である。此の理由から裁判長に右の如く絶大の権能が與へられたのであつて、即ち裁判長をして強制執行を命ずることを得しめ——價格制定は後日に留保——如何なる場合に於ても期間通りの供給を確實にし、場合に依つては同時に裁判長の命ずる擔保の提供と交換的にその供給を爲さしめるのである。斯くて此の點に運用の妙を發揮するに於ては契約が迅速且簡單に履行されることを期待し得るわけである。此の場合裁判長に與へられてゐる諸權能は、合議體としての仲裁裁判所の成立を見る限り、同裁判所にも亦歸屬すると解すべきである。例へば、證人若は鑑定人訊問の結果又は其の他の理由より期日を延期するの已む

ない場合に、仲裁裁判所としては同時に契約の履行の遅延せざる様配慮せんとする場合が考へられるであらう。斯る場合に於ては、仲裁裁判所の命令は裁判長の命令と同様に執行力あるものと看做さねばならぬ。併し民事訴訟法第四十二條に所謂執行判決はこの爲にも必要でない。蓋し、此の場合、問題となるのは仲裁裁定そのものの執行ではなく、暫定的命令であり、恰も不正競争防止法第二十五条に依り發せらるる特別の種類の假處分に似たもので、後の場合民事訴訟法第九百三十五條、第九百四十條の諸條件の存在を必要としないのと同様に、前記民事訴訟法第四十二條の適用はないのである。

仲裁裁判所の組織及び其の手續は多くの點に於て軍需の爲のライヒ仲裁裁判所に關する規定（一九一五年六月二四日の聯邦參議院令、法律公報三五七頁、第二條及び第三條竝に一九一五年七月二二日の爲の手續令、法律公報第四六九頁）と一致する。此の規定が恐らく模範として用ひられた様には思はれる。併しライヒ軍需仲裁裁判所は裁判長一名及陪席員四名の部に於て裁判をするのに反して、——重要性が比較的少いことと對應して——此の仲裁裁判所に於ては裁判長一名及陪席員二名の組織を以て十分なりと思料せられたのである（一九一五年一月一日の命令第五條第二段）。裁判長は常任の判事たることを要し、司法行政廳が之を選任する（第五條第三段）。これに依り一面に於ては補助判事の選任が禁ぜられたのであつて、そは固より職務の重大性に鑑みて歓迎すべきことである。他面此の規定に依り司法行政廳は、適當なる場合辯護士を裁判長に選任することを得ないのである。この

ことは、仲裁裁判所に於ける辯護士の活動の甚大なるに鑑み（之に就いては、マグヌスの示す統計、獨逸法曹新聞一九一二年一一七九頁が貴重である、参照せられたい）、甚だ遺憾であつて、辯護士を通常裁判所の判事に任用して成果頗る良好なる今日に於て殊に然りと云はねばならぬ。（フォン・ダッセル、一九一五年法律週報一二五〇頁参照）。

既に述べた如く、仲裁裁判所の裁判に對しては不服の申立を爲すことを得ない（一九一五年一月一日の命令第三條第一項第四段）。仲裁裁判所の各構成員の責任はその爲極めて重大なるものとなる。仲裁裁判所手續の目的から考へ、又現下の戦争状態に鑑みて、斯種の規定が恐らく必要だつたのであらう。だが此の不服申立を許さぬといふことは、仲裁裁定が全員一致を以て爲されざりし場合に於ては、懸念ある様に思はれる。陪席員として關與する二名の仲裁官が意見を異にし、従つて法律學を専攻せる裁判長の表決を以て決定するといふ様な場合、又は裁判長が部員たる二名の素人裁判官に依つて評決に敗れるといふやうな場合は起り得るのである。斯の如き場合に於ては、仲裁裁定が現實に正義と國民感情に合致することに付ては如何なる擔保もないのである。少なくとも斯の如き特別の場合に付ては第二審たるより大きい仲裁裁判所に救済を求めることを許すのが、衡平の命ずるところだつたであらうと思ふのである。非常に多額の金銭的價值が問題となり得ることを考量せられたい。

次に、仲裁裁判所手續に付ては、一九一五年一月一日の前掲手續令（法律公報七六九頁）に依る。右に依れば手續は、出來得る限り簡單に規定され、一切の不必要な形式主義或は官僚主義に執は

れて居ない。裁判長は其の法廷指揮に於て頗る恵まれた自由が與へられてゐるのである。

仲裁裁判所の手續を開始せしむる爲には、訴を必要とせず、簡單な申立をなせば足りる。此の申立は書面又は口頭に依り、口頭申立は區裁判所の書記又は仲裁裁判所の書記をして調書に記載せしむる（前記手續令第二條）。此の申立は合目的々に事實を簡單に記載し、且證據方法を開示せねばならぬ、證據書類は成るべく添附することを要する。然らざる場合にも其の申立を却下すべきでないのは勿論であり、寧ろ適當な方法で申立人に對し必要な陳述を促し、且證據の提出に付注意を爲すことが裁判長の任務である。

仲裁裁判所の土地管轄は、賣主が普通裁判籍を有する地に屬する（一九一五年一月一日の命令第三條第二項及び手續令第二條第一項）。賣主が獨逸國內に全く普通裁判籍を有せざるとき如何に取扱ふべきやに付ては、規定を缺く。斯る場合に於ては、管轄權ある仲裁裁判所がないので、従つて仲裁裁判所の手續も全然行はれないわけである。

次に土地に付管轄權なき仲裁裁判所が救済を求められたるとき、又は全然仲裁裁判所手續の介入する餘地なき場合に於て仲裁裁判所の救済が求められたるときは、如何に處理すべきや。何れの場合に於ても仲裁裁判所は管轄違の宣告を爲さねばならぬ。併し、救済を求めたる契約當事者の相手方が明示的に此の仲裁裁判所に依る裁判に付合意したる旨の意思表示を爲したるとき、即ち當事者双方が管轄權の缺除にも拘らず仲裁裁定の言渡を求めたるときは、如何にすべきや。斯種の場合に於て、此の

職務を引受けんと思ふは、恐らく仲裁裁判所の自由なる裁量にあるであらう。何れにして、賣主の普通裁判籍に關する仲裁裁判所の管轄は專屬的なものではない。それ故、他の仲裁裁判所の管轄も亦當事者に於て合意し得るのである。勿論、此の場合に於ては、合意せられた仲裁裁判所が自己に委ねられた職務を引受けることの保證は全然與へられてゐないのである。其の決定は其の仲裁裁判所の自由なる裁量に任されるのである。

仲裁裁判所の管轄違の宣告に付ては、別段の方式の定めがない。手續令第七條第一項は擴張解釋の必要ありと思はれるが、同條に依れば右の場合法廷外に於ける裁判長の處分を以て足りる。仲裁裁判所(又は裁判長)が、他の仲裁裁判所の土地管轄に屬するものとして事件を直ちに管轄仲裁裁判所へ移送することは差支へない。斯る處直は通常當事者の利益を十分に考慮した場合に行はれるであらう。

原則として賣主が普通裁判籍を有する土地の仲裁裁判所が裁判を行ふべしとする理由は、該裁判所が其の土地に行はれる最高價格及取引慣習をば先づ第一に斟酌することを通例とするといふことにあるのは明である。尤も此の點に付て明文の規定なく、寧ろ仲裁裁判所は其の自由なる裁量を如何なる方法でも制限せられなかつたのである。それ故、例へば賣主の住所地(又は營業所所在地)に於て、買主の住所地(又は營業所所在地)に於けると異なる最高價格が制定せられたるときは、仲裁裁判所は自由なる裁量に従ひ當事者双方の利益を衡平に斟酌して、當該契約に對し何れの最高價格が基準たるべきやを決定せねばならぬのである。仲裁裁判所が此の場合各箇の場合に付て設けられた特別規定を

等閑に附することを得ないのは、言を俟たない。即ち例へば一九一五年一月二二日のバター價格の統制に關する聯邦參議院令(法律公報六八九頁)及び一九一五年一月二八日の馬鈴薯價格の統制に關する聯邦參議院令(法律公報七一頁)は共に第三條第二項に於て、バター及馬鈴薯の卸賣に付、買主及賣主の營業所所在地に於ける價格を異にするときは賣主の營業所所在地に付適用される價格を以て基準とする旨を規定して居るのであり、又小賣に付ても右兩命令第四條及び第五條に於て此の點に付特別の規定が設けられてゐるのである。

仲裁裁判所に於ける手續は極めて簡單である。開廷は公開しない。口頭辯論は、裁判長が命じた場合に限られる(手續令第三條第一項)。但し、如何なる場合に於ても裁決前關係人の意見を聴くことを要する(同條第二項)。其の違背ありたる時、利益を侵害せられたりとする當事者は、民事訴訟法第千四十一條第一項第四號に従ひ管轄通常裁判所に仲裁裁定の廢棄を求めるか又は後日繫屬することあるべき通常裁判所に於ける手續に於て、右仲裁裁判所の決定は一九一五年一月一日の命令第三條第一項第四段に依り、廢棄の原因が存することの故を以て、確定力及び拘束力なき旨を主張し得るであらう。尙關係人は常に辯論に立合ふの權利を有し、開廷の地及び時日を知照することを要する(手續令第三條第二項及第四條第一項)。極めて合目的々と思はれるのは、呼出の方法が簡易化されたことである。それは通例書留郵便を以て爲される(同令第四條第二項)。

口頭辯論に於ては、關係人は代理人に其の權限を證する書面を付與して自己に代り出頭せしめるこ

とを得る（同令第四條第三項）。一般的原則に依るも、關係者は、全手續の爲に（故に例へば仲裁裁判所の裁判を求むる申立又は他の契約當事者に對する反對陳述を爲すに付使用人、辯護士、同業者等を代理人に選任することを得る。併し、此の範圍に於ても、委任状を必要とし、之に基き記録に其の旨を記載し、且通例記録に編綴される。各州法の規定に依り委任状に印紙を貼付すべきものとする場合は、此の印紙を貼付する義務がある。右は、手續令第十一條第一項と關聯ある一九一五年一月一日の命令第三條第一項第三段に於て、仲裁裁判所手續に付手数料を徴收せざる旨の規定と牴觸しない。寧ろ委任状印紙貼付の問題については、州の法律が之を決定するのである。印紙税免除に關する國法上の規定（一九〇〇年六月三〇日の營業災害保險法第四百五條に於けるが如き）は存在しない。

其の他の點に於て仲裁裁判所の手續は多く通常訴訟手續に類似してゐる。但し後者に於ける如き懈怠判決は仲裁裁判手續に於ては言渡すことを得ない。仲裁裁判所の裁判を求むる申立を爲した契約當事者に對しても亦然り。即ち當事者の一方が適時の呼出を受けながら、指定に係る口頭辯論期日に出頭せず又代理人を出頭せしめざるときと雖、事件に付辯論及び裁判を爲す（手續令第四條第三項）。右の場合に於て如何なる程度まで相手方の陳述を信用すべきかは、仲裁裁判所の自由なる裁量に委ねられる。併し如何なる場合に於ても、民事訴訟法第三百三十一條の規定（相手方の陳述を自白したものと看做す）の適用はない。何を以て右に所謂「適時の」呼出（*rechtzeitige Ladung*）と認むべきか、手續令の規定せざるところである。呼出期間に關する民事訴訟法の規定は該當する規定を缺くが故に、適用し得ない。故に、之についても仲裁裁判所の衡平なる裁量に依つて決定せしむべきであらう。勿

論此の點に關する限り、不適當に短い期間を以て呼出が行はれ且此の事由よりして一方の當事者が出頭すること能はざりしときは、此の當事者に對して法律上の審訊が爲されなかつたと認むべきや否やに付、通常裁判所に事後審査の權能を認むべきであらう（民事訴訟法第四百一十一條第一項第四號）。仲裁裁判所の自由裁量は、當事者の主張又は證據方法が期間の定めあるに拘らず此の期間を遵守して提出せられざりし場合も認めらるべきである（手續令第五條）。尙證據調は民事訴訟の諸原則に従つて行はれる。而して、仲裁裁判所は證人及び鑑定人を宣誓の上訊問する。辯論を開かざる場合は第七條第一項に依り裁判長之に當る（同令第六條）。右證據調は申立なきとき、職權に依り之を爲すことを得る（同上）。

最後に述べておきたいのは既に一寸觸れた如く、仲裁裁判所の手續に付ては手数料を徴收しないこと及裁判外の立替金、特に辯護士費用の償還は認めないことである（手續令第十一條）。

上來述べ來つたところの國法上の規定に關して各州が施行規定を發し得るであらう。ザクセン王國は既に斯る施行規則を公布した。即ち一九一五年一月一六日の司法省令（ザクセン司法省全集一〇八頁）が之である。此の施行細則は主として裁判長の任命及陪席員の選定並に前段に於て既に述べた執行問題に付て規定すべきである。ザクセン王國に於て、（爾餘の各州に於ても同じ様な規定を設けることであらうし、或は又既に設けられたかも知れない）、其の管轄區域内の農業界及び商業界より各一名宛の陪席員を選出することにしたのは、極めて合目的な處置である。其の任命は地方裁判所

(ザクセンに於ては各地方裁判所毎に一の仲裁裁判所が設置されて居る)の所在地を管轄する農事評議會及び商業會議所の作製する推薦名簿に基いて行はれる。仲裁裁判所は其の開廷毎に農事評議會及び商業會議所の推薦せる各一名宛の陪席員を召集することを要する。

○當事者が仲裁裁判所の構成員を忌避し得るや否や及び其の條件如何に付ては、特別の規定が設けられてゐない。従つて一般的規定が適用されるものと解せざるを得ない(民事訴訟法第四二條、第一千三十二條)。仲裁裁判に關與すべき仲裁人が法律上裁判官の職務の執行より除外せられる場合についても亦然り(民事第四十一條)。斯種の問題に付て裁判所の裁判が必要なりとせば、仲裁裁判所所在地を管轄する通常裁判所の管轄を肯定すべきであらう(民事訴訟法第一〇四五條)。

仲裁裁判所手續の全規定は契約當事者の爲に其の間に存立する契約を如何なる原則に従つて解釋し且履行すべきやに關し、能ふ限り簡易迅速且衡平な方法に依り確定裁判を得しめんとする願望に依つて終始一貫されてゐるのである。仲裁裁判所の實務の運行が立派に此の目的を成就せんことを私は庶幾するものである。恐らく實務の遂行に伴ひ尙幾多の缺點が示されることであらうし、又既存の規定を更に修正する必要が明にされるであらう。だが併し、既存契約に確定的解釋を與へる爲に國が仲裁裁判所を設置するといふ考へ方の中には、恐らく、將來の立法的活動に有終の美を收めしめる萌芽が横たはつてゐるのではあるまいか。

(十四) 最高價格令と既存諸契約との關係

控訴院判事 ガ

ド

ウ

(伯林)

大審院は最近の判決(大審院判例集、九九卷、六〇頁)に於て最高價格令(Höchstpreis VO.)は最高價格の制定ある以前に締結せられたる契約に對しては、假令同令に於て其最高價格以上の價格を『要求し又は支拂ふ』事を得ざる旨規定せる時と雖、之を適用する事を否定した。此判決に於て問題と成つて居る最高價格令と言ふのは一九一七年六月二二日の第七留守軍團長の公布に係る命令(VO. des stellv. Komm. Generals des AK.)——但し本令は其後廢止と成つたものである——の事を指すのである。而して此命令は鐵及び鋼に關して其最高價格をば陸軍省(KM)戦時原料部(KRA)の認定したる獨逸鋼業聯合會價格表(Preisliste des Deutschen Stahlbundes)に據るべき事を命じて居るのである。大審院としては決して同命令の有效性なり其價格制定の方法なりに對して異論を唱へんとするものでも、乃至は又或る最高價格令をば既に締結を了し居る契約に適用し得るとする事が許すべからざる事であると考へて居るものでも無いのであつて、唯其否定する所は、同命令が斯る效力を

も併せ有せんと欲して居るもので無いと言ふ點なのである。恐らくは久しき以前に期限に達したる儘猶豫しありたる債權に對して斯る苛辣なる干渉を加へんとする意圖あるものとも認められずと言ふのが大審院側の意見であるのである。されば同命令は規定の文面通りに解すべきものでは無い。支拂を禁ずとあるも、一般に多くの賣買契約は賣價の支拂を俟つて初めて成立するから此の禁令の意味があるのである、と斯う言ふ譯である。而して最後に大審院は戰時原料部の解釋は決定論のものに非ずとして之を拒否し、軍團長のみ此命令を決定的に解釋し得る權能を有するものである旨を明かにして居るのである。

大審院が本最高價格令も其中の一つである所の一群の諸命令の成立の沿革を承知して居らぬ事は明白な所である。尤も當時の陸軍諸官衙が崩壊して了つた今日之を如何に解釋しようとする勝手であると言へばそれ迄の話である。本令公布の後の事であるが予は暫く戰時原料部勤務を命ぜられたる經歷あるに因り何程か此問題の闡明に貢獻し得る所あらんかと信じて居る次第である。抑々此戰時重要原料の管理の衝に當つて居た戰時原料部なるものは普魯西陸軍省の一部であつたのである。而して同部の仕事として主要な役目を成して居たのは物資の徵用と價格の統制であつた。所で同部は其發する指令は多く直接的に之を布告して居たのであつたが、最高價格の制定に就ては國法上の見地から斯る處置に對し疑念無きを得ずとされて居た所である。成程、最高價格法 (H.P.G.——一九一四年二月一七日公布、「帝國法律公報」、五一六頁。及び一九一七年三月二二日改正、「帝國法律公報」、二五三頁)の第

五條は第一順位に其權能を有する帝國官廳に於て最高價格の制定を爲さざる限り其制定權を各州の中央官廳に付與する旨規定して居た。故に此點よりすれば普魯西州陸軍省は其管理に委ねられたる原料に就ては最高價格の制定を爲す事を得た譯であるが、之と同様の事はバイエルン、ザクセン、ヴェルテンベルク等各州の陸軍省に於ても爲して差支無い筈である。然し乍ら普魯西州陸軍省が同州と西北各州との間に締結せられたる軍事協約 (Militärkonvention) に基き軍政を執行しつつあつた夫等諸州に對しても果して此種の指令を發する事を得べきものであつたか、即ち換言すれば普魯西州陸軍省は果して例へばブラウンシュヴァイヒ州に就ても前記第五條に謂ふ所の『各州中央官廳』に該當するものであつたか、此點尠くとも疑念を得ずとされて居た所であつたのである。されば此疑念を一掃する爲に戰時原料部は各留守軍團長に對して同部の作成に係る各種の最高價格令の實施方を要請した。此委囑は戒嚴法 (Ges. über den Belagerungszustand) の發動を俟つて行はれたものである。即ち同戒嚴法第四條及び第九條に基き各其司令管區に就て各種の最高價格令を公布し得る軍團長の權限は大審院の判決に依て確認せられた。斯くして總ての軍團管區に對して同一内容の各種最高價格令が公布せらるる事と成つたのであるが、之等の命令は形式的に之を觀れば各留守軍團長に出るが如くであるが、其實戰時原料部の作成したる所であつて文句も同部に於て決定して居たのである。此處に問題と成つて居る最高價格令も之等諸命令の中の一つであると予は判然記憶して居るのである。

扱て戰時原料部が、制定價格 (Festgesetzte Preise) 以上の價格を『要求又は支拂ふ』ことを得ずとの

文句に附したる意味に就て之を観るに、慥かに之は既存の諸契約にも適用せらるべきものであつたのである。斯く斷ずる理由は、賣手側が長期供給契約を締結する事に依り戦時原料部の最高價格政策を妨害せんとするの舉に出でたる事實より見て瞭かなる所である。即ち或る最高價格が制定實施せられてもそれが長い間何等の効果を擧げ得ぬと言ふやうな事は間々あつた。之蓋し賣手側が先廻りをして事前に契約の締結を了して居り、之に依て一聯の供給に就ては制定價格以上の價格を要求し得るやう仕組んで居たからである。斯る策謀に對抗する爲には既に締結を了したる契約に對しても最高價格制定 (H.P.r.-Festsetzung) を強行するの必要があつたのであつて、戦時原料部としては同部が選定した右の條文を以てすれば同部の此の意向は明瞭に表現出來ると信じて居た譯である。

此成立の沿革は同令に解釋を施す場合閑却するを得ない所であらう。而して此の沿革より考ふる時は同令が既存契約に干渉する理由は實際上存在して居たものであつて唯大審院が此事實を看過し去つたのである事、而して軍團長が戦時原料部とは別個の意味を同令に持たせた筈の無い事は明白な所である。形式上同令は軍團長が公布したのであるから、軍團長の解釋が決定的であると言ふのは間違の無い所である。然し乍ら事實は斯くの如くであつたのであるから軍團長としては——而して之と同時に亦諸他の軍團長も——同令に依て各州中央官廳の求むると同一の目的を到達せん事を欲したのであつて、従つて此點からすれば軍團長は中央官廳の主旨に従つて同最高價格令を解釋したとも想定する事が出来る。斯く想定する事に敢て反對するに足るだけの根據は全然無いのである。同命令の文

句が右の主旨を言ひ盡して居らぬであらう事を大審院では考へても居らぬのである。此最高價格令としては苟も最高價格を越ゆる一切の支拂を無差別に禁止して居るのであるから前記の文句が舊契約に基く支拂にも適用せらるるものである事は些かも疑ひ得ざる所である。それ故大審院が大體斯る制限的な解釋に達し得たのは此規定の理由とする所を知らなかつたに因るのである。

或る最高價格令が既存の契約にも適用し得るものである事を自身に於て明確に示すやうな規定が法律上妥當であるか否かに就ては何等の疑念も無い所であつて、彼の一九一五年一月二一日の命令(「帝國法律公報」七五八頁)及び一九一六年四月一三日の命令(「帝國法律公報」二七四頁)の如きも未了の供給のみに制限されては居るが諸他の物品に就て之と同様の效力を有するものであると做されて居たのであつた。尤も果して此處に問題として居る最高價格令は、前記の如く大審院も之に贊同した所の其文句からすれば久しき以前に期限に達して猶豫中なりし賣價請求權にも事實適用さるべきものであつたのであるからして、従つて其目標を行過ぎて了ふ結果と成らなかつたかどうかと言ふ點は、吟味を要する事柄である。既に最高價格制定以前に行はれた供給に關する支拂に就ても同令を適用すると言ふ事が、戦時原料部として果して如何なる關心を之に持ち得たのであつたか其理由を予は知らぬ。故に此關心の置かれた所以のものが明かにせらるる迄は、右に述べたる目的の點から推して同令は一般に既存の契約よりする支拂にも適用さるるものであつて唯供給が既に最高價格の實施以前に爲されたる場合は此限りには在らざるものと言ふやうに予は之を解釋し度いのである。此程度の制限な

らば同令としても耐へ得る所であらうと思ふのであるが、尤も此制限は前記大審院の判決を與へたる事件には當嵌らぬ事であつた。蓋し此事件の賣手なる女の側からの供給は最高價格の制定當時未だ行はれて居らなかつたからである。

(七) 戦時に於ける債權債務

司法部顧問
大學教授

ドクトル・テオドル・キップ

(伯林)

一、モラトリアム要望の聲が屢々而も力強く提起されて居る。然るに此要求に對して別の側からは之亦力強く反對論が唱へられて居るのである。特に「ノルドドイッチェ・アルゲマイネ・ツァイツング」紙(八月一二日號)に掲載されたる極めて重要な一論文の如きは帝國政府がモラトリアム發令を拒否する所以の諸理由を甚だ感銘的な且つ私見を以てすれば確信ある筆致を以て論述して居る。

獨逸帝國としては別の方途を採り民事戦時法に依て獨逸の經濟生活をして此戦時の非常事態を切抜けさせようとして居る次第である。而して此際特に聯邦參議院に對して經濟社會の受けたる打撃を救済するに就き必要と思はるる法律上の措置を命じ得る權能をば付與されたと云ふ事は(一九一四年八月四日の法律、第三條)寔に欣ぶべき事柄である。即ち之に因り立法の方法に或る程度の柔軟性が與へらるる事に成つた譯であるが此事は非常時に當つて不可測の價値を有する處置であつて、既に同法律公布後二週間の實績に徴して見るも聯邦參議院が時局的要求の赴く所を敏速に察知しつつ次

々に參議院令を出して行く氣構で居ると言ふ事は看取されるのである。

聯邦參議院が經濟界の打撃を回避する爲に必要である限り公法上の命令をも公布し得る權限を付與せられたものである事は疑無き所である。但し帝國法律を以てして尙且つ命ずる事を得ぬであらう如き事柄は聯邦參議院としても元より之を命じ得る譯合のもので無い事言ふ迄も無い。同法律は國家の權限の擴張を目的としたるものであつたのでは無いのである。單に聯邦參議院をば帝國議會の協贊を要せざる立法機關として認めたる迄の事であつて、それも第三條第二項の規定の場合に別で、同規定では帝國議會の要求があれば聯邦參議院の爲したる處置は廢し得る事と成つて居る。

之等の法律及び命令を解釋するに當つては寧ろ其求めて居る所の目標が奈邊に存するかを見て一切の狹量を去るべきであつて、勿論之等の法律命令は一八七〇年當時に發せられたるものを先例として居るのであるが何分にも早忙の間に作成せらるるのであるからして其文字の末に拘泥するが如き事があつてはならぬ。

支拂手段の分野に於ては思ひ切つた處置が取られた。ライヒスバンクの銀行券は既に一九一〇年一月一日以來法定支拂手段と成つて居た。然るに今回帝國々庫證券に就ても同様の規定が設けられたのである。而して當分の内、帝國本金庫は帝國々庫證券に對し又ライヒスバンクは其銀行券に對し支拂を爲す事を要しない。民間の發行銀行は各其自行發行の銀行券に對する支拂に就てはライヒスバンク銀行券を使用して差支無い事に成つて居るのである(註一)。又銀貨、白銅貨、及び銅貨の兌換要求ある

際は金貨の代りにライヒスバンク銀行券又は帝國々庫證券を以て之に應ずる事が出来る(註II)。

(註I) 一九一四年八月四日の「帝國々庫證券及び銀行券に關する法律」(Gesetz betr. die Reichskassenscheine und die Banknoten.)

(註II) 一九一四年八月四日の「貨幣法改正に關する法律」(Gesetz betr. Aenderung des Münzgesetzes) 第一條。——幾多の都市に於ては支拂手段缺乏の爲め同地指圖證券(Platzanweisungen)乃至之に類する指名金錢證券(Benannte Geldpapiere)が發行されて變態的な光景を呈した。此種證券の發行が民法典第七百九十五條と一致し難きものであつた事は明瞭なる所である。

一九一四年八月四日の「貸付組合法」(Darlehenskassengesetz) に依て設けらるる事と成つた貸付組合(Darlehenskasse)は廣範圍に互つて新しき信用の可能性を打開するものである(註III)。之等の組合は現品及び有價證券の貸付を爲す事に成つて居る。之等の組合には尙幾多の他の新設の又は設立中の信用機關が配備され、特に抵當貸付及び公債簿記入債權割引を取扱ふ事に成つて居る。貸付組合に於て認めたる貸付の額に對しては貸付金庫證券が發行さるのであるが、此證券は其券面額の金額に於て總ての公金庫に於て納付の手段として認めらるのである。私人取引に於ては貸付金庫證券受理の強制は規定して無い。然し乍ら兌換準備としては此證券は帝國々庫證券と同じに取扱はるる事に成つて居る。貸付證券は之に就き法律の定むる充分の抵當保障を爲すに非ざれば之を發行する事を許されぬ。従つて此證券は一種の抵當證券に似たる性質を有するものである。而して戰爭の繼續する限り之が兌換を求め得る權利は成立し無い。平和回復の後に於て之等證券は聯邦參議院の詳細なる指圖に従ひ消却さ

るる筈である(第十九條)。ライヒスバンクは國家の計算に於て貸付組合の業務を営むのであつて、家が債務者であるのである(第十三條)。

(註・三) 本法は一八七〇年七月二日の普魯西法に倣へるものである。

二、一九一四年八月四日の「戰爭に因り其權利の行使を阻止せられたる者の保護に關する法律」(Gesetz betr. den Schutz der infolge des Krieges an Wahrnehmung ihrer Rechte behinderten Personen.)の規定す所は大體に於て次の如きものである。即ち民事訴訟に於て斯る人が當事者と成つて居る場合又は當事者たる自然人の法定代理人と成つて居る場合に於ては其手續は中斷せらるるのである(第二條)。出征中の者が法定代理人である場合には特別代理人を立てて其缺陷を救済する事が出来る(第九條)(勿論、出征中の者が法人の法定代理人たるの地位に在る時にも右の規定は一定の範圍内に於て適用せらるるのであらう)。出征者の財産に對する強制執行に就ては制限が付せられて居る(第五條)。又斯る財産に關する破産手續の開始は當人の申立ある場合に限り許さるるのである(第六條)。

本法の適用を受くる人の範圍は第二條に詳細に之を規定してある。但し之に就ては若干の疑點無き譯では無い。然し乍ら私人雇傭契約に基て軍隊に從つた民間職工、自動車運轉手、補充志願の民間醫師、志願看護人又は看護婦は同法律の適用を受くる者と看做すべきであらう(民法典第十五條第二項、參照)。同法に所謂捕虜(Kriegsgefangene)も敵國は其「戰鬥員たるの」資格の故に獨逸國歸還を阻止するのであるから之亦獨逸軍隊の應召者と同一に取扱ふべきものであらう。此法律は専ら獨逸國の軍

所屬者のみに限られて居るのであつて、奧地利洪牙利國の軍所屬者には及ばぬものである。

此手續の中斷は其事の性質上自然に行はるのである。而して此場合の中斷は民事訴訟法第二百四十九條第二項に依て手續の中斷が常に生ずる所の結果を生ぜしむる。即ち手續の中斷中に行はるる訴訟行為は相手方に對して效力を發生し無い。又訴の提起も法律の保護を享くる者に對しては無効であつて何等權利拘束を生ぜしむる事が無い。而して手續を中斷せしむる爲には先づ之を開始せしむる事が必要であると言ふ者があるが之は當らぬ。斯くの如きは文字の末節に拘泥する法規萬能思想である。但し保護されて居る者の側からする訴の提起は許されぬのでは無い。被保護者は第四條第二號に依り手續の受繼によつて其中斷を終結せしむる事が出来るのである。斯る手續の受繼は言ふ迄も無く之を本法施行後に爲されたる訴の提起と同一に取扱ふべきである。被保護者を相手とする訴の提起も手續の中斷が例外的に行はれざる場合即ち第三條に規定しあるが如く出征者が訴訟代理人を有するとか乃至は其他自己の權利の行使方の爲に立てたる代理人を有して居るとかの場合に於ては可能と成るのである。但し此場合代理人は手續の中止を要求する事が出来る(此事は民事訴訟法第二百四十七條よりして推斷し得らるる所である)。合名會社に對する訴にありては其社員の一人が出征中の場合に一般の場合と同じく商法第二百五條に從つて他の社員は會社の權利の行使に就て不在社員を充分に代表し得ると言はねばならぬ。尤も此事は人的責任に基く會社を相手としての訴には當て嵌らぬ。上述の所に從つて起訴が無効と成つた場合には其起訴に依て時効が中斷せしめらるる事は無い。尤

も時効を中断せしむる必要が無いのは、被保護者に對する請求權の時効は第八條第一項に依て停止される事に成つて居るからである。之と同じく被保護者の請求權の時効も停止されて居るのである。尤も被保護者は訴を提起し得る事は法律上では認められて居るのである。然し乍ら想像すらくは被保護者には訴を提起する時間の餘裕が無い。従つて當事者が其權利の行使に就て立てたる代理人を有する場合にも矢張り時効は停止される事に成つて居るのである。又當事者の立てたる代理人が訴の提起を怠りたる場合にも當事者に損害があつてはならぬ。更に時効中断に關する右の規定は出征中の者が法定代理人と成つて居る者に就ても適用せらるるものである(第九條)。

出征者に對する強制執行は要するに次の如き制限を附されて居る(但し民事訴訟法第八百五十條第六號の場合之を除く)。即ち差押は勿論許されて居る(尤も之に因り終局的損害を與へてはならぬ!)が其差押物件の競賣及び其他の換價は許されぬのである。此制限は、強制執行が出征者の其妻及び子の財産に就て有する所の財産權に關する場合には其限りに於て被保護者の妻及び子の財産に對する強制執行にも適用せらるるのである。それ故此規定は専ら出征者の權利を保護せんとする目的に出でたるものであつて、其親屬に對しては唯間接に利益を齎らすに止まる。新聞等に於ては出征者が家族の扶養者である場合其妻なり子なりの財産に對する強制執行は宜しく本法の精神に則りそれが夫たり父たる者の權利に關係を有すると否とに拘らず之を制限すべきであると言ふやうに極論する向もある。然し乍ら之は誤解に基く議論である。何と言つても差押物件(之は單に賣却する事を得ぬだけで

ある)に依て一家が生活をする事は出来ぬ。法律は單に直接權利の行使を阻止されて居る事よりして生ずる所の危険を防止せんとするに過ぎぬのである。それ故法律は出征者が其權利を行使し得る範圍に於てのみ其家族員にも觸るる事が出来るのである。猶豫、差押に對する保護、遲滯の結果及び其他不履行よりする一切の不利益の免除等は出征者自身と雖も右に述べ來れる法律に依て之を達成すると言ふ譯には行かぬのであつて、此目的を達する爲には専ら他の規定に據らなければならぬのである。

三、裁判に依る支拂期間(勿論出征者と其相手方との間に於て判決の言渡が爲され得たる場合に限りられる事である)に關する承諾に就ては出征者も他の債務者同様の位置に置かれるのである。一九一四年八月七日の「支拂期間の裁判上の同意に關する命令」(Verordnung über gerichtliche Bewilligung von Zahlungsfristen)に従へば、通常裁判所に繫屬せられたる又は同命令施行後に於て繫屬せらるる民事訴訟の受訴裁判所は被告の申立ある時は、判決(但し之に對しては普通の救濟手段が適用せらるるのである)の中に於て其判決言渡と同時に開始する所の最高三箇月の支拂期間を定め得る事と成つて居る。斯る期間の指定は被告側の状況より見て之が至當なりと思はれ且つ斯る支拂期間が原告側に不當の不利益を齎らす事無き場合に限り許さるのである。此期間指定は債權の全額に就ても又其一部分に就ても爲し得らるのであるが、尙裁判所の自由裁量に依り即ち換言すれば民法典第二百三十二條以下の一般規定に拘束せらるる事無く之に就き保證を提供せしむる事も出来るのである。而して之に關する「被告の」申立は一九一四年七月三十一日以前に發生したる金錢債權が係争の對象と成つ

て居る場合にのみ許さるのである。其申立の根據と成る事實の主張は疏明する事を要する（第一條）。之に就き普魯西國商務大臣は一九一四年八月二日の回狀に於て、此金錢債權と言ふのは一九一四年七月三十一日以前に必ずしも斯くも、として成立したるものでなければならぬと言ふ譯では無く寧ろ一九一四年七月三十一日以前に成立したる別個の内容の債權が一九一四年七月三十一日以降に於て金錢債權と成つた場合にも可なりとの意見を表明したのである。此見解は疑も無く正しい。然し乍ら又之と同じく、其成立の事實が一九一四年七月三十一日以前に懸る所の金錢債權は假令同日以後に於て満期と成り又は無條件と成るものである場合にも同日以前に成立したるものと想定しなければならぬであらう。此見解は予は一般法律理論の立場からして之を正しき意見であると考へて居るのであるが、又本命令の目的よりするも斯く考へる事は充分に必要なのである。而して本命令の根本思想は専ら次の如きものであり得る。即ち戰時狀態の時に於て爲されたる行爲特に契約其他の法律行爲の結果とそれ以前の時代に於て行はれたる行爲の結果との間には區別を設けて掛る必要があると言ふ事なのである。戰時に入つて契約を締結し現金拂なり乃至は一定期日に於ける支拂なりを約束して置き乍ら裁判上の支拂期間を要求しようとしても斯くの如きは全く不可能の事でもあり且つ凡そ正義と言ふ事を侮辱する態度でもあらう。當人として事態の如何なるものであるかと言ふ事は良く解つて居たのであるし、又之に對處して行く途もあつた筈である。然るにそれ以前に締結せられた契約にあつては其締結に當り未だ戰時狀態と言ふ事は豫想せられて居らなかつたのであり且つ豫想する事を得なかつ

たのであるからして之が效果と言ふ事に成ると事情は前の場合とは全然異つて来る。即ち此場合に於ては、而して單に此場合にのみ、相對抗する各人の利害を公平に考慮する意味にて法律が此一切の人間にとつて不意に勃發し來れる戰時狀態をば考慮の中に入れようとする事は妥當の措置である。即ち本命令は斯くの如き其場合其場合の個別的な取扱方を創めようとするものであるのである。其條文面に從ふ時は、許可すべき支拂期間は専ら判決言渡と同時に開始する所の期間としてのみ之を許可し得る事に成つて居る。然し乍ら其主旨よりする時は、期限未到の債權の期限の延期は最高三箇月間だけは可能であると想定すべきであらう。即ち例へば一〇月一日を以て期限と成る給付に就き民事訴訟法第二百五十七條以下に依り申立ありたる場合ならば裁判所は一〇月一日以前に判決を言渡す時にも最高一月一日迄の支拂期間を認め得る譯である。

然し乍ら又債務者自身の方から支拂期間の指定を仰がんが爲に手續を願出する場合もある。債務者は債權者の要求を認めたるうへにて其債權者が普通裁判籍を有する區裁判所に之を喚出して支拂期間指定の審理を仰ぐ事が出来るのであつて、總ての出征者が此事を許されて居るのは言ふ迄も無い。而して之に對して債權者の側では認諾判決を申請する事を得るのである。此判決に於ては支拂期間の指定をも言渡し得る事に成つて居る（第二條）。若し債權者側に於て斯く認諾判決を求むる事も爲す又債務者側よりの召喚に應じて出頭する事も爲ぬ場合には債務者は事件を其儘放置して置いて、債權者より起訴し來るかどうかを待つて居て差支無い。然し多くの場合債務者として見れば債務を辨濟すべき期

日を取急ぎ明確に知つて置き度いと言ふ事に就ては差迫つた關心を有するのである。本命令が債務者に對して債權者を支拂期日指定の審理に召喚し得る可能性を與へた所以のものは要するに此點を認めたる結果に他ならぬ。而して此場合に於ける債務者は宛も民法典第三百十五條又は第三百四十三條の場合に於けると同じく支拂期間に關する裁判官の指定に就き相手方を告訴する事に成るのだと想定して差支無いのである。支拂期間の指定は債務者側からの訴に基ても之を爲す事を得るのである。尤も本命令の條文では債務者を被告とし債權者を原告として居るのであるから意味合は逆に成る譯である。但し何れにしても債務者が支拂期間の指定に就て先づ訴を提起しなければならぬと言ふ事になると之は迂遠な方法でもあり煩しくもある。それ故評論界に於て（*Pinna* || *Pinna* に依り）既に提案されて居る如く、實際に即して闕席手續を採用する事に因り本命令に補足を施すと言ふ事は好ましき所であるのである。即ち若し債務者側から召喚に對して債權者が出頭せざる場合には裁判所は債務者側の陳述及び疏明を基礎とし決議を以て支拂期間を認め得るやうにすべきである。債務者の供述は全部許さると言ふ事に成れば、其限りに於ては最早論議の餘地は無い事に成る。

債務者財産に對する執行の停止は支拂期間の許可とは別個の事柄であつて、之は執行裁判所が最高三箇月の期間に於て之を許可し得る事に成つて居るものである。此處置も出征者にとつて有利であり得る譯であるが、それにしても出征者に對しても執行處分其ものは勿論認められて居るのであつて、唯競賣其他の換價は別である。強制執行の停止は支拂期間の指定に比較すれば其意味合が軽い。従つ

て既に支拂期間が指定されて居る場合には強制執行の停止を行はぬのが當然である。又本命令の明白なる規定に従へば支拂期間の許可があつても利息計算には何等の變化も無い事に成つて居る。之は全く正當なる規定であつて、蓋し債權者は其間何等かの形に於て依然元本の利益を享けて居るのである。其他の總ての點に於ては支拂期間の指定があれば其債權は右期間の経過する迄は實質的に満期と成る事は無い。遲滞も起り得ず、又予の確信する所を以て言へば既に一九一四年八月七日の命令を以てしても債務者に對して違約金其他契約上又は法律上不履行に就き定めある不利益をば課する事は出來ないのである。債務者に於て支拂期間の指定を受けて居る以上は賃借料不納を理由とする賃借人の追立も、利息不拂を理由とする抵當元物の約定満期も、乃至は其他之に類する如き事は之を理由ある事として認むる譯には行かぬのである。

然し乍ら聯邦參議院は念の爲め且つは又一定の方針を貫徹するうへから一九一四年八月一八日の命令を以て次の事をば明瞭に規定したのであつた。即ち、受訴裁判所は債務者の申立ある時は、一九一四年七月三十一日以前に成立したる金錢債權の不拂又は其期限後の支拂を理由として法律上又は契約上發生したる又は現に發生しつつある特別の結果は之を發生せざりしものと看做すべき事、又は専ら一定の條件を備へたる場合特に三箇月以下の期間に於て認め得る所の期限が無益に経過したる場合に於て初めて右の結果を發生せしむべき事を命じ得ると成つて居るのである（第一條第一項）。但し一九一四年七月三十一日に於て既に右の法果が發生し居る場合には此處分は許されぬ（第一條第二項）。此處

分の發令及び其手續に關する原則は支拂期間指定に關する原則と同一である(第一條第三項)。此所謂特別の結果なるものの實例として右の命令が掲げて居るのは、賃借料不納に基く明渡義務、利息不拂に因る元本の満期到來である。然し乍ら之等は單に實例たるに止るのである。故に本命令は更に違約金言渡、分割拂取引に於ける全未拂殘金の満期到來、契約解除、又は民法典第三百二十六條に基く不履行に因る損害の賠償等、簡單に言へば不拂又は期日後の支拂に基く法律上の不利益と看做さるる一切の事に對しても適用せらるべきものであるのである。特別の結果(Besondere Rechtsfolgen)なる言葉が使用されて居る點より考へて之は疑の起り得ぬ所である。

不履行の結果が未だ發生せざるに先立て債務者が支拂期間の許可を受くると言ふ事は、裁判官が特に其期間の経過する迄は不履行よりする不利益を發生せしむべからざる旨を明言する事に成るのであるから、私見を以てすれば之は無用の蛇足である。然し乍ら疑の生ずるを避けんが爲には斯る要領を爲すと言ふ事も宜しからう。但し既に不履行に基く不利益が發生し債權者側では此不利益の實現方を要求して居ると言ふ場合であれば事態は右と稍々異つて來る。即ち斯る場合に當つて裁判所が其不利益は發生せざるものと看做すべきである旨の宣告を與へ且つ之は若し債務者に於て裁判所の指定する期間(最高三箇月)内に其給付を事後的に履行せざる時初めて發生すべきである旨附言すると言ふ事は、全く適切な措置である。斯くの如くする時は例へば一九一四年八月一日に於て貸貸料又は抵當利息を支拂ふ事能はざりし者は有效なる保護を求め得ると同時に、改めて明渡なり抵當物なりに就ての

請求を爲され得る事にも成る譯である。債權者が懈怠給付に就き請求權を保有して居る總ての場合に於て(例へば債權者が給付並びに遅れたる給付に因る違約金を請求し得る場合)債務者は一九一四年八月七日の命令に基く支拂期間の指定と共に一九一四年八月一八日の命令に依る處分をも併せ求むべきである事は言ふ迄も無い。

若し債務者が一九一四年八月一八日の命令の第一條に依り自己に有利なる處分の言渡を受けたる場合、即ち従つて一例すれば適法の(但し相手方に與へる in integrum restitutio——原狀回復——)の點からすれば不適法の)解除に因る所の返還請求權をば當然有して居る所の原告が敗訴と成りし場合に於ては、其訴訟の費用は公平に思量したるうへ其全部又は一部を債務者に課する事を得るのである(一九一四年八月一八日の命令、第二條)。

債權者側に於て其債權に就き執行名義を有する場合には債務者は執行文の當否に關して異議を申立る事に依り(民事訴訟法第七百三十二條)不拂又は期日に遅れたる支拂より生ずる所の法果をば排除せらるるやう請求し得る事に成つて居る。斯く一九一四年八月一八日の命令の第三條は規定して居るのであるが但し之には、此規定は既に第一條に依る處分が爲され居る時には之を適用せずとの斷書が附してあるのである。此場合先づ第一に想定せられて居るのは執行力ある證書の事なのであるが、然し乍ら規定の條文からすれば債權者が其債權に就き執行判決の言渡を受けて居る場合も包含されて居る譯であつて、従つて斯る場合に對しても此第三條を適用すると言ふ事は實際上にも妥當な事であ

るのである。尙此第三條は専ら執行名義が不拂又は遅れたる支拂の結果に關して居る場合のみに之を限定して差支無い。即ち若し債權者の有する執行名義が専ら其不履行が問題と成つて居る所の債權のみに關するものである場合には、執行文の停止は不履行の結果を除き得るに足る手段とは成り得ないのである。

四、一九一四年八月八日の命令は破産手續を防ぐ爲に債務者が破産手續の開始を管轄する裁判所に業務監督の處分を申請し得る權利をば與へて居るのである。此申請を爲し得る爲の條件としては、其支拂無能力が戰爭に因て生じたものである事を要する(第一條)。即ち既に従前よりして支拂能力を有して居なかつた債務者が此恩恵を望むと言ふ事は出來ないのである。又此申請は、戰爭終結後は支拂無能力は排除せらるるに至るべしとの見込が成立つ場合に限り、之を許し得る事に成つて居る(第三條第二項)。此點は裁判所が自由裁量を以て之を定むるのである(第三條第二項)。偕て其申請が許可せらるる事に成れば、一名又は數名の者を選任して債務者の營業狀況を監督せしめ、營業監督處分を執りたる旨及び監督人の氏名を債權者に通告する(第四條第一項)。監督人(Aufsichtsperson)は報酬を要求する事が出來る。但し普魯西國商務大臣が八月一日の回狀を以て指示したる所に依ると、嘗て其營業に従事したる經驗を有し且つ名譽職として其職務に携はる志望を有する者は監督人に任命せらるると言ふのである。監督に就ては公告は行はれぬ(第四條第二項)。而して業務監督の期間中は債務者財産に對する破産手續は開始する事を得ないのである(第五條)。但し重大なる事由ある時、特

に債務者が其義務に(後述の所を參照すべし)違反したる場合には此監督手續は廢されるのであつて(第十條)、然る時は直ちに破産手續が可能と成る。監督人は債務者の營業狀態に就き援助と監督を爲す事が出來るのである。而して此目的の爲には監督人は所要の處置を講じ、特に業務執行の全部又は一部を他の者に委託するも差支無い事に成つて居る。それ故監督人は業務執行に關しては明かに債務者其人を代理する事を得る譯であつて、更に又債務者に代つて代理權を與へ得る事も疑無き所である。若し債務者に於て異議を申立る時は裁判所は必要の處置を講ずる事が出來る(第六條)。即ち裁判所は必要と認むる一切の處置を講じ得るのであつて、若し裁判所が其處置を執れば債務者の異議があつても裁判所の認めたる監督人の行爲が是認せらるる事に成る點から見ても此處置の力は理解され得るのである。監督人又は監督人より業務執行を委託せられたる者は、其執りたる處置が裁判所に依て認められたる時は、債務者の取消し得ざる代理及び處分權を有する事に成るのであるが、此代理及び處分の權利は手續全體の目的に依る以外何物に依ても制肘せらるる事無き權利であるとするべきものである。債務者は監督人に對して其營業簿及び其他の記録の閲覽を許し、竝に自己の財産狀態及び其業務に就き報告を爲すべき義務がある。又債務者は監督人の承諾無くして無償處分を爲し地所又は地上權に就て處分を爲す事を得ず、負債に對して支拂を爲し又は保障を爲す事を得ず、又營業の繼續上若くは債務者及び其家族の相當なる生活上必要なるに非ざる義務を引受くる事を得ぬ(第七條)。總て之等の規定は訓令的な規定として設けられてあるのである。されば之等の規定を以て民法典第三百三十

五條の意味に於る禁令であると爲し、若し之に反すれば債権者との關係に於て無効を結果し得るものであると爲すのは當を得ぬものであらう。業務監督を附されたる債務者は破産債務者では無い。然し乍ら其義務に違反する時は前述の如く債権者に對して破産の手續を開始し得る事に成るのである。第八條に依れば現存の資財は、營業の繼續及び債務者並に其家族の適當の生活に必要なならざる限りは、之を債権者に對する辨済に使用する事が出来るのであるが、其辨済の範圍及び順序は監督人が公平なる裁量に依り之を定むる事に成つて居る。争ある場合には裁判所が決定するのである(第八條)。此手續全體に互つて裁判所の下す決定は取消す事が出来ぬ(第十條)。

業務監督が設置されたからとして債権者に於ては債務者を告訴して之が判決を仰ぎ得る權利を奪はれた譯では決して無い。又業務監督の設置は遲滞其他の不履行の結果を排除するものでも無い。唯假差押及び強制執行が禁ぜらるるのである(第五條)。それ故適當の機を見て關係諸法令に従ひ支拂期間の許可を仰ぎ以て不履行より生ずる不利益を裁判所に依て排除して貰つて置くと言ふ事は假令業務監督が設置されて居るとしても決して徒爾の事では無い譯である。業務監督を設置して生ずる結果は一四四年七月三十一日以後に其債権が成立したる債権者に對しても之を適用する。但し債権者が此手續と無關係である場合即ち其請求權が業務監督設置以後債務者が監督人の同意を得て爲したる又は斯る同意無くして爲す事を得たる法律行為に關係するものである場合には、其限りに於て右の規定は制限せらるるのである。それにしても公告が無いのであるから(第四條第二項)業務監督に附せられたる

債務者と識らずして契約を締結する如き事は起り得るのであつて、又果して其契約の締結が業務の繼續なり乃至は債務者の適當の生活の爲に必要で無いか否かと言ふ事も容易には知られ得ない。斯る場合にしも債権者は其手續の適用を受けなければならぬと言ふのは妥當な事とは思はれぬのである。何れにしても業務監督に附せられたる者が第三者と契約を締結するに當つて自分が其行為に就き監督人の同意を必要とする者なるに拘らず同意を得て居らぬ事を知り乍ら業務監督の事は之を黙秘し居たる時には民法上並に刑法上の詐欺を犯した事に成るであらう。更に又取戻權利者、別除權者、歌唱報酬及び公課も此手續の適用を受けぬ。

本命令は債務者が商人である事を條件として居るもので無い。此事は本命令に於ては單に一箇の可能性として想定されて居るに過ぎぬのである(第二條末尾)。然し乍ら其全内容からして見る時は本命令は債務者が營業者たる事を前提として居る。

以上簡單に説明した民事戦時法は法規の體系として却々良く考へられて居る。此法規は裁判官に對して甚だ責任ある任務を負はしめて居るのである。自由裁量の取扱を一任せられた獨逸の裁判官は敢て之を困難とはせぬであらう。然し乍ら所期の目的を達成せんが爲には債務者債権者共に毎日新聞等に於て彼等に向て與へられつつある所の忠告に聽從するの必要もあるであらう。即ち曰く、前者「債務者」は努めて債権者の要求に従はん事を期せよ、而して後者「債権者」は必要無くして債務者を苦しむる事勿れ、と。

(六) 戦時物價騰貴と供給義務免除の問題

判事補 ドクトル・ヒューク
(リュードンシャイド)

戦争に基因する經濟關係の變動、特に異常の物價昂騰を理由として果して種屬物の賣手は戦前に引受けたる供給義務を免れ得るものであるか、此問題に就て大審院は一九一六年五月二一日の判決(註一)を以て態度を決定した。即ち右の判決の場合に就て大審院は此問題に對して否定的の判定を下し、尠くとも卸商に於ては尙現實の市價が成立する限り斯る程度の物價騰貴の爲に賣手の義務を免ずるものに非ずとの定則が樹立せられたのである。

(註一)「獨逸法曹新聞」(DIN)、一九一六年、八一五頁。

此判決は非常なるセンセーションを捲き起したのである。既に戦争勃發直後屢々而も特に營業者間に於て行はれて居た解釋に従へば、假令賣買契約の中に特別の戦時約款又は自由引受約款無き場合と雖も賣手は單に戦争を理由に經濟關係の全然一變したる事實を擧ぐるのみにて供給を拒絶する事を得るのであつて、勿論之には此の種の拒絶が其個々の場合に就て誠實と信用の點から見て公平原則に

合致するものである事を要する譯であるけれ共、斯る拒絶は殊に賣却品が異常の値上りを來して居る場合に於て特に妥當な處置とすべきである、と斯う言ふのである(註二)。それ故大審院の今回の態度決定が一般の不滿を買つた事は明かなる所である。中には大審院は其前判例と矛盾して居ると主張する者もあつた程である。即ち右の舊判例に依れば、種屬物の賣手は假令其種屬全部が無く成りたるに非ざるも、換言すれば當該品の調達は不可能に非ずとするも之が爲には甚しき困難を伴ふに因り公平に見て斯る事は誰人にも期待する譯に行かぬと言ふ場合には既に民法典第二百七十九條に依り其供給の義務を免ると言ふ事に成つて居たのであつた。

(註二)特にシュタルケ氏の所論(Stärke)、「獨逸法曹新聞」、一九一六年、二八六頁以下及びハーケンブルグ氏の所論(Hackenb. v. St. v. C. W.), 一九一九年、三二六頁並に八三〇頁、參照。

私見を以てすれば此不滿は當らぬと思ふのである。寧ろ一般的に言へば大審院今次の意見は完全に認め得らるるものであつて、法律關係を明瞭ならしむる爲にも歓迎すべきものである。

勿論、戦争と其結果との爲に殊には又輸出入及び製造の禁止並に押收處分等の爲に幾多商品の供給が全然不可能と成つて居り、若し然らざる商品も數量が極めて少く成つて居る爲め假令獨逸國內に於て其取引が全然禁ぜられて居る譯には非ざるも其調達が事實上甚しく困難と成つて來て居る爲め公平に見て誰人にも其調達を期待する事を得ざるに立至つて居ると言ふ事、即ち調達の困難なる、一般取引の通念からすれば寧ろ不可能とさへ言ひ得る状態に成つて居る事は、些かの疑も無い。事態斯くの

如きに至つては實際問題として賣手に對する義務免除が行はれて居るのである。然し乍ら若し其商品が獨逸の市場に於て何時にても調達する事が出来るものであり、而も平時同様取引されて居つて單に之に對して支拂ふべき價格が騰貴して居ると言ふだけの場合であると、事態は右と異つて居る。斯る場合には前記の如き不可能に等しと看做し得る状態は先づ概して存在して居らぬのである。而して斯る場合には大審院の舊判例との間に何等の矛盾を來すものも無い。商品が或る市價を有して居ると言ふ事實は、其調達が異常に困難と成つて居らぬ事の證據に他ならぬのである。賣手方も高き値段さへ支拂へば他の商人達同様に其商品を調達し得るのである。従つて斯る場合には從來とても、即ち戦前とても、支配的意見は單なる値上りが契約義務を免する事をば否定して居たのであつて(註三)、又各上級裁判所の戦時判決とても前記の大審院判決は別として大體に於て此態度を持して來て居ると思はれるのである(註四)。之に對應して大審院に於ても他の契約に就ては假令經濟事情の一變したるに因り若し契約を履行する時は著しき損害を受くると言ふ如き場合にも戦争を理由として契約の破棄を爲し得るもので無い事をば幾度か強調して來たのであつた(註五)。

(註三) シュタツプ氏解説書(Schubert)第三百七十四條に關する追記、脚註四七。オエルトマン氏解説書(Oertmann)第二百七十五條に關する前註三一。

(註四) 伯林控訴院判決、「法曹週報」、二二七二頁。ロシニット控訴院判決 Sent. N. 一九一五年、三八五頁。竝に筆者の手許に在つて未だ發表する段取に迄至つて居らぬのであるがドレスデン控訴院の判決も之に屬するものである。

(註五) 一例すれば大審院判決、「獨逸法曹新聞」、一九一五年、七一三頁。一九一六年、三三七頁。同じく伯林控訴院判決

「獨逸法曹新聞」、一九一五年、八二三頁。

反對論者等の遣方に就て一言すれば、シュタルケ(Stalke)氏の述べて居らるる所から察するに同氏は各裁判所の商事部に對して値上りが免除的效果を發揮する一定の限度例へば十割と言ふやうな限度を指定すべきであると爲て居らるるやうであるが、之は何としても妥當な説では無い。斯くの如き劃一的な取極と言ふものは個々の場合の實情に副はぬであらうのみならず却て其意圖する所の公平原則にさへ往々にして牴觸するの結果と成るであらう。例へば或る商人が製造業者に或種類の原料品を供給して居るとして其價格が十二割方の騰貴を來して居るとしても、其製造業者の造る商品は其一半が右の原料品を用ふるだけで他の一半は他種の値上りの無い原料を用ふるのであるとすれば此完成品の値上りは六割に過ぎぬと言ふ事に成るのである。然るに商人側に於ては原料供給の義務を免ぜらるる事に成り、之に反して製造家にあつては取引先に對して供給する義務を免るる譯に行かぬから損害は全部製造者に於て負擔しなければならぬ結果に成るのである。然し乍ら若し公平原則からして之を觀るならば商人との契約に依て原料品の仕入を確保しようとする製造業者の側で無く寧ろ却て適當な時機を見計らつて納入する事を爲なかつた商人の方こそ値上りの危険を負擔するのが當然であると言ふ事に成る。但し若し其商人が右の原料品を持合せて居り乍ら他に之を賣つて大いに儲けたと言ふが如き場合に至つては話は又全然別に成つて來る。勿論シュタルケ氏と雖も一定の數字に依る限界を設け此點に達したる値上りは免除的效果を認めようと言ふのでは無からう。然し乍ら何れにしても取引目

の上重要な一切合財の事情と特に其契約の履行及び不履行の兩當事者に及ばず影響とを吟味して掛らねばならぬとする氏の要求は裁判所をして殆ど解き難き問題の前に立たせるものであつて、斯る要求は法律的觀點からしても特に何等の根據を有し無いのである。氏は一例すれば次の如き假定を樹てて居る。即ち或る問屋が荷馬車の馭者と商人と同じく飼料を賣つて居たとすれば若し八割方の騰貴と成つた場合其問屋は馭者に對しては契約履行の義務があるが商人に對しては其義務は無い、と斯う言ふのであるが、斯る裁定の爲方は可成り出鱈目だと思ふのである。法律の問ふ所は専ら其給付が債務者として可能なものであるかどうかの點に過ぎぬのであつて、決して其履行拒否が債權者側に如何なる影響を齎らすかと言ふ點にあるのでは無いのであるから、従つて之に對しては或る其種類の給付は可能と認めらるる又は不可能と認めらるると言ふ事だけを答ふる他無いのであつて、債權者側の其商品に對する需要が差迫つたものであるか否かに依て或は可能とも成り或は不可能とも成ると言ふやうな答へ方を爲べき筋合では爲いのである。而も若し其仲買人が更に之を他に轉賣するのであつたならば其時はどう言ふ事に成るのであるか。斯る場合裁判所としては其第二の買手、或は又事情に依ては第三、第四の買手が否恐らくは其原商品を以て製せらるべき製品の注文者がどの程度に差迫つた利害を其契約の履行に就て持つて居るのであるかと言ふ點迄も調査しなければならぬと言ふのであらうか。蓋し假令買手側では更に其取引先に對して供給を拒絶する事が出来るとしても其買手が全然不當の損害を蒙る懼れが無いと言ふ場合にのみ賣手側は供給義務を免ぜられ得る道理だからである。所で

今若し裁判所が此利害を否認し、之に對して第二の買手が後日右の仲買人を他の裁判所に訴へ出で、此裁判所が事態を前の裁判所とは別様に考へた場合は一體如何なる事に成るか。最後に又若し仲買人に於て一部分を轉賣し他の部分は轉賣する事を爲なかつたとすると部分的供給免除を認めねばならぬ事に成るであらう。斯く解釋すると事情に依ては値上りに基因する損害は分擔すべしと言ふ事に成るが、斯る考へ方は (*de lege ferenda*) の立場からすれば或は好ましき事に思はるるかも知れぬが法律上からすれば何の根據も無い考へ方である。何となれば現行法は大審院が前掲の判決「獨逸法曹新聞」、一九一五年、七一三頁) に於て正しく指摘した如く裁判官に戰爭に因る重荷を緩和するの目的にて契約當事者間に調停を講じ得る何等の權限をも付與しては居らぬからである。さればとて果して各個々の場合に於て事情の變化を顧慮する事を許す如き何等か別個の法律規定が實際に之を設くるに値ひするものであらうかと言へば、それは怪しいと思ふのである。蓋し斯る法律が出来れば其結果は全般的な權利不安を來し従つて極めて困難な訴訟事件の簇出を招く事に成るからであつて、斯る事態の落ち行く先は事情の多様性と併せ考へるならば殆ど逆路し難きものがあり、爲に多くの方面に於ては經濟生活の沈衰をさへ來す無さを保し得ない。勿論今日の如き状態にても幾多の困難ある事は免れずとするも、其他面法律關係の明確と言ふ過少に評價し去り得ぬ長所もあるのである。

加之、今一つ別な事情がある。總ての場合と言ふ譯では無いが、多くの場合價格の騰貴は戰爭の勃發と同時に突如として全副的に起つて來たのでは無く、勿論戰爭勃發直後は多少とも急激の値上りが

行はれたが其以後は總る方面共豫期せざりし戦争の遷延と之に基因する幾多物資の不足とに伴つて次第に勢を増し終に舊契約の廢棄が要望さるる迄の程度に達したのであつて、寧ろ發展の傾向は徐々たるものであつたのである。事情斯くの如くであつて見れば予の考へでは供給者側が給付無資力を辯護しなければならぬ破目に陥つたと言ふ事から出直して考へて見なければならぬと思ふのである。蓋し供給者側としては騰貴したとは言へそれでも未だ何とか工面の爲やうのあつた價格でならば豫定の期日迄に其義務を果し得ると言ふ見込は持つて居たのであつて、此事は戦争が斯く長引いて價格は益々昂騰すると言ふ事は最初から豫想されて居らなかつた所だけに供給者側として一層無理からぬ事であつたのである。それなれば供給契約の締結後直ちに供給者側で之を果して置く義務があつた譯では無いかと詰寄るのは、無理と言ふものであらう。尤も彼が敢て然うする事を爲さずして今暫らくすれば其品を一層安値に入手出來ると見込んで掛つたとすれば之は投機であるから、彼が或る不測の儲を致したかも知らぬと同様、値上りの危険をも背負ひ込むのは當然の事である。之に就ては甚しく大幅の値上りがあつたとか其原因即ち戦争は豫見し得ないのであつたとか言つて見た所で何の言譯にも成るものではあるまい。何故となれば相場の變動は平時と雖も見當のつかぬのが普通の事であるのであるし、且つ又値上りと言つても少く共戦争勃發の直後にあつては大體まだ左迄非常に高い譯では無かつたからである。それにしても尠くとも戦争勃發後直ちに品物を納めず却て引渡期限の到來迄には今一度値段が引戻すであらうとの思惑に出た供給者であつて見れば、其思惑が外れて値段は益々騰り今と

義理では無いのである。尤も賣手としては投機をした譯で無く期日迄の戦争前に品物を納入したが、先の卸筋が戦時約款を楯に取るか乃至は敵國に在る者である爲に供給を拒絶したと言ふ場合であれば事情は甚だ酷なるものがある。然し乍ら此場合とても、賣手は其卸筋が戦争勃發と同時に斯る履行拒絶に出るであらう事は見透せた筈であるからして大體は未だ價格が斯く迄騰貴せぬ内に別口から納入出來た筈だと言はねばならぬのである。

故に斯る主觀的動機の考慮からしても大體單なる値上り理由の賣手の免除は否認すべきものと言ふ事に成るであらう。

(七) 未完了の供給契約と戦争の影響

法學博士 アルフレッド・ヒューク

(リューデンシャイド)

今次の大戦は法律生活に對しても幾多新規の問題を齎したのであるが、我國經濟生活の蒙れる甚大の動搖が法律問題の不明確の爲に一層甚しきを加ふる事無からしめむが爲には之等新規の疑問に對しては早急に解答を與へる必要があるのである。

未完了の供給契約に及ぼす戦争の影響如何と言ふ事も亦之等の問題の中の一つである。乃ち以下に於ては、之に關しての種々の觀點をば尠くとも極く大雑把に於てなりとも指摘する事を試みようとするものである。

戦争と其附帯現象としての多數商人、使用人及び労働者の應召、國內輸送の一時的停頓、外國との間に於ける殆ど一切の取引交通の閉塞取引所、取引の停止、等の結果として、多くの場合賣手としては未完了の賣買契約又は材料供給請負契約に依て其負へる供給義務をば期限迄に果す事が不可能と成つて來て居る。茲に於てか此事實よりして買手及び賣手にとつて果して如何なる權利義務が生ずるも

のであるかと言ふ事が問題となつて來るのである。戦争の結果契約は解除せられた事に成るのであるか、乃至は雙方の當事者又は尠く共一方の當事者が解除權を有する事に成るのか？ それとも賣手の側としては供給が可能と成るや直ちに供給を爲すべき義務があり、買手側としては期日に遅れて供給されたる物品をも引取らねばならぬものであらうか？ 最後に又、買手は果して如何なる事情ある時に損害賠償を要求し得るのであるか？

之等の問題に解答を與へようとするに當つては、別に説明を要する種類物(Gattungssache)の供給契約は之を除き一般に遅滞と言ふ事は起らないのだと言ふ事から明かにして掛らねばならぬ。蓋し民法典第二百八十五條に従へば債務者が遅滞すると言ふのは専ら當人の責を負ふべき事情の爲に、供給が爲されぬ場合のみに限る事に成つて居るからである。然るに戦争と言ふものは一層高度の力であつて誰人と雖も其責に任ずる事を要しないのである。それ故若し不履行が單に戦争及び其附帯現象のみに起因する場合には其處に供給の遅滞は存して居らぬ譯である。言ふ迄も無く事態が之と異なる場合もあり得るのであつて、即ち不履行に賣手側の責任が尠く共一部分原因して居る如き場合もあり得る。

斯る場合には矢張り遅滞に關する一般規定が適用せらるる事に成るのである。其他の點に就て説明する段になると各種の賣買契約即ち定期取引、特定物の賣買契約、種類物の賣買契約、及び最後に繼續的供給契約に就て各別に説明して行く事にした方が便宜である。

一、定期取引(Fixgeschäft)(民法典第三百六十一條。商法典第三百七十六條)の法律關係は最も簡

單である。此種の取引にあつては若し賣手方に於て不履行の時は買手側では直ちに其契約を解除して差支無い。蓋し定期取引にあつては期日迄に供給が爲されざる場合には其期日に遅れたる履行が果して如何なる原因に基くものであるか特に其責任が賣手方に在るかどうかと言ふ事を問ふ迄も無く買手は解除権を有する事に成つて居るからである。従つて斯る解除権を行使する所の買手に對して賣手は高度の力「戦争」を援用すると言ふ譯に行かぬ。但し買手としても損害賠償を要求し得るのは専ら賣手が遅滞したる場合のみに限らるのである。

二、特定物の賣買契約 (Kaufverträge über eine Speisensache) にあつては其不履行が單に戦争のみを原因とするものである場合には既に説明して置いた如く賣手の遅滞と言ふ事は存せぬ。此場合、不能原則が適用せらるるものであるかどうかと言ふ疑問が行はれて居る。而も期日迄の履行は戦争と言ふ高度の力の爲に不可能と成つて居るのであるからして契約後に發生したる無責任不能に關する規定即ち民法典第三百二十三條が適用出来ぬものかどうか、と斯う言ふのである。所で普通には唯差當つて供給する事が不能だと言ふに過ぎない。或る時期に至らば必ずや供給は再び可能と成るに相違ないのである。特に例へば運送に對して鐵道が遮閉されて居る事のみ因り給付が不可能と成つて居る場合の如き、其限りに於ては此障礙が除去されさへすれば供給は實行され得る事と成るのである。然るに民法典第三百二十三條第一項第一句は永久的不能を前提とするものであつて、之に對して單なる一時的臨時的の不能は第三百二十三條第二句の意味に於ける部分的不能と看做し得るものである。然

し乍ら此最後の規定と雖も單に一回の行爲に依て終了する如き給付には適用されぬのである。されば此種の給付にあつては、従つて又賣買契約に依る給付にあつては、問題と成り得る點は専ら其給付が再び可能と成つた時に之が果して尙契約目的を履行する給付即ち契約に依る給付となるかどうかの點に懸つて居るのである。若し斯う言ふ事に成るとすれば賣手としては契約を完全に履行し得る事に成り、又履行せねばならぬ事に成る譯であるが、之に對して完全なる反對給付を要求し得る權利を生ずる事にも成る。然し乍ら若し然うで無いと言ふ事に成れば契約に依る履行は一般に最早可能で無いと言ふ事に成り、斯くては假令純然たる論理に於て然らずとするも然し乍ら法律の意味に於ては永續的不能が成立する結果に成るのである。賣手としては免除せらるると同時に恐らくは又代價に對する請求權をも喪失する事に成るであらう(註一)。

従つて果して永續的不能と成るか一時的不能と成るかの問題を決定するに就ては、契約目的を履行する給付が尙可能である期間内に障礙の除去が行はるるかどうかの點が重要と成つて來るのである。

(註一) 大審院判例、第四二卷、一一四頁以下。

斯くして夫々の場合に就て果して何時給付が再び可能と成るであらうか又果して其時點に於ける其給付に依て契約目的が尙満たさるる事を得るであらうかと言ふ事を吟味しなければならぬ事とならう。獨逸内地での物品に關する普通の供給契約であれば此點は一般に肯定的解答を與へ得らるるであ

らう。所が外國からの又は外國向の供給であると、特に敵の領有地相手の場合であると先づ差當つての所では何時給付が可能と成るであらうか豫斷の限りでは無く、それ故之は法律の意味に於て永續的不能と看做す事を得るのであるから、賣手としては最早給付を爲すの必要なく、従つて又反對給付に對する請求權も喪失する事に成るのである。殊に國境地方を相手とする場であると事態は屢々不明確と成るのであつて、之は之等の地方の情況が全く不明である事に因るのであるからして之等の場合には一般に其不能は永續的なものと看做すべきであらう。

三、個別的に指定せられたる物品に非ずして、種類物に關する賣買契約 (Kaufverträge über Gattungssachen) の場合に成ると、民法典第二百七十九條に依り債務者は假令其責任が當人の負擔すべきものに非ざる時にも若し其種類の給付が可能であるならば其限りに於て彼は自己の給付不能の責に任せねばならぬ事に成つて居る點、注意を要する所である。若し然らずして其種類全體に就て最早給付が不可能と成つて居る場合であれば前掲第二節に於て特定物に就き説明し置きたる原則が適用せらるる事に成るのである。之に反して其種類に關する給付が尙未だ可能であつて唯賣手其人のみが供給するを得ないと言ふのであれば、假令賣手側に於ける不能が前掲第二節に説明したる所の如く永續的なものである時と雖も民法典第三百二十五條に依て買手は契約を解除し又は不履行に基く損害賠償を要求する事が出来るのである。若し賣手としては單に一時的に給付が不可能と成つて居るのであれば之は眞の遲滯の場合であつて、従つて民法典第三百二十六條が適用せられる。賣手側に責任が無いとして

も或は又一步を進めて如何に考へても責任の有る筈が無いとしても、其爲に事態に何等かの變化を起す事は有り得ないのであつて、飽く迄賣手としては民法典第二百七十九條に依り其不能の責に任じなければ成らぬ事に變りは無いのである。

斯る法律關係に成つて居る所よりして今日の情態に於ては賣手に對して兎もすれば過酷な結果を生ずる恐れある事は明白なる所である。されば正さに今日の如き狀況にあつては常に次の點を考慮に入れて掛るのが至當であらう。即ち、理論界及び實際界を支配して居る意見(註二)に従へば、假令其種類物が全然無くなつて居ると言ふ譯には非ざるも當該種類の物の調達に極めて困難と成つて居り爲に公平に之を觀れば誰人に對しても之が調達を期待する事は出来ぬと言ふが如き場合に至つては既に其種類に就ての供給は不可能と成つて居るものと看做すべきであると、言はれて居る。但し戰爭に原因する當該物品の單なる値上りと言ふが如きは右の場合に該當するものでは無いのであつて、實は此種の場合が相當に多いのである。

(註二) 大審院判例、第五七卷、一一六頁。大審院判事執筆解説書 (Komm. d. RGRate) 第二百七十九條に關する註釋一。シエタウデインガア (Staudinger) 第二百七十九條に關する註釋二。其他、參照。

四、更に特別の注意を拂はねばならぬのは繼續的供給契約 (Sukzessivlieferungsverträge) 即ち約束の供給を時間的に繼續して一定額づつ履行する定めに成つて居る所の契約である。此種の契約は近來商取引殊に原料品及び半成品に就て愈々一般的に行はるるやうに成つて來たものであるが、従つて又正

さに現今の情勢下にあつては之が履行如何は多くの工場を経営繼續上極めて重大な事柄と成つて來て居るのである。此處に取扱ふ問題の範圍から見れば此繼續的供給契約の特殊性を成せる點は、今日期限に達して居る所の當の部分的給付を期日迄に履行する事が戦争勃發の爲に不能に陥る懼れがあるに對し今日以後の部分に就ては其懼れが無いと言ふ點に存して居る。現に期限に達して居る部分に關する限りでは之を單獨の給付以外のものとして取扱ふのは理由の無い事である。それ故此部分の給付に就ては前掲第一節から第三節迄に述べたる原則が適用せらるるのである。之に反して今日以後の部分に對しては、若し賣手側が眞に遲滞したので無ければ、現に期限に達して居る所の部分的給付の供給不能は原則として何等影響を及ぼさぬ譯である。従つて今日以後の部分に就ては雙方共契約義務に何等の變化も起らぬ。唯此既に期限に達した部分の不履行から推して賣手が將來も契約通りの給付を爲す事が永續的に不能であるとの推定が成り立ち得る場合であると、事情は右と異つて來るのである。即ち一例すれば契約全體に對する供給期限が戦争の豫想期間中は延期されると思はるる場合、或は又敵國より又は敵國向けに供給が爲さるるものである場合の如き之である。此場合には今後の部分に對しても民法典第三百二十三條、第三百二十五條が適用せらるるのであつて、即ち其不能が賣手側の責を負ふべきもので無い場合には賣手は全然免除せらるるのであるが従つて亦其反對請求權も喪失すると言ふ事に成るのである。

最後に、若し賣手側が眞に遲滞したる場合には、若し今後の部分的給付に就ては同様の危険は無しとする場合にも買手としては民法典第三百二十六條に依り適當の期限を附し及び其期限が無益に經過したる時は契約全體即ち未了の全部分に就て解除を爲し、又は損害賠償を要求し得る權利を有する事に成るのである。蓋し遲滞は單に一部分に關して起つたものとしても其契約全體に關する効果を生ずるものであり、繼續的供給契約に於ける一部遲滞は全體遲滞たるの効果を發生するものであるからである。然し乍ら此原則を貫徹せんとするの餘り戦争に因て經濟的窮狀が惹起されて居るに際して賣手側に過酷なる結果を生せしめざらんが爲には、宜しく次の一點に注意を拂ふ必要がある。即ち、指定する期限は現實に即して妥當なるものたるべき事、換言すれば今日の情勢を考慮に入れたる期間たるべき事である。

以上説明し來れる所は賣手側が未だ履行せざりし場合を前提として論じたのである。若し賣手が其賣却物を既に買手に引渡した場合、又は買手からの請求に依り之を履行地以外の場所に向つて送付したる場合、及び此目的の爲に其物品を運送取扱人、運送人、又は其他送付の實行を引受くる人又は機關に引渡したる場合に於ては、法律關係は直ちに全く別様なものと成つて來るのである。即ち然る場合には危険の擔當は買手側に移つて居るのであるから（民法典第四百四十六條、第四百四十七條從つて戦争）、勃發に因て其物に生ずべき損害は買手方に於て之を負擔すべきであつて、假令其物の到着が遅れたりとも、乃至は全然到着せずとも、或は戦争の爲め其用途が最早無くなつたとしても、代價は買手側に於て支拂はねばならぬ。但し物品を運送取扱人に引渡したる場合に於ては賣手が其物品

を履行地以外の所に送付する事になつた時に限り危険の負擔は買手に移るものである事は注意を要する點である。それ故事情に依ては果して履行地は何處かと言ふ事の判定が、戦争に基因する危険を負擔すべき者は誰人であるかを決するうへに重大なる意義を持つて來る場合もあり得るのである。

附錄 (一)

既存契約に對する最高價格の影響に關する告示

一九一五年一月一日公布

聯邦參議院は一九一四年八月四日の「聯邦參議院に對する經濟的處置其他の授權に關する法律」(法律公報、三二七頁)第三條に基づき左の命令を定む。

第一條

牛酪、馬鈴薯、魚、獵獸、牛乳、蕎麥及黍竝に其の加工品、チャム及其他のパン用牛酪代用品、果實、蔬菜、球葱及鹽漬キャベツの供給に關する契約にして

一九一五年一月二二日の「牛酪價格の調整に關する命令」(法律公報、六八九頁)

一九一五年一月二八日の「馬鈴薯價格に關する命令」(法律公報、七一一頁)

一九一五年一月二八日の「魚」及「獵獸價格に關する命令」(法律公報、七二六頁)

一九一五年一月四日の「牛乳價格及牛乳消費の規正に關する命令」(法律公報、七二三頁)

一九一五年一月一日の「蕎麥及黍竝に其の加工品の價格調整に關する命令」(法律公報、七五〇頁)

一九一五年一月一日の「果實及其他のパン用バター代用品の價格に關する命令」(「法律公報」七五四頁)

一九一五年一月一日の「蔬菜及果實の價格に關する命令」(「法律公報」七五二頁)

に基き制定せられたる最高價格より高き價格を以て締結せられたるものは、最高價格の施行と同時に其の未だ供給の爲されざる限り最高價格を以て締結せられたるものと看做す。最高價格が本令施行前に制定せられたるときは、本令施行前に其の未だ供給の爲されざる限り契約價格に代ふるに此の最高價格を以てするものとす。

本令施行前最高價格を超へて支拂ひたる代價は之が返還を請求することを得ず。

第二條

前條の適用に當り契約當事者間に争あるときは、各當事者は契約履行の條件を確定する爲仲裁裁判所の裁判を申請することを得。

前條に掲げたる物に關する供給契約にして本令施行前に締結せられ且最高價格の定めなきものにおいては、買主は經濟事情の變化に因り合意の條件を以て契約の履行を爲し得ざる旨主張して前項の裁判を求むることを得、但し本令施行前に供給の爲されるときは此の限りに在らず。牛乳及牛酪の供給に關する契約にありては、賣主に於て右の權利を有す。該契約に付最高價格の定めある場合に於ても亦同じ。

第三條

仲裁裁判所は自由なる裁量に依り契約條件を確定す。供給期間は當事者の同意あるにあらざれば之を變更することを得ず。此の手續に付いては手数料を徴收せず、仲裁裁判所は手續の費用の負擔を定む。仲裁裁判所の裁判は終審とし、裁判所を羈束す。

前條第一項に定めたる事件は賣主が普通裁判籍を有する地の仲裁裁判所の管轄に屬す。

第四條

供給義務ある者は仲裁裁判所に對する申請の爲されるときと雖供給することを要す。買主は假りに自己の相當なりと思料する代價を支拂ふことを要す。仲裁裁判所の裁判長は當事者の義務に關する假りの命令を發し且其の執行を爲さしむることを得。州中央官廳は執行に關する規定を發することを得。

第五條

仲裁裁判所は州中央官廳に於て之を設く。同裁判所は一名の裁判長及二名の陪席員の組織に於て裁判を爲す。裁判長は常任の判事たることを要し、司法行政廳に於て之を任命す。各判事は裁判長として職務を執るの義務を有す。爾餘の仲裁裁判所の構成は州中央官廳に於て、同裁判所に於ける手續は國宰相に於て各之を定む。

第六條

本令は公布の日より之を施行す。

一九一五年一月一日

伯林

國宰相代理

デルブリュック

附 録 (二)

價格監督に關する命令

一九三四年二月一日公布

一九三二年四月一五日の命令(「法律公報」第一輯、一八〇頁)並に一九三四年一月五日の國價格^{ライヒ}監督官設置に關する法律(「法律公報」第一輯、一〇八五頁)及一九三四年二月四日の國價格監督官の權限擴張に關する法律(「法律公報」第一輯、一二〇一頁)に依て改正せられたる一九三一年二月八日の價格監督官の權能に關する命令(「法律公報」第一輯、七四七頁)に基き、及一九三一年二月八日の「産業及財政の確立並に國內平和保護に關する第四次ライヒ大統領令」(「法律公報」第一輯、六九九頁、七〇二頁)第一編第二章第五條に基き左の如く命令す。

一、舊命令の補足及廢止に關する件

第一條

一九三四年一月一二日の「價格拘束及需要充足の昂騰防止に關する命令」(「法律公報」第一輯、一一〇頁)の適用範圍を生活上重要なる日常必需品及日常の需要充足の爲の給付に限りたる制限は之を廢止す。右命令は一切の物貨及給付に之を適用す。

第二條

(一) 一九三四年一月一九日の「價格拘束の届出義務に關する命令」(「法律公報」第一輯、一一八六頁)の適用範圍を生活上重要な日常必需品及日常の需要充足の爲の給付に限りたる制限は之を廢止す。右命令は一切の物價及給付に之を適用す。

(二) 右命令第一條及第四條に依る届出期間は一九三四年二月三十一日迄之を延期す。

第三條

第一條及第二條に掲げたる命令の適用範圍は貨銀及給料には及ばず、特に國民勞働統制法の規定は從前の通とす。

第四條

(一) 一九三四年七月九日及八月七日の兩命令(「法律公報」第一輯、六〇七頁及七七二頁)に依つて修正せられたる一九三四年五月一六日の「價格引上禁止令」(「法律公報」第一輯、三八九頁)第一條及第三條中、價格拘束の效力を價格監督官廳の同意の有無に依らしむ事としたる規定は之を廢止す。

(二) 第一條及第二條に掲げたる命令の改訂條文は別に公布する所あるべし。

二、權能の行使

第五條

(一) 一九三一年二月八日の「國價格監督官の權限に關する命令」(「法律公報」第一輯、七四七頁)第一條、竝に一九三四年一月五日の「國價格監督官設置に關する法律」(「法律公報」第一輯、一〇八五頁)第一條及一九三四年二月四日の「國價格監督官の權限擴大に關する法律」(「法律公報」第一輯、一一〇一頁)に依る價格關係統制に關する一切の權限は當分の間國價格監督官自ら之を行ふ。

(二) 州最高官廳(プロイセンに於ては知事、伯林に於ては州委員)又は國價格監督官より特に委任を受けたる官廳は前項に掲げたる權能に基き國價格監督官の同意を得て、局部的效力を有する處置を執ることを得。

第六條

一九三四年七月九日の「國價格監督官の權能委讓に關する命令」(「獨逸國官報」及「プロイセン州官報第一六〇號)は之を廢止す。

第七條

(一) 左記の命令は從前の通とす。

一九三四年九月六日の告示(「法律全報」第一輯、八一九頁)、一九三四年一〇月一三日の施行令(「法律公報」第一輯、九八三頁)に依つて修正せられたる一九三四年七月一九日の「纖維材料に關する命令」(「法律公報」第一輯、七一三頁)、

一九三四年七月三十一日の「卑金屬の價格に關する命令」(「法律公報」第一輯、七六六頁)、

- 一九三四年九月二二日の「外國商品の價格に關する命令」(「法律公報」第一輯、八四三頁)。
- (二) 但右諸命令の實施方を委任せられたる官廳の一般的性質の價格制定には國價格監督官の同意を要す。

第八條

- (一) 一九三四年七月一三日の命令(「法律公報」第一輯、七〇九頁)、同令施行令に依つて修正の一九三四年三月二二日の「工業原料及半製品の取引に關する法律」(「法律公報」第一輯、二一二頁)に基き及一九三四年九月四日の「商品取引に關する命令」(「法律公報」第一輯、八一六頁)に基て設置せられたる監督官廳の諸權能は從前の通とす。
- (二) 但一般的性質の價格制定には國價格監督官の同意を要す。

第九條

尙價格割引又は割増の制定、協定又は推舉には第一條及第三條に於て修正せられ別に公布せらるべき一九三四年一月一二日の「價格拘束及需要充足の昂騰防止に關する命令」(「法律公報」第一輯、一一〇頁)の規定を適用す。

三、價格監督官廳

第十條

價格監督官廳はプロイセンに於ては縣知事(伯林に於ては警視總監)、バイエルンに於ては州價格官廳(Landespreisstelle)、ハムブルグ自由市に於ては經濟官廳(Behörde für Wirtschaft)、爾餘の州に於ては州最高官廳又は國價格監督官の委任を受けたる官廳とす。

第十一條

- (一) 價格監督官廳(第十條)に經營繼續の禁止並に工場及事務所の閉鎖を命ずる權能を委讓す。
- (二) 右に付ては、一九三一年二月八日の「國價格監督官の權能に關する命令」(「法律公報」第一輯、七四七頁)第二條の規定並に一九三四年一月五日の「國價格監督官設置に關する法律」(「法律公報」第一輯、一〇八五頁)及一九三四年二月四日の「國價格監督官の權能擴大に關する法律」(「法律公報」第一輯、一一〇二頁)に據る。
- (三) 第一項及第二項に掲げたる權能の委讓に關する一切の舊命令及指令は之を廢止す。

第十二條

第十一條に掲げたる諸法規の他、第七條第一項所掲の諸命令に基く營業閉鎖及特定人の經濟的活動禁止に關する特則は從前の通とす。

四、告訴、秩序罰

第十三條

- (一) 國價格監督官の權能に基て發せられたる命令に於て違反行為に對し刑罰を豫定しある限り、刑事訴追は告訴を待て之を行ふ。
- (二) 本法施行前の所犯に係る違反行為に付ては本法施行の時に於て未だ公訴の提起なかりし場合に限り告訴を必要とす。

第十四條

- (一) 訴權は國價格監督官の他尙價格監督官廳（第十條）も亦之を有す。管轄權は其營業に於て、違反行為ありたる企業の本據地の價格監督官廳之を有す。其の企業が國內に本據地を有せざるときは支店の所在地に據る。

- (二) 告訴は取下ぐることを得

- (三) 裁判所は告訴を提起したる官廳に對し判決の謄本を送達することを要す。

第十五條

刑事訴追を求むる告訴を提起せざるときは價格監督官廳（第十條）は其營業に於て第十三條第一項の意味に於ける違反行為ありたる企業及責任者に對して違反の場合の如何に拘らず千ライヒス馬克以下の秩序罰を定むることを得。

第十六條

- (一) 秩序罰の決定に對しては——關係者は抗告を爲すことを得。抗告は刑罰決定の送達後一週間以内

に書面を以て價格監督官廳に之を爲すことを要す。

- (二) 價格監督官廳抗告の理由ありと認めたるときは之を補正することを要す。然らざるときは右の官廳は抗告を國價格監督官に轉達して其裁定を仰ぐことを要す。國價格監督官の裁定を以て終局とす。
- (三) 抗告は停止的效力を有せず。

第十七條

- (一) 秩序罰は州法の規定に従ひ價格監督官廳之を徵收す。

- (二) 其の手續中刑事訴追及刑の執行の時效に就ては獨逸國刑法典の規定を準用す。刑事訴追は三年を以て時效に罹る。價格監督官廳の行為は刑法典第六十八條の意味に於ける裁判官の行為と着做す。

第十八條

第七條第一項に掲げたる諸命令の規定違反行為に對しては當該の命令の規定を適用す。

五、價格監督の實施

第十九條

- (一) 個々の場合に就き一般的性質の價格監督上の處置を實施する件は一九三二年四月一五日の命令「法律公報」、第一輯、一八〇頁を以て修正せられたる一九三一年一月八日の「國價格監督官の權能に關する命令」〔法律公報〕、第一輯、七四七頁）第七條の規定に従ひ警察官廳をして之に當らし

市町村役場に囑託することを得。

六、結 則

第二十條

本令は公布の日より之を施行す。

一九三四年二月一日 伯林

國價格監督官

ゲル デラ 博士

附 錄 (三)

四箇年計畫實施に關する法律

國價格形成統監設置の件

一九三六年一月二十九日公布

國政府は價格形成の領域に於ける四箇年計畫實施の爲左の法律を決定し茲に之を公布す。

第一條

- (一) 凡ゆる種類の物品及給付、特に總ての日常生活必需品、一切の農業、加工業、及工業生産物及凡ゆる種類の物資及商品の交通料金並に其他の料金に就き價格形成を監督せしむる爲統監一名を置く。
- (二) 賃銀及給料の監督及決定に關する諸法規特に國民勞働統制法の規定は從來の通とす。
- (三) 統監は總統兼宰相之を任命す。統監は四箇年計畫實行委員〔四箇年計畫總裁——譯者〕プロイセン首相ゲーリング元帥に直屬す。統監は之を伯林に置く。

第二條

- (一) 統監は國民經濟上妥當なる價格及料金を確立するに必要な處置を執るの權能を有す。
- (二) 國價格形成統監は價格及料金の許可、決定、監督又は形成の領域に於てライヒの最高官廳に屬し

居たる職務及權能を執行することを要す。

(三) 統監は四箇年計畫執行委員の同意を得て本法に依り自己に歸屬せる職務及權能の全部又は一部を他の官廳に委任することを得。

第三條

統監は本法の施行に必要な法規命令及び一般的行政規則を四箇年計畫實行委員に具申す。

第四條

(一) 本法に基て發したる命令に違反したる時は懲役、禁錮、拘留又は無制限額の罰金に處し、若くは是等の罰の一又は數箇を科する旨定むることを得。但當該可罰行為と關係ある物件の沒收並に判決の公告を定むることを得。此種の違反行為に付ては一九三三年三月二一日のライヒ政府命令（「法律公報」第一輯、二二六頁）に基て設置せられたる特別裁判所に之を告訴することを得。

(二) 統監は秩序罰として無制限額の罰金を規定し及科することを得。

(三) 統監は其命令及處置に違反したるときは違反行為の行はれたる經營の閉鎖を命じ又は負擔附にて其經營を繼續せしむることを得。統監は個人に對しても違反行為の行はれたる地域に於て一切の行為を禁じ又は負擔附にて之を許すことを得。

第五條

行政官廳及裁判所は統監に對し職務上及法律上の援助を與ふることを要す。

第六條

(一) 本法に基て發する命令は行政官廳及裁判所を拘束す。

(二) 本法に基く命令又は處置に依つて生じたる損害に付ては賠償を爲さず。

一九三六年一〇月二九日 伯林

總統兼宰相 アドルフ・ヒトラー

四箇年計畫實行委員 ゲーリング 元帥

ライヒ經濟大臣(事務取扱)

ヒヤルマール・シャハト博士

ライヒ司法大臣 ギュルトナー博士

ライヒ食糧農業大臣(代理) ハーバット博士

附 錄 (四)

價格引上禁止ニ關スル命令(所謂價格停止令——譯者)

——一九三六年一月二六日公布——

一九三六年一〇月二九日の四箇年計畫實行に關する法律——國價格形成統監設置に關する件——(法律公報)第一輯、九二七頁)〔別稿參照——譯者〕に基き國價格形成統監の提議に基て左の如く公布す。

第一條

- (一) 總ての種類の物資及給付、特に總ての日常生活必需品、一切の農業、加工業及工業生産物及總ての種類の種類物資及商品の交通料金、並に其他の料金に就ては價格引上を禁ず。本禁令は一九三六年一月一八日以降に遡つて效用を有す。契約の兩當事者が履行を終りたる契約は此遡及效に依り變化を受けず。
- (二) 支拂及給付條件を買手側に不利に變更したるときは之を價格引上と看做すことを要す。
- 第二條
間接又は直接に第一條の規定を回避したる又は回避することと成るべき行爲を爲すことを禁ず。

第三條

國民經濟上の理由よりして又は甚しく苛酷に失することを避くる爲に緊急に除外例の必要ありと思料せらるるときは國價格形成統監又は其委託を受けたる者は其除外例を許し又は命ずることを得。

第四條

(一) 本令の各規定又は其實行の爲に發せられたる處分命令を故意又は過失に因り犯したるときは禁錮及無制限額の罰金を併科し、又は兩刑の一を以て之を處罰す。尙受取りたる代價及當該犯行の目的と成りたる物件の沒收、並に其判決の公告を命ずることを得。

(二) 刑事訴追は告訴を待て之を開始す。

(三) 一九三四年一月二日の「價格統監に關する命令」(「法律公報」第一輯、一一四五頁)〔別稿參照——譯者〕の第十四條、第十五條、第十六條(但第二項第二句を除く)及第十七條の各規定は之を準用す。但し一九三四年一月二日の命令の第十五條に定めたる無制限額の秩序罰は之を科することを得るものとす。秩序罰指定に關する不服申立に就ては國價格形成統監又は其指定したる者に於て之を終局的に裁決す。

第五條

本令の規定に違反したるとき違反行爲ありたる經營に對し期限附又は永久の閉鎖を命じ若は負擔附に經營の繼續を許すことを得又違反ありたる個人に對しては其違反行爲ありたる地域に於て一切の行

爲を禁じ若は負擔附にて爾後の行爲を許すことを得。

第六條

本令は公布の日より之を施行す。

一九三六年十一月二十六日 伯林

四箇年計畫實行委員〔四箇年計畫總裁——譯者〕

內閣總理大臣 ゲーリッゲン

價格引上禁止命令に關する

第一次實施令

——一九三六年十一月三〇日公布——

一九三六年十一月二十六日の「價格引上禁止に關する命令」〔法律公報〕、第二輯、九五五頁〕第三條に基き左の如く公布す。

第一條

左に掲ぐる各種の命令に於て規定しある商品の價格及代價には一九三六年十一月二十六日の命令〔價格停止令——譯者〕第一條の禁令を適用せず。

- 一、一九三四年七月三十一日の「卑金屬の價格に關する命令」〔法律公報〕、第一輯、七六六頁）、
- 二、一九三四年九月二二日の「外國商品の價格に關する命令」〔法律公報〕、第二輯、八四三頁）、
- 三、一九三六年一〇月六日の「銀の價格に關する命令」〔法律公報〕、第一輯、八八一頁）、
- 四、一九三六年一〇月二二日の「獸肉及腸詰値段に關する命令」〔法律公報〕、第一輯、八九七頁）、
- 五、四箇年計畫實行委員〔四箇年計畫總裁——譯者〕に依り又は其承諾を得て公布せらるる命令。

第二條

一九三五年一月二十六日の紡績原料法〔法律公報〕、第一輯、一四一頁〕に定めある價格に就ては一九三六年一月二十六日の命令〔價格停止令——譯者〕の第一條第一項第二句の規定を適用せず。

第三條

〔本條は一九三七年九月二七日の第三次實施令を以て廢止さる——譯者〕
 (一) 一九三六年四月二〇日の「貸借法及賃借人保護法の改訂に關する命令」〔法律公報〕、第一輯、三七八頁、三八〇頁〕を以て改訂せられたる貸借法の規定及同命令に基く國法及州法の實施規則は一九三六年一月二十六日の「價格引上禁止に關する命令」〔法律公報〕、第一輯、九五五頁〕に依て變化を受くることなし。新に法定賃料以上の賃料を協定することを得ず。一九三六年一〇月一八日に於て

法定賃料以上の賃料を協定したるときは新に賃貸借契約を締結する際に價格引上禁止命令の第一條を之に適用す。

(二) 國法又は州法の規定に基き賃貸借法の規定の適用を受けざる部室に對しては左の規定を適用す。

(イ) 新に賃貸借契約を締結するに當つては一九三六年一月一八日に於て行はれ居たる賃借料を越ゆることを得ず。

(ロ) 借室の用途が全然變りたるか又は賃貸人が其部室に就き一九三六年一月一八日以後に於て其部室の賃貸價值を高からしむる如き模様換を実施したるときは之に應じて賃借料の引上を行ふことを得。

(ハ) 契約上又は法律に依り賃貸人側に於て負ふべき負擔が一九三六年一月一八日以降に於て増加したるときは其増加額は支拂はれ居たる賃料に準じて之を賃借人に轉嫁することを得。

(三) 第二項に掲げたる規定を適用するに依り生じたる争は賃貸借調停局の管轄とす。

(四) 第二項の規定は營業所に關する用益賃貸借關係にも之を準用す。

第四條

別段の規定を公布する迄は國際間の條約に基く船荷及船客竝に郵便及電信の手續料及料金は一九三六年一月二六日の命令に依て變化を受くることなし。

第五條

外國取引に就ては一九三六年一月二六日の「價格引上禁止に關する命令」(「法律公報」、第一輯、九五頁)は之を適用せず。

一九三六年一月三〇日 伯林

國價格形成統監 ライヒ ヲ グ ナ

附 錄 (五)

價 格 形 成 統 監 訓 令 (三七年度第一八四號)

一九三七年二月二十二日附

〔賃貸借に於ける價格監督及價格形成に關する件——譯者〕

内 容 目 次

イ、價 格 監 督

- 一、許されざる賃借料引上
 - 二、賃借料算定の指定期日
 - 三、指定期日以後に於て初めて賃貸する部室の賃借料
 - 四、轉 賃
 - 五、許されざる解約申入
 - 六、違反に對する處罰
- ロ、價 格 形 成
- 一、國民經濟上必要とさるる賃借料引下(一九三六年一〇月二十九日の法律第二條第一項)

- (一) 舊造住宅の場合
- (二) 新築住宅の場合
- (三) 其他の契約條項の改訂に依る場合
- 二、國民經濟上必要とさるる賃借料引上(價格停止令第三條)
- (一) 使途變更の場合
- (二) 改良工事實施の場合
- (三) 諸料金の新規實施又は引上の場合
- (四) 恐慌賃料補填の爲の場合
- (五) 賃貸借法の適用を受くる住宅の場合
- (六) 其他の契約變更を目的とする又は疑義免除の爲の特別許可
- 三、事務室賃借料の引下及引上
- 四、賃借料の引下及引上を行ふに就ての手續
- 五、手 數 料

〔譯者註〕 本目次の用語中、本文の標題と異なるものあるも今は其儘譯す。

賃借料は全生計費中特に大なる部分を占むるものなり。此故に國民經濟より見て適當なりとせらる

る賃借料を確立せしむる事は本官竝に本官に於て價格監督及價格形成の件を委託したる諸官廳に對し一九三六年一月二十九日の法律〔法律公報〕第一輯、九二七頁を以て指定せられたる諸任務中にて特に最も重大なるものなりとす。而して此任務の中には先づ賃借料に於て價格引上禁令が勵行せられ居るやを嚴重に監督する事、次には同令施行の時に於て既に高きに失したる賃借料の引下を圖る事、最後に又全般的立場より見て其維持を賃借料に覓むるを得ざる如き賃借料は之が引上を圖る事の三者を包含するものなり。

價格監督及價格形成の統一ある實施を期するの目的を以て本統監は左の如く之を定む。

イ、價格監督

一、許されざる賃借料引上

〔第一號〕一九三六年一月二十六日の「價格引上禁止命令」〔法律公報〕第一輯、九五五頁（價格停止令）に於ては單に一切の直接の賃借料引上を禁止あるのみに非ずして假令數字的には何等の變化無き賃借料なりとも賃借料に對し他の方法に於て負擔を増し、又は賃借料の負へる給付の價值を何等かの方法を以て低下せしめむとするが如き（間接の賃借料引上）も亦許されざる所とす。従つて一例すれば多年の一般慣習に非ざる賃借料前拂又は特別の賃借料擔保（但し之に對して利息を附する場合も同じ）を要求し、轉居の際の禮金及解約金を要求し、修繕費を賃借人に轉嫁し、又は賃借を他の何

等かの法律行爲と聯結せしむるが如きは價格停止令違反と成るなり。但し其場合前記の要求を爲したる者が賃借人自身なるか従前よりの賃借人たるか乃至は其他の人又は官署たるかは之を問はず。

二、賃借料算定の指定期日

〔第二號〕決定日（指定期日）は價格停止令に從ひ一九三六年一月一七日とす。但し一月一七日より一月三〇日迄の間に於て締結せられたる賃借契約は一九三六年一月三〇日の第一次實施令〔法律公報〕第一輯、九五六頁を以て價格停止令の遡求效より除外せらるる事と成りしものなり。此法律狀態は一九三七年九月二七日の第三次實施令〔法律公報〕第一輯、一一二七頁に依るも何等の變化を來す事無し（統監訓令、三七年度、第一五三號、參照）〔譯者註〕。

〔譯者註〕即ち第一次實施令の賃借に關する第三條は前記第三次實施令に依て廢せられたるも右の狀態には何等變り無きを指すのである。

〔第三號〕一九三七年五月二二日の訓令（價格形成統監部情報、第六號、七頁）を以て本官は一九三六年一月一七日より一月三〇日迄の期間内に於て協定したる賃借料は新規賃借に當つても之を維持して差支無き旨許したり。右の規定は價格停止令第三條の特別許可と看做し得るものなるが故に通則としては一九三六年一月三〇日の法律的状态を以て基本とする事を得。

〔第四號〕書面を以て爲されたる協定を先づ第一に基本となす。若し指定期日に於て賃借人が賃借人側に有利に爲したる明示又は默示の同意に依り契約書と異なる取極の成りたる場合には、此取極を以

て基本となすものとす。賃借人側に於ける契約違反的態度又は賃貸人が専ら明白に期間の期限を附して許したる特典は指定期日賃借料の額に何等の影響を與へる事無し。

〔第五號〕 若し一九三六年一月三〇日迄に於てそれ以後の期日を定めて賃借料引上の確たる協定ありたる時は一般的指定期日以外の期日に依るなり。但し其場合にありては賃借料引上の程度並に其實施期日は最初より確く取極めありたるものなる事を要す。契約條項中に若し特別の事情の發生した場合即ち例へば租税及使用料の賦課又は引上ありたる場合の如きに於ては賃貸人に於て賃借料を一方的に引上ぐる事を得る旨の規定ある時は價格停止令實施以後此條項を援用する事を得ず。

〔第六號〕 第一次實施令第三條第二項ロ號及ハ號の規定に依り賃貸人が價格形成當局の承諾を受くるを要せずして賃借料引上を爲し得る権利を認めある諸場合は一九三七年一月一五日迄之を例外と認むる事とせり。但し本官が一九三七年七月三日の訓令(三七年度、第二二二號)に於て明示したる如く一九三六年四月二日の「家屋の新規所有に對する免税規則改正法」(「法律公報」、第一輯、三四四頁)に依り行はるる租税の引上は此限りに在らず。

三、指定期日以後に於て初めて賃貸する部室の賃借料

〔第七號〕 本官が再三裁定を下したる所の如く、一九三六年一月三〇日以後に於て初めて賃貸する住宅と雖價格停止令の適用を受くるものとす。此種住宅に就ては原則として一九三六年一月一七日に於て之と同一價値の住宅に就き一般的且つ適當なりとせられ居たる所以上の賃借料を要求する事に依り行はるる租税の引上は此限りに在らず。

を得ず(訓令、三七年度、第一號、第三章、第八項、參照)。但し家屋新築の氣勢を阻害するが如き事無からしめむが爲に價格停止令に藉口して「本訓令の」第三十四號乃至第三十八號の諸原則に依り許されたる所以上の賃借料引下を要求する事を得ず。

〔第八號〕 一九三六年一月二二日の「組織に關する訓令」(「官報」——KAN——第二百九十一號)第四號に基き價格監督を委託されたる官廳にして而も同時に一九三七年九月二七日の命令「物價統監命令——譯者」(「官報」、第二百三十八號)に基き賃貸價格形成官廳として指定せられたるに非ざるもの(警察署長)は果して新築住宅に就き要求せられ居る賃借料が價格停止令に從つて許さるべきものななりや否やと言ふ點に就ては自身之が裁定を行ふ事無く寧ろ價格形成官廳の裁定を仰ぐよう一般に之を「此種官廳に對し——譯者」忠告す。價格形成官廳は「本訓令——譯者」第三十四號乃至第三十八號の基準に從つて國民經濟上正當なる賃借料を制定する事を得。

四、轉 賃

〔第九號〕 (一) 轉賃を許すに就ての割増金の徴收は一九三六年一月三〇日に於て其旨の協定ありたる時に限り之を許す。其他の一切の場合には特別許可を受くる事を要するものとす。右の特別許可は價格形成官廳の甚しき事務負擔を避くる爲其必要ある場合並に特に轉賃を獎勵する事が公共の利益と成る如き場合にありては精確に規定せらるべき一定の範圍内に於ては全般的に之を交付するも差支無し。

〔第十號〕 (二) 賃借人に對し一九三六年一月三〇日に於て轉賃許可を與へたる時は假令其許可が

取消し得る旨の留保條件を附して與へられたるものなりし場合と雖當人の意思に反して之を取消す事を得ず。他の點に於て同一の事情に在る其家屋の他の賃借人に對し指定期日に轉貸を許し居る場合には〔更に別の賃借人に對し——譯者〕轉貸許可を拒絶する事を許さず。

〔第十一號〕 轉借人に就き個々の場合に重大なる事由ある時賃借人側に於て轉貸に就き異議を申立て得る權利ある事は従前の通とす。

〔第十二號〕 價格形成官廳は特例を認むる事を得(本訓令第三十九號及第六十二號、參照)。

五、許されざる解約申入

〔第十三號〕 (一) 賃貸借契約の解約申入が價格停止令に於て禁止あるは單に其申入が直接的に賃借料引上を可能ならしむべき場合のみに限られ居る譯に非ずして更に又賃借人が他の方法に依り新規賃貸に依て經濟上の利益を致さむとする場合をも禁止居るなり。此條件よりすれば賃借人をして住宅を營業の目的の爲に賃貸し又は之を分貸する事を得せしめんが爲の解約申入の如きは特に價格停止令違反と成るなり。

〔第十四號〕 更に賃借人が賃借人側の價格停止令第三條に基きて申出たる賃借料引上に就き自己の利害に關する當然の留意を促して異議を申立てたる事實又は賃借人側の其他の要求に對し價格停止令に依て抗議を申立てたる事實を理由として右賃借人に對して解約申入を爲すが如きも許されざる所なりとす。賃借人側が本訓令に基きて許されたる方法を以て〔當局に——譯者〕賃料引下の申請を爲

したる事を理由として解約申入を爲したるものなるべき場合に於ても右に同じ。

〔第十五號〕 (二) 賃借人に於て其解約申入は價格停止令違反なる事を主張する時は價格監督官廳は賃借人に對し其解約申入を爲すに至りたる理由の提示を求め及若し其必要ある時は之が疏明を求むる事を得。但し價格監督官廳の此取調あるに由り正當の解約申入をも阻害又は困難にし竝に賃貸借契約より生ずる義務特に正規の賃借料支拂に關する義務に違背したる如き又は賃借人若しくは共同賃借人に對して迷惑を及ぼしたる如き賃借人を保護するが如き結果に立到るべからず。

〔第十六號〕 賃借人保護法の規定を適用せらるる部室にありては同法の規定を以て價格停止令の回避を目的とする解約申入は阻止せられ居るに依り價格監督官廳の解約申入理由に關する調査は原則として之を差置く事を得。

〔第十七號〕 (三) 價格形成官廳が價格停止令第三條に基き賃借料の引上を許可したる時は其許可には他に明確なる別段の規定無き限り若し従前よりの賃借人が右の許可ありたる賃借料引上を承諾する事を拒むに於ては之に對し解約を申入れ得るの權利をも包含するものとす。賃借人側の企圖する賃借料引上に就き未だ裁定無き場合と雖若し他に特別の事由の存する有りて此種の措置が國民經濟上の理由に依り又は賃借人側に特に苛酷なる結果を來す事を避けむが爲に必要なりと思料せらるる時には右の裁定無きに拘らず其解約申入を許可する事を得。先づ第一に此種の場合として問題と成るは住宅を分貸し又は營業の目的の爲に賃貸せむとする場合なり。斯る場合に於ては其許可を與へるに就きては

賃貸人が従前よりの賃借人に對し適當の移轉費賠償を爲す事を條件とする事を得るも其賠償の額は價格形成官廳に於て賃借人保護法第四條第三項〔譯者註〕を準用して之を定むる事を要す。

〔譯者註〕 賃借人保護法第四條第三項——「賃借關係を専ら第一項に基きて取消さむとする時は裁判所は賃借人の申請を待て賃借人に對し賃借人に其市町村地域内の移轉に要する費用の全部又は一部に就きて若し斯く爲す事が事件の情況特に契約當事者等の資産及所得關係より觀て公平原則に副ふ場合には之が賠償の義務を負はしむる事を得。最高地方官廳は隣接市町村をも本規定の意味に於ける市町村と看做すべき旨指定する事を得。所屬の州を異にしたる市町村に就ては關係最高地方官廳の申請を俟つて國勞働大臣に於て其指定を爲す。」

〔第十八號〕 賃借人保護法の規定の適用を受くる部室に就ては専ら一九三七年一月四日の「第一次使用及用益貸間告知保護令實施令（「法律公報」、第一輯、一三二五頁）第四條〔譯者註〕を適用す。此場合には告知に關する特別許可を許さず。

〔譯者註〕 第一次告知保護令實施令の第四條——「賃借人に於て價格形成統監又は同統監の委託を受けたる官廳が許可したる賃料引上を承諾する事を拒みたる時は之を以て賃借人保護法第一條のの意味に於ける賃借取消理由と看做す事を得。賃借關係の消滅は専ら契約に依り又は契約條項無き時は法律に依り解約申入を許さるべかりし若は約定賃借期間の満了と成るべき日を期日としてのみ之を要求する事を得。」

六、違反に對する處罰

〔第十九號〕 (一) 價格停止令に對する故意の違反が認めらるる時は嚴罰を以て之に臨む事を要す。處罰は警告の爲一般に之を公示する事を要す。違反者の姓名の公示は専ら特別の場合に限り行ふべきものとす。過失に依る輕微なる違反にありては賃貸人が直ちに適法の状態を恢復し且つ賃借人に對し

其過當に支拂ひたる金額を賠償する場合には處罰を差控ふる事を得。同じく餘儀無き事情に因り單に許されざる賃借料の要求に對して同意を與へたるに過ぎざる賃借人に就ても處罰を差控ふべきものとす。

〔第二十號〕 總ての價格停止令違反の迅速なる處斷を可能ならしむる爲め並に價格監督と價格形成との間に密接なる連絡を得せしむる爲め本官は一九三六年一月二日の組織に關する訓令（官報、第二百九十一號）の第四號に依て價格監督官廳に委託したる權限を住宅及事務室の使用及用益貸借に就ても充分に行使せられむ事を望む。

〔第二十一號〕 (二) 價格停止令違反あるときは處罰と共に、又特別の場合にあつては處罰の代りに、賃貸人に特別の負擔を命ずる事を得（價格停止令第五條）。特に此種の負擔は住宅に關する正規の入手の義務を履行せざりし場合又は許されざる解約申入を爲したる場合に於て之を命ずる事を得るものとす。前者の場合には賃借法第六條に定めあると同一の指圖〔譯者註〕に據るものとす。後者の場合にありては賃貸人に對し特別の告知權制限を命ずる事を得。此告知權の制限として總て解約申入を爲さむとする時は價格監督官廳又は同官廳の指定せる者の許可を受くべきの負擔又は専ら賃借人保護法に掲げたる事由ある時に限り解約申入を爲すべきの負擔を命ずるも差支無し。

〔譯者註〕 賃借法第六條——「(一) 賃貸人が所要の手入工事の實行を怠りたる時は最高地方官廳の指定したる官廳は適宜の指圖を以て手入工事の適切なる實行方を確保する事を要す。特に右の官廳は賃借人が賃借料の相當部分を賃貸人の代りに當該官廳又は他の官廳に納付すべき事、又は右の工事を官廳自身に於て實施して賃借料の相當額を差押へ得る旨指圖する事

を得。此種手入工事の指圖に基きて要求する金額は定期拂の賃借料にありては労働大臣の定むる平時賃料の百分一を越ゆる事を得ず。此限りに於ては賃貸人の請求權は消滅するものとす。賃借料債權の譲渡、質入、又は差押の場合に於ても右に同じ。

(二) 第一項に依る指圖を爲す以前に兩契約當事者の意見を聴取する事を要す。指圖に對しては訴願の規定を設くべし。

(三) 最高地方官廳は手續に就き細則を定む。同官廳は右の金額を市町村税と同一の方法を以て賃借人より徴收し得る旨指圖する事を得。

(四) 本規定は法定の賃料を支拂はざる部屋に就ても之を適用す。

〔第二十二號〕 重き違反にありては更に家屋の管理權を價格監督官廳の指定する特別の管理人に委任する等の徹底的制限を科する事を得るものとす。但し此種の制限は専ら本官の事前の承諾ある場合に限り之を科する事を得るものにして専ら特別に反社會的意向ある事の明かなる極めて重き違反の場合に限り即ち無資産又は子多き賃借人に對して反復行はれたる重大なる價格停止令違反の場合に限り問題と成るものとす。

〔第二十三號〕 (三) 他面に於て價格監督官廳は總ての價格停止令違反に就き定めある嚴罰を濫用して其間の事情を充分に承知せるに拘らず賃貸人を此種違反の廉を以て起訴するが如き事無きやう注意を要す。此種の場合なる事が明瞭なる時は其必要あれば刑法第六十四條違反〔譯者註〕として告發を許す事を要す。

〔譯者註〕 刑法第六十四條第五項に依れば誹告は其間の事情を言分に承知せるに非ざるも故意又は輕卒に之を犯したる場合にも處罰せらる。自身又は第三者に利益を與へるの目的を以て知りて犯したる誹告は最低三箇月の禁錮に處せらる。

〔第二十四號〕 (四) 尚價格監督官廳は價格停止令を適用する事に依て生ずる民法上の問題の裁定

は其所轄に非ずして専ら通常裁判所の管轄に屬するものなる點に注意する事を要す。但し原則的意義を有する未決の法律問題は直ちに本官に報告せられし事を免む。

ロ、價格形成

一、國民經濟上必要とさるる賃料引下の實施(一九三六年一〇月二十九日の法律、第二條第一項)

(一) 舊造住宅

〔第二十五號〕 賃貸借法の規定を適用せらるる舊造住宅にありては法定賃料をきつゝ賃借料は總て原則として國民經濟上妥當ならざるものと看做す事を要す。同法の適用を受くる住宅は概して法定賃料にて賃貸せられ居るなり。されば本官は現下の状態の下に於ては法定賃料以上の賃借料を支拂ふと言ふが如きは最早之を當然の事として認むる事を得ず。此故に斯る賃借料を法定賃料迄引下ぐべしとの賃借人側の要求は原則として之を許すべきなり。

〔第二十六號〕 賃貸人側に於て建築上の模様替に依り又は其他の理由よりして賃貸借法に依り平時賃料の引上を要求し得るものなる事を疏明したる時は之に對し適當の期限内に賃貸借調停局の裁定を求め得る機會を與ふる事を要す。事情明白なる場合には價格形成官廳は右の裁定を俟たずして賃料引下を見合はす事を得。

〔第二十七號〕 平時賃料の額に疑ある時は管轄官廳(地籍局)に之を照會する事を要す。之が爲に賃

貸借調停局に依る平時賃料の確定又は指定の途は閉塞せらるる事無し。

〔第二十八號〕 其必要ある時は價格形成官廳は一九三六年一月二十九日の法律第二條に基き法定賃料以上の賃借料に關する要求又は新規協定を一般的に禁ずるも差支無し。此種命令の爲には價格形成官廳の許可以外は當分の間本官の承諾を得る事を要す。

〔第二十九號〕 賃貸借法の適用を受けざる舊造住宅にありても本官は賃貸借法の規定に依て算定せらるる法定賃料以上の賃借料の徴收は正常ならざるものと思料す。それ故此場合には適宜の手續を執る事を要す。

〔第三十號〕 賃貸借法第十六條第五號の意味に於ける混合貸室は住宅と同一の取扱を爲す營業の目的に使用さるる部室の價值が居住用部室の價值を甚しく越ゆる時は例外を認むる事を得。

〔第三十一號〕 法定賃料の率以下に賃借料を引下げしむる事は専ら例外の場合即ち其家屋の建築狀態より見て又は其他の理由よりして住宅の爲めの法定賃料が明白に最早適當ならざる場合に限り考慮せらるるものとす。建築上の缺陷に因る賃借料引下を爲すに先立ち能ふべくは賃貸人に當該住宅をば再び其價值が所要の賃借料と適當の關係に立つやう修理する機會を與ふる事を要す。

(二) 新築住宅

〔第三十二號〕 (イ) 新築住宅にありては價格停止令施行以前に既に現れ居たる賃借料の騰勢は住宅市場に於ける困難を國民經濟上妥當ならざる方法にて利用せむとするものなる限り之を能ふ限り引戻

すべきなり。此故に賃借人の申請ある時は一九三五年一月一日以降爲されたる賃借料引上に就ては其正常なるものなりやの點を吟味する事を要す。既に右の期日以前に於て不當の賃借料引上が行はれ居たる市町村に於ては價格形成官廳は其期日以前に行はれたる賃料引上と雖之を取調ぶる事を得。

〔第三十三號〕 取調に際しては一九二四年四月一日以降に於て初めて賃貸するに當り協定したる賃借料迄廻る事を要す。此賃借料は賃貸人に於て最初の賃貸以來現れたる賃料の落勢に因り儲けたる額だけ引下げしむる事を要す。夫以上の引下は例へば現在の賃貸人が其自稱費用よりも遙かに以下の價格を以て當該家屋を入手したるものなり等の理由に依り斯る賃借料引下が其家屋の經濟性を脅かす事無くして行ひ得らるる事明白なる時に限り許さるるものとす。

〔第三十四號〕 (ロ) 最初の賃貸に當つて協定したる賃借料の取調が必要と成り得るは現在の住宅拂底を利用して最初より適當の賃借料を要求したりとの疑ある場合なり。但し此場合に家屋所有の經濟性を危殆ならしむべからず。此故に總て新築の家屋にありては果して賃貸人の耐へ得る所なりやの點を充分取調べたる後に於てのみ賃借料の引下を許す。

〔第三十五號〕 此場合定めらるべき收益算定に就ては一九三七年六月一五日の勞働大臣訓令(「勞働省公報」第一輯、一六二頁)を準用する事を要す。「本稿末附記の譯者註參照」但し自由資金に依る新築家屋にありては右建築に要したる自己資本の爲に若し其資本が建築物及土地の價值の五割の限度以内の時は五歩の利息、又夫以上の時は六歩の利息を附する事を所有主に認むる事を要す。

〔第三十六號〕 國家の補助に依り其建築方を奨励せられたる住宅にして偶々其賃借料の適當なりやを取調べらるる事と成りたるものにはありては價格形成官廳及價格監督官廳は賃貸人が妄りに賃借料の引上を實施したるに非ざる限り詳細に互る取調は之を在任ふる事を要す。其住宅事業に依り建設されたる住宅に於ても之に準ず。此種住宅に於て疑の生ずべき場合には價格監督官廳は管轄の監督官廳と連絡を執る事を要す。必要なる場合には本官に之を報告する事を要す。

〔第三十七號〕 特に大都會に於て部室の分割又は改築に依て得られたる住宅に對し屢々何等の理由も無き賃借料を要求するが如き特殊の弊害が醸成せられしあり。故に之等の住宅に對しては特別の注意を拂ふ事を要す。舊造の大住宅を分割する事に依て出来たる住宅にありては一般に分割前の住宅の法定賃料の額に相當する賃借料を分割住宅の全部に割當つれば足るべし。分割住宅の賃借料は如何なる場合と雖之と同一の廣さ、設備及位置を有する新築住宅の賃借料以上なるべからず。

〔第三十八號〕 外部又は内部の建増に依て得られたる住宅に就て許さるる賃料は其利用價值に依り之を定む。

(三) 其他の契約條件の變更

〔第三十九號〕 最後に尙本官の指示し置くべき點は、一九三六年一〇月二十九日の法律第二條第一項を以てする時は直接に賃借料に關係無き賃貸借契約條項と雖一切の事情を考慮する時は賃借人側に對して不當の經濟的重荷と成る場合には之が取消又は改訂を爲し得る事之なり。斯る條件ある場合には

例へば價格形成官廳の指定する賃借料割増を支拂ふ事に依り賃借人に轉貸を許すと言ふやうに其賃貸借契約を改訂又は補足するも差支無し。

二、國民經濟上必要とさるる賃借料引上の實施(價格停止令第三條)

〔第四十號〕 價格停止令第三條に依れば國民經濟上の理由よりして又は特別苛酷に失するを避くる爲め緊急に必要なりと思料せらるる時は其限りに於て賃借料引上は許され得るなり。既に一九三六年一二月二四日の統監訓令(三六年度、第十五號)に於て強調し置きたる如く、此規定を濫用して全體の利益に於て必要とせられたる價格引上禁止を徒爾に終らしむるが如き事あるべからず。此故に第三條に基く賃借料引上は専ら從來の賃借料を維持せしむる事が公平に之を見て四箇年計畫の期間中のみにても賃貸人に對して之を期待する事を得べからざる場合に限り許さるべきなり。

(一) 使途の變更

〔第四十一號〕 部室の使途が甚しく變化し且つ之が爲め賃貸人に從來以上の出費を生ぜしむる場合には前號の條件を備へたるものと看做す事を得べし。從來住宅として使用し居りし部室をば許されたる方法に依り事務室として貸與する事と成りたる場合の如きは特に右の場合に該當するものなり。賃借料引上は賃貸人に於ける從來以上の負擔に相當する限度に於て之を許すべきなり。之に關する許可は其裁定の基礎と成りし使途が連續する期間に限り效力を有す。此點は裁定の中に之を明示する事を要す。

(二) 建築上模様替の實施

〔第四十二號〕 賃貸人に於て模様替を實施し之に依り其部室の使用價值を昂めたる時は賃借料の引上を許すべきなり。此場合にありては其要したる出費に對する適當の利息及銷却を可能ならしむるに就き必要なる限度に於て賃貸料の引上を許可する事を要す。銷却の額は模様替の豫想持續期間に從つて之を定むべし。之が取調に當つては些末なる穿鑿を試み却て賃貸人をして其住宅に對する改良の實行の意慾を放棄するが如き事無からしむるを要す。單に手入と看做し得る出費は賃借料引上の理由と成る事無し。大規模の手入工事に就ても同じ。

(三) 料金の新規實施又は引上

〔第四十三號〕 賃借人が料金の新規實施又は引上に因り甚しき増加負擔を受けたる時は賃借料引上を許す事を要す。此場合に於ける許可は通則として一般命令を以て之を下附すべきなり。此種命令は一九三七年九月二七日の「價格形成統監の任務及權限の執行に關する第四次命令」〔官報〕、第二百三十八號〕第三條の意味に於ける一般的性質の處置にして從つて價格形成官廳の許可ある事を要す。此許可は料金規程を提示して之を申請すべきものとす。

〔第四十四號〕 價格形成官廳が特別の事由に依り料金の昂騰を賃借人に轉嫁する事を許さざらむとする時は之に就き價格形成官廳の同意を受くる事を要す。

〔第四十五號〕 從來賃貸人に於て自己の費用に依り行ひ居たる仕事を市町村に於て引受くる事と成

りたるに因り料金が實施せらるる場合には賃借料引上を許すに就ては賃貸人に於て免るる事と成りし負擔の輕減を考慮する事を要す。法定賃料を適用せらるる住宅にありては現行各邦法律の規定を參考する事を要す（例へば「獨逸國貸借法に關する普魯西國實施令」第六條第一項第二句）〔譯者註〕。

〔譯者註〕 普魯西國實施令の第六條は下水路開鑿、糞尿搬出、街路清掃、又は塵芥及炭滓搬出に就き市町村賦課を實施せられたる場合に於ける平時賃料引上の歩合を規定せるものなり。

〔第四十六號〕 其他の經營費の昂騰（賃借法第四條、參照）〔譯者註〕は賃貸人に於て其昂騰が當人の最近年に於ける家賃税の輕減及抵當利息に依り享くる負擔輕減に比し更に高き事を證明する時に限り之を賃借料引上の理由と爲す事を得。

〔譯者註〕 賃借法第四條「經營費とは其の家屋に就き納付する諸税、公課、保險料、管理費及之に類する諸經營を謂ふ」

〔第四十七號〕 一九三八年四月一日の地租の新規實施に因り賃借料を改訂する事を得ずとの裁定ありたるに鑑み税の引上を賃借人に轉嫁する事に就ては考慮の餘地無きなり。

(四) 恐慌賃料の補填

〔第四十八號〕 (1) 以上の諸場合以外に於ても所謂恐慌賃料に關する場合には賃借料の引上を許可する事を得。恐慌賃料とは一九三二年一月一日以降に於て一九三一年二月八日の緊急令〔法律公報〕、第一輯、六九九頁以下）に依り命ぜられたる引下の限度以上に甚しく引下げられたる賃借料を謂ふ。

〔第四十九號〕 賃借料を引戻し得る限度は其住宅の利用價值並に其家屋の經濟的事情に従つて之を定む。但し舊造住宅にありては法定賃料の如きを直に新規賃借料指定の基準と爲すべからず。財界恐慌以來出現したる賃借料落勢の大部分は恐慌自身に之を歸せしむべきものに非ず假令之に歸せしめ得ると雖ただ其一部に過ぎずして寧ろ住宅の舊廢又は生活様式の變化の結果なりしなり。賃借料推定の場合には此間の事情を斟酌すべし。

〔第五十號〕 賃借料が他の事由即ち例へば友人又は親籍關係の爲め乃至は社會的親切心等の爲め明白に特に低廉に取極められ居たる場合にも右の原則を適用す。

〔第五十一號〕 (ロ) 收益算定(第四十九號)を爲すに當つては自己資本に對し營業費の額迄の利息を考慮する事を得但し最高五歩の均一價值とす。抵當に關する負擔も均一價值の範圍内に於てのみ之を考慮すべし。均一價值が明かに適當の流通價值に比し甚しく低き時は之より高き價值を指定する事を得。

〔第五十二號〕 管理費は舊造住宅にありては住宅の大小に應じて平時賃料の三歩乃至五歩を許すべし。

〔第五十三號〕 手入費は何等詳細なる調査を要せずして平時賃料の一割二歩迄、但し賃借人に於て美觀修理を引受けたる時は八歩迄之を考慮する事を得。賃借人が更に高き額を定めむとする時は其必要なる所以を證明すべし。但し大規模手入工事の費用は必要なる場合には數箇年に之を割當つるやう注意する事を要す。原則として平時賃料の一割八歩乃至一割四歩以上に互るべからず。手入の爲に定

めたる金額の費途に就ては其必要ある時は之を取調ぶる事を得。

〔第五十四號〕 舊造住宅にありては賃借法第三條〔譯者註〕の規定より察するに銷却又は償還の爲の額を設くべきものに非ず。

〔譯者註〕 賃借法第三條——「法定賃料は平時賃料の百分率を以て之を定むる事を要す。法定賃料は經營費及手入費を補填するに充分にして且つ他人及自己の資本に對する適當の利息を可能ならしむるやう之を定むる事を要す。」

〔第五十五號〕 新築住宅にありては收益算定は一九三七年六月一五日の勞働大臣訓令(「勞働省公報」第一輯、一六二頁)の原則に従つて之を爲す事を要す〔本稿末附記の譯者註參照〕。

〔第五十六號〕 (ハ) 國民經濟上妥當なる賃借料を定むるに際しては賃借人及賃借人の個人的關係は原則として之を考慮の外に置くべし。但し賃借人が突如甚しき増加負擔を蒙る事を避けむが爲に一割を越ゆる賃借料引上は半箇年の期間を置き一部分宛之を實施するやう取極を爲す事を得。

〔第五十七號〕 (ニ) 賃借人の所有と成りて三箇年以上を経過せざる家屋にありては賃借料引上は原則として之を却下する事を要す。之が例外は一般に其家屋を自己の抵當權救済の爲に取得したる抵當權者に有利なる場合に限り考慮せらるるものとす。

〔第五十八號〕 尙賃借人が其賃借關係に就き豫め解約申入を爲したる時は一九三七年六月二三日の統監訓令(三七年度、第一一六號)に依り賃借料引上は之を却下する事を要す。賃借人保護法の規定を適用せらるる住宅に對しては右訓令、三七年度、第一一六號は之を適用せず。

(五) 貸借法の適用を受くる住宅に於ける賃借料引上

〔第五十九號〕 貸借法第二條第四項又は第十條〔譯者註〕に基き賃借調停局に於て價格形成官廳に提示して其同意を受くる事と成り居る賃借料引上は一般に詳細なる取調を爲すを要せずして之を許可する事を得。平時賃料の引上が單に對象物件の變更に依り爲されむとするものなる時は此限りに在らず。此種の申請は之を却下する事を要す。

〔譯者註〕 貸借法第二條第四項に規定しあるは平時賃料の協定無きか、又は最早之を確かむる方法無き場合、又は其平時賃料が『非常なる範圍に互る特別の事由に依り當時其地方に於て慣行の賃借料と』異なる場合、更に又其建築物又は建築物の一部が一九一四年七月一日以降に於て初めて居住に耐へる設備を備へたるものなるか又は『甚しく建築上模様替を行ひ』たるものなるか乃至は『全然別個の用途に用ひらるる事と成りたる』ものなる場合に於て『之等の事情から見れば別様の賃借料が正當なりと思料せらるる限り』其平時賃料の定め方である。

貸借法第十條―『貸間が工業經營の企業家に賃貸せられたる場合其經營の特殊性の爲め特に高額の經營費(但し貸間の經營費なり―譯者)及手入費を生せしめ法定賃料を以てしては之等の費用を補填するに足らざる場合は其限りに於て賃借調停局は賃貸人の申出ある時は法定賃料に特別割増を定むる事を要す。』

〔第六十號〕 賃借調停局及價格形成官廳の間に原則的なる意見の相違を來し直接の折衝を以てして之を解決し得ざる時は其管轄の監督官廳及若し其必要ある時は本官に之を報告する事を要す。

〔第六十一號〕 追加賃料(貸借法第十三條イ)〔譯者註〕の許可に關する賃貸人の申請は本訓令第四十二號に掲げたる方針に従ひ之を裁定する事を要す。

〔譯者註〕 貸借法第十三條イに規定しあるは建築物に對し『官廳の命令又は關係賃借人の同意に基きて實施したる』建築上の

模様替に關する費用の代價の件なり。而して此代價は建築上の模様替に依り其建築物の使用價值が昂められ而も其の模様替は手入工事と看做し得ざる程度のものにして且『法定賃料を以てする時は正當の營業を阻害する事無くして』之を補填する事能はざる程度のものなる場合に於ては之を許す。

(六) 其他の契約變更を目的とする又は疑義免除の爲の特別許可

〔第六十二號〕 價格停止令第三條に基き特別許可は直接賃借料の引上を其内容と爲し得るのみならず更に其他價格停止令に於て許されざる準法律行為、例へば賃借擔保の要求、美觀修理を賃借人に負擔せしむる事、水道料金を實際の使用量に應じて割當つる事、轉貸許諾の取消、解約申入、等をも内容と爲し得るものとす。

〔第六十三號〕 尙特別許可は賃借料に關する協定又は賃借契約の其他の條項が價格停止令に適合するものなりや否やに就ての疑義を免除する目的を以て之を下附する事を得。

斯る場合に於て其許可が前掲第三條に依り下附されたるものなる時は後日に至り價格停止令違反と成る旨の異議を除外するものにして従つて其限りに於て明確なる法律狀態を設定するものとす。尙賃借人保護法の適用を受くる貸間にありては特別許可は賃貸人側に若し其必要あれば一九三七年一月四日の命令(『法律公報』第一輯、一三二五頁)第四條に基き契約變更を實行し得るの機會を與ふるものとす。

三、事務室に於ける賃借料の引下及引上の實施

〔第六十四號〕 事務室に於ける使用及用益賃借料の引下及引上に就ては(但し混合貸間は之を除く)

以上述べ來れる方針のみを以て基準とする事を得ず。之等の方針と同時に尙別個の觀點を考慮すべきなり。賃借料の引下は通常専ら其事業状態が營業主自身の責任に在らざる原因に依り甚しき變化を受け爲に曩に協定したる賃借料が明かに公平ならざるものと成りたる場合に限り考慮せらるるものとす。

〔第六十五號〕 事務室の使用及用益賃借料の引上に關する申請にありても第二節に掲げたる諸事由と共に其營業状態の發展如何を考慮する事を要す。

〔第六十六號〕 事務室に就き國民經濟上妥當なる賃借料を決定する事困難なる場合にありては本官は其總ての場合に於て裁定を下す以前に商工會議所又は手工業會議所の意見を徵せん事を希望す。但し賃借人及貸貸人之間に新規取極に就き意見の一致を見たる時は此限りに在らず。

四、賃借料の引下及引上に關する實行手續

〔第六十七號〕 一九三六年一〇月二九日の法律第二條第一項に基く賃借料取調は通常の場合としては賃借人側の申請ある時に限り之を爲すべきものとす。但し價格形成官廳は特別の場合には職權を以て干渉する事を得。特に住宅の賃貸に就き競合はしめ偶々其要求したる賃借料が明かに過當なるものなる事を當局に於て知りたる場合に於て然りとす。

〔第六十八號〕 價格停止令第三條に依る賃借料引上の許可に就ては賃借人側の申請ある事を要す。

〔第六十九號〕 申請は複本を添へて之を管轄の市町村役場に提出する事を要す。申請には理由書を

附すべし。若し理由書の添附無き時は之を還付する事を要す。市町村役場は契約の相手方に態度決定の爲め其申請を吟味するの機會を與ふる事を要し、申請が當該役場の裁定を求められたるものに非ざる時は之を管轄の價格形成官廳に廻付する事を要す。價格形成官廳の裁定には理由を附する事を要し且つ之を兩契約當事者に送達する事を要す。

〔第七十號〕 賃借料を一九三六年一〇月二〇日の法律第二條第一項に基き引下ぐる旨の裁定は當事者等に對し直接拘束力を有す。其效力發生の時期としては一般に次回の賃料支拂期日を指定する事を要す。賃借人の社會的地位に鑑み又は其他の理由よりして斯く爲す事が公平なる場合には夫以前の時期を選定するも差支無し但し申請の提出ありてより最初の賃料支拂期日以前なるべからず。夫以後の時期特に申請の提出又は裁定ありてより最初の告知期日を以て期日と定むる事は情況に依り其必要あれば之を許す。

〔第七十一號〕 總て價格形成官廳に依り引下げられたる賃借料を妄りに再引上を爲す事は一九三六年一月三〇日の移管令（「法律公報」、第一輯、九五五頁）第二章を以て改訂せられたる一九三五年一月八日の命令（「法律公報」、第一輯、一〇頁）〔譯者註〕により之を禁ず。

〔譯者註〕 一九三五年一月八日の「值札規程及價格制定違反に對する秩序罰に關する命令」なり。

〔第七十二號〕 賃借料の引上を許す旨の裁定は當事者間の契約關係を變化せしむる事無し。此種の裁定は價格停止令より生ずる價格引上禁令の廢止を意味するに過ぎざるものとす。故に賃借人に於て

自ら引上に同意せざる時は貸貸人は其貸借契約の解約申入を爲すべし。法定賃料に於て賃貸したる住宅にありては貸借法の規定に依る。

五、手 数 料

〔第七十三號〕 價格形成官廳の裁定に就ては各邦法律の規定（例へば普魯西に於ては一九三四年五月一九日の行政手数料規程——法令集、二六一頁）の定むる所に従ひ行政手数料を徴收す。

〔第七十四號〕 本官は手数料は許さるる限り左の率に依り統一的に徴收せられむ事を希望す。

- (一) 賃借料引上に關する申請。申請する引上額（年額）の一割、但し最低五ライヒスマルクとす。
- (二) 建築上の模様替又は諸料金の新規實施又は引上を理由とする賃借料引上の申請。右の半額。
- (三) 住宅の賃料引下に關する許可。二ライヒスマルク。
- (四) 賃貸借調停局の裁定に關する追認。無料。
- (五) 事務室の使用又は用益賃借料引下の件。申請する引下額（年額）の一割、但し是低五ライヒスマルクとす。
- (六) 其他の裁定。二ライヒスマルク。

〔第七十五號〕 許さるる限り手数料の納付は申請提出前に之を要求し、申請提出の際は手数料納付済の證明書を要求すべし。申請却下の場合に於ける手数料の割引は能ふ限り之を爲すべからず。

〔譯者註〕 第三十五號及第五十五號にて指示しある一九三七年六月一五日労働大臣訓令は左の如し。

『建築費償還税（家賃税抵當）資金の貸付を受けたる新築住宅に關する収益算定の件

建築費償還税に基く抵當（家賃税抵當）に對する利息の引下に關する申請を判定するに就ては貸付を受けたる新築地所の全負擔を異議なく確定する事を以て先決問題とす。本大臣の確知する所を以てすれば此負擔算定は其裁定を求められたる官署に於て從來種々の原則に依り其都度其地方の事情に即して實行せられ來れり。本官は負擔の算定は自今統一的原則に従ひ之を爲すを必要と認む。而して特に之に就き考慮すべきは右算定の基本と成るべき經營費、手入費、管理費、自己資本の鎖却及利息なり。

即ち茲に左の如く定む。

一、經營費は収益算定に際しては原則として立證されたる金額に於て之を考慮する事を要す。但し行政事務簡易化の目的にて寧ろ其市町村又は市町村聯合體の地域に互り從來の其地方の經驗に基き適當の概算額を定め置くを便宜とす。右概算額が個々の場合に當り實際に生じたる經營費を蔽ふに足らざるべき時は地所の所有者の申請を俟つて其經營費の實際額が不當に高きものと看做すべきものに非らざる限り之を承認する事を要す。但し公課に關する限り其適當如何を吟味する事を要せず。

二、手入費に就ては原價（即ち地所の取得及地均しの爲の費用を控除したる全費用）の四厘乃至六厘にて一般に足るものとす。此差は特に年度及地域の異なるに従つて相違する建築費の額を考慮し得る可能性を得せしめんが爲のものなり。賃貸人に於て美觀修理を爲す事と成り居る場合には右以外の概算額の爲め前記の差内に於て適宜概算率を定めて引上ぐる事を要す。但し最高、原價の二厘五毛迄とす。

三、管理費は努めて各住宅に就き最高二十五ライヒスマルク以下の立證し得る額に於てのみ之を認むるやう爲す事を要す。最高率（二十五ライヒスマルク）を越ゆる額は専ら特殊の事情ある場合に限り、之を適當と看做すべき時に立證し得る額に於て之を考慮する事を要す。自己住宅——假令寄寓者住宅を併設するも——にありては管理費を許すべき必要は之を認めずとも

差支無し。
 因に管理費とは住宅業の一般管理の費用並に家屋の管理に對する報酬を謂ふ。但し家屋番の費用は經營費に之を算入す。
 四、鎖却は協定償還率の額如何に拘らず専ら原價(地所の取得及地均しの爲の費用を控除したる全費用)の一步の額に於て之を認むる事を要す。特殊なる事情の爲め更に高率の償還要求が妥當なる場合(例へば鑛山の災禍の場合)には個々の場合に就き更に高率の鎖却を認むる事を得。
 建築貯蓄契約に基き抵當が無利息にて手渡され其代り高率にて——例へば年七乃至八分——償還する事と成り居る場合にありても鎖却費は前回同様原價の一步を認むるも差支無し。但し此場合にありては所要の償還の埒内に於て適宜の率但し最高五歩を利息(自己資本に對する——譯者)として評價することに對し異議を申立つる事を得ず。
 五、住宅建築に明かに投資したる自己資本に對する利息としては最高四歩の率を認むべし。
 六、賃料不納に對する保全割増金は現下の住宅業の實情に照し其必要を認め得ざるが故に當分の内之が承認を差控ふる事を要す。』

〔附記——本稿は "Engelings-Jilssmann, Preisbildung und Preisüberwachung" に収録せる所に依り之を譯出せり。本稿に於て譯者註とあるは同書に参照しある所に基くもの多きも、唯本訓令の註に非ざる事を明示せんが爲に之を譯者註として識別に容易ならしめんとしたるのみ。〕

獨逸に於ける價格關係の諸問題(其一) 終

號數	年月	司法資料表題
第一號	大正二〇、二	定型アル犯罪ノ調査(暗簿編)
第二號	二〇、三	第二回國際少年保護會議議事録
第三號	二〇、一	國際刑事協會獨逸支部ニ於ケル保護視察制度創設ニ關スル會議議事録
第四號	二〇、二	米國ノ家庭裁判所
第五號	二〇、三	獨逸ニ於ケル檢事局及司法警察
第六號	二〇、四	米國ニ於ケル少年裁判所ト社會
第七號	二〇、五	第二回國際少年保護會議提出報告書第一集
第八號	二〇、六	英國及ラエーの予ノ警察
第九號	二〇、七	復權ニ關スル佛國法令
第一〇號	二〇、八	獨逸ニ於ケル調停手續ニ關スル規程 佛國臨時家賃法伊國小作契約法
第一一號	二〇、九	英國ノ判事及ますた一論
第一二號	二〇、〇	英佛ノ辯護士法制
第一三號	二〇、二	獨逸ノ辯護士法制
第一四號	二〇、三	獨逸ニ於ケル監獄作業ノ經營並ニ管理ニ關スル調査報告
第一五號	二〇、一	辯護士倫理
第一六號	二〇、二	獨逸國調停法草案及同理由書
第一七號	二〇、三	英國監獄制度
第一八號	二〇、四	獨逸國少年福利法草案同理由書及確定法文
第一九號	大正二二、一	獨逸國少年裁判所法草案及同理由書
第二〇號	二二、二	市加古少年裁判所ノ研究
第二一號	二二、三	勞働裁判法ニ關スル獨逸國裁判官會議議事録及討論(附)統一勞働法編纂委員會起草勞働裁判法私案
第二二號	二二、四	獨逸國ニ於ケル暴利取締法及活動ノ實況
第二三號	二二、五	戰前ニ於ケル獨逸國ノ社會的立法(附)丁株ノ社會政策的立法概観
第二四號	二二、六	獨逸國經營協議會法及關係法令集
第二五號	二二、七	獨逸國ニ於ケル賃率契約、勞働者及使用人委員會並ニ勞働爭議ノ調停ニ關スル法制(附)調停制度概観
第二六號	二二、八	獨逸國ニ於ケル住宅及移住制度(附)英國ニ於ケル農業小作紛議仲裁ノ實況
第二七號	二二、九	短期自由刑論
第二八號	二二、〇	西班牙國假釋放ニ關スル法令集
第二九號	二二、一	獨佛英ニ於ケル商工業者ニ關スル特別裁判法制
第三〇號	二二、二	獨逸國勞働裁判所法草案及理由書
第三一號	二二、三	獨逸國少年裁判所法
第三二號	二二、四	司法制度改良論
第三三號	二二、五	獨逸新經濟法
第三四號	二二、六	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例(佛伊白蘭國之部)

着支所し

因に管理費とは住宅業の一般管理の費用並に家屋の管理に對する報酬を謂ふ。但し家屋番の費用は經營費に之を算入す。四、鎖却は協定償還率の額如何に拘らず専ら原價(地所)の取得及地均しの爲の費用を控除したる全費用の一歩の額に於て之を認むる事を要す。特殊なる事情の爲め更に高率の償還要求が妥當なる場合例へば嶺山の災禍の場合には個々の場合に就き更に高率の鎖却を認むる事を得。

建築貯蓄契約に基き抵當が無利息にて手渡され其代り高率にて(例へば年七乃至八分)償還する事と成り居る場合にありても鎖却費は前同様原價の一歩を認むるも差支無し。但し此場合にありては所要の償還の境内に於て適宜の率但し最高五歩を利息(自己資本に對する)譯者として評價することに對し異議を申立つる事を得ず。

五、住宅建築に明かに投資したる自己資本に對する利息としては最高四歩の率を認むべし。

六、資料不納に對する保全増金は現下の住宅業の事情に照し其必要を認め得ざるが故に當分の内之を承認を差控ふる事を要す。

「附記」——本稿は *Practising in Germany, Prejudicing und Prethberwachung* に収録せる所に依り之を譯出せり。本稿に於て譯者註とあるは同書に参照しある所に基くもの多きも、唯本訓令の註に非ざる事を明示せんが爲に之を譯者註として識別に容易ならしめんとしたるのみ。

獨逸に於ける價格關係の諸問題(其一)終

號數	年月	司法資料表題
第一號	大正二〇、二	定型アル犯罪ノ調査(賭博編)
第二號	〇、三	第二回國際少年保護會議議事録
第三號	二、一	國際刑事協會獨逸支部ニ於ケル保護視察制度創設ニ關スル會議議事録
第四號	二、二	米國ノ家庭裁判所
第五號	二、三	獨逸ニ於ケル檢事局及司法警察
第六號	二、四	米國ニ於ケル少年裁判所ト社會
第七號	二、五	第二回國際少年保護會議提出報告書第一集
第八號	二、六	英國及ラエーの予ノ警察
第九號	二、七	復權ニ關スル佛國法令
第一〇號	二、八	獨逸ニ於ケル調停手續ニ關スル規程
第一一號	二、九	佛國戰時家賃法伊國小作契約法
第一二號	二、〇	英國ノ判事及ますた論
第一三號	二、二	獨逸ノ辯護士法制
第一四號	二、三	獨逸ニ於ケル監獄作業ノ經營並ニ管理ニ關スル調査報告
第一五號	二、一	辯護士倫理
第一六號	三、二	獨逸國調停法草案及同理由書
第一七號	三、三	英國監獄制度
第一八號	三、四	獨逸國少年福利法草案同理由書及確定法文
第一九號	大正三、四	獨逸國少年裁判所法草案及同理由書
第二〇號	三、五	市加古少年裁判所ノ研究
第二一號	三、五	勞働裁判法ニ關スル獨逸國裁判官會議議事録及評論(附)統一勞働法編纂委員會起草勞働裁判法私案
第二二號	三、六	獨逸國ニ於ケル暴利取締法及活動ノ實況
第二三號	三、六	戰前ニ於ケル獨逸國ノ社會的立法(附)丁抹ノ社會政策的立法概觀
第二四號	三、七	獨逸國經營協議會法及關係法令集
第二五號	三、七	獨逸國ニ於ケル賃率契約、調停者及使用人委員會並ニ勞働爭議ノ調停ニ關スル法制(附)調停制度概觀
第二六號	三、八	獨逸國ニ於ケル住宅及移住制度(附)英國ニ於ケル農業小作紛議仲裁ノ實況
第二七號	三、八	短期自由刑論
第二八號	三、九	西班牙國假釋放ニ關スル法令集
第二九號	三、九	獨佛英ニ於ケル商工業者ニ關スル特別裁判法制
第三〇號	三、〇	獨逸國勞働裁判所法草案及理由書
第三一號	三、〇	獨逸國少年裁判所法
第三二號	三、二	司法制度改良論
第三三號	三、二	獨逸新經濟法
第三四號	三、三	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例(佛伊白蘭國之部)

第三五號 大正三、二	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例(埃國及瑞西之部)	第四九號 大正三、七	米國ノ刑罰制度
第三六號 一、一	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例(丁抹瑞典諸國之部)	第五〇號 一、八	獨逸國民訴訟改正律令
第三七號 一、一	英國ニ於ケル略式刑事手續及すこつとらんどニ於ケル刑事手續	第五一號 一、八	英國裁判所構成論(三、下級裁判所ノ部 其一、治安裁判所)
第三八號 一、二	佛國借家借地法	第五二號 一、九	英國裁判所構成論(四、下級裁判所ノ部 其二、州裁判所及檢屍官裁判所ノ組織)
第三九號 一、二	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例(英國、加奈陀之部)	第五三號 一、九	英國裁判所構成論(五、中央審トシテノ英國高等法院ノ組織及權限)
第四〇號 一、三	佛國監獄制度及同職員令	第五四號 一、〇	佛國商事裁判制度
第四一號 一、三	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例(南亞之部)	第五五號 一、〇	獨逸國ニ於ケル裁判所ノ組織及ヒ刑事手續ニ關スル法令
第四二號 一、三	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例(澳洲之部)	第五六號 一、二	英國裁判所構成論(六、地方審トシテノ英國高等法院及其他ノ上級裁判所ノ組織)
第四三號 一、四	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例(米國之部)	第五七號 一、二	獨逸國勞務契約法草案及評論(附)佛國勞務法正文
第四四號 一、五	英國法律生活概要及同國ノ刑事控訴制度	第五八號 一、三	米國少年裁判法
第四五號 一、五	英國裁判所構成論(一、英國裁判官ノ地位(附)司法行政機關)	第五九號 一、三	英國裁判所構成論(七、英國ニ於ケル非訟事件裁判所、特種裁判所及仲裁裁判所ノ組織(附)裁判所相互ノ關係)
第四六號 一、六	英國裁判所構成論(二、英國ニ於ケル起訴官廳及辯護士ノ地位)	第六〇號 一、四	不定期刑言渡ノ制度
第四七號 一、六	瑞西辯護士法	六一號 一、四	改善不能性犯人ノ處遇
第四八號 一、七	露西亞事情	六二號 一、四	英蘭刑事訴訟權限及巡回裁判所ニ於ケル訴訟記録
		六三號 一、二	北米合衆國裁判制度(一、聯邦司法省ノ組織、職制及裁判制度)

第六四號 大正二、三	獨逸國後見制度(前編)	第八〇號 大正二、三	刑罰ニ關スル制度(其二)
第六五號 一、三	獨逸國後見制度(後編)	八一號 一、一	北米合衆國の刑事裁判(其一)
第六六號 一、四	刑ノ執行猶豫制度	八二號 一、二	北米合衆國裁判制度(二、カリホルニヤ州ノ裁判制度)
第六七號 一、四	假釋放	八三號 一、三	北米合衆國の刑事裁判(其二)
第六八號 一、五	國際刑事協會獨逸支部ニ於ケル行刑上ノ累進制度、宣誓セサル證人ノ處罰及ヒ不定期刑制度ニ關スル會議議事録	八四號 一、四	一九二五年獨逸刑法草案並ニ理由書(各論篇)
第六九號 一、五	諸國ノ刑法草案	八五號 一、五	陪審制度視察報告書集(附)がるそん教授述陪審制度論
第七〇號 一、六	英國司法警察論	八六號 一、五	刑罰に關する制度(其三)
七一號 一、六	英國ニ於ケル少年犯罪者ニ對スル刑法上ノ處遇	八七號 一、六	正義と貧民(其一)
七十二號 一、七	司法行政上ヨリ見タル普國區裁判所ノ實務(第一篇)	八八號 一、七	正義と貧民(其二)
七三號 一、七	英國陪審ノ組織資格選定召集等ニ關スル省取調委員會報告書(附)金山檢事野判事視察報告書	八九號 一、七	刑罰に關する制度(其四)
七四號 一、八	漢堡ニ於ケル常設仲裁裁判所	九〇號 一、八	刑罰に關する制度(其五)
七五號 一、八	司法行政上ヨリ見タル普國區裁判所ノ實務(第二篇)	九一號 一、九	英國に於ける警察裁判所
七六號 一、九	獨逸國陪審裁判所記録(附)秋山檢事鈴木判事視察報告書	九二號 一、九	司法行政上ヨリ見タル普國區裁判所ノ實務(第三篇)
七七號 一、九	刑罰ニ關スル制度(其一)	九三號 一、九	刑罰に關する制度(其六)完
七八號 一、〇	佛蘭西の政治組織(現代佛蘭西の政治、行政及ヒ司法制度の概観)	九四號 一、〇	英國陪審の組織資格選定召集等ニ關する省取調委員會報告書 第二卷(其一)
七九號 一、二	一九二五年獨逸刑法草案並ニ理由書(總則篇)	九五號 一、〇	諸外國に於ける辯護士制度概観
		九六號 一、二	歐洲諸國に於ける上訴制度
		九七號 一、二	佛國裁判制度 第一(治安裁判所の組織及權限)

第九八號	大正五、三	佛國裁判制度(地方裁判所、控訴院、大審院の組織及權限)
第九九號	昭和三、二	國際行刑會議報告書集(一)
第一〇〇號	昭和三、一	國際行刑會議報告書集(二)
第一〇一號	〃	公の秩序に對する犯罪に關する比較法制論(其一)
第一〇二號	〃	公の秩序に對する犯罪に關する比較法制論(其二)
第一〇三號	〃	英國陪審の組織資格選定召集等に關する省取調委員會報告書 第二卷(其一)
第一〇四號	〃	司法ニ關スル法制
第一〇五號	〃	司法行政上より見たる普國區裁判所の實務(第四篇)
第一〇六號	〃	司法行政上より見たる普國區裁判所の實務(第五篇)完
第一〇七號	〃	保安處分
第一〇八號	〃	陪審裁判所に於ける發問(總則篇)
第一〇九號	〃	陪審裁判所に於ける發問(各論篇)
第一一〇號	〃	ケート・ウエブスター事件の陪審公判(英國著名裁判 其一)
第一一一號	〃	單獨判官と司法官制
第一一二號	〃	國際行刑會議報告書集(三)
第一一三號	〃	國際行刑會議報告書集(四)
第一一四號	〃	佛國刑事裁判所の組織及び司法警察
第一一五號	昭和三、八	チエツコ・スロヴァキア共和國の刑法草案及同理由書(總則篇)
第一一六號	〃	米國の勞働法制(上)
第一一七號	〃	米國の勞働法制(下)
第一一八號	〃	刑法草案集(瑞西一九一八年案、埃一九二二年案、伊一九二一年案)
第一一九號	〃	チェツコ・スロヴァキア共和國の刑法草案及同理由書(各論篇)
第一二〇號	〃	佛國陪審に於ける發問の方式とその判例
第一二一號	〃	賭博に關する調査
第一二二號	〃	佛國の檢察制度
第一二三號	〃	フレデリック・バイウオターリス及エデイス・トムソン事件の陪審公判(英國著名裁判 其二)
第一二四號	〃	一九二七年獨逸刑法草案並に理由書(總則篇)
第一二五號	〃	大道罪に關する比較法制資料
第一二六號	〃	一九二七年獨逸刑法草案並に理由書(各論篇)
第一二七號	〃	刑法改正に關する比較法制資料(前篇)
第一二八號	〃	刑法改正に關する比較法制資料(中、後篇)
第一二九號	〃	佛國裁判所の構成ニ關スル法令
第一三〇號	〃	米國裁判所の組織及び訴訟手續

第一三一號	昭和三、九	ソワイエツト露西亞の法制(前篇)
第一三二號	〃	ソワイエツト露西亞の法制(後篇)
第一三三號	〃	限定責任能力者社會上危險なる精神病者及犯罪の常習飲酒者に對する處遇
第一三四號	〃	一九二七年伊太利刑法豫備草案
第一三五號	〃	治安判事論
第一三六號	〃	各國政府の報告に據る私生子の地位に關する研究
第一三七號	〃	刑の量定(前篇)
第一三八號	〃	刑の量定(後篇)
第一三九號	〃	佛に於ける家族制の變遷
第一四〇號	〃	陪審裁判手續に關する問(前篇)
第一四一號	〃	陪審裁判手續に關する問(後篇)
第一四二號	〃	德川禁令考後聚(第一帙)
第一四三號	〃	獨逸司法制度(前篇)
第一四四號	〃	獨逸司法制度(後篇)
第一四五號	〃	ソワイエツト露西亞民法(前篇)
第一四六號	〃	ソワイエツト露西亞民法(後篇)
第一四七號	〃	アメリカ合衆國に於ける少年裁判所
第一四八號	〃	ソワイエツト露西亞刑法
第一四九號	〃	ソワイエツト露西亞裁判所構成法刑
第一五〇號	〃	英米獨佛の手形法及小切手法
第一五一號	〃	德川禁令考後聚(第二帙)
第一五二號	〃	佛國民商事裁判管轄
第一五三號	〃	佛蘭西に於ける檢事の職務
第一五四號	〃	獨逸刑法及び行刑法施行法草案
第一五五號	〃	獨逸刑法及び行刑法施行法草案理由書
第一五六號	〃	國際行刑會議報告書集 五
第一五七號	〃	國際行刑會議報告書集 六
第一五八號	〃	國際行刑會議報告書集 七
第一五九號	〃	國際行刑會議報告書集 七
第一六〇號	〃	德川禁令考後聚(第三帙)
第一六一號	〃	少年保護司指針
第一六二號	〃	米國イリノイ州に於ける不定期刑言渡並に假釋放に關する調査
第一六三號	〃	一九二九年末現行カリホルニヤ州刑法(前篇)
第一六四號	〃	一九二九年末現行カリホルニヤ州刑法(後篇)
第一六五號	〃	佛國司法制度(前篇)
第一六六號	〃	佛國司法制度(後篇)
第一六七號	〃	德川禁令考後聚(第四帙)
第一六八號	〃	支那歷代刑事法制的思想(上卷)
第一六九號	〃	支那歷代刑事法制的思想(下卷)
第一七〇號	〃	支那歷代刑事法制的思想(續)

第一六九號	昭和七、四	司法事務の經費節減、簡易化及促進 (獨逸裁判所書記同盟の改革案)
第一七〇號	七、六	德川禁令考(第一帙)
第一七一號	七、八	刑事事件集(附)刑事事件起按小手引
第一七二號	七、一〇	ソヴィエト法の理論
第一七三號	七、三	德川禁令考(第二帙)
第一七四號	八、三	德川禁令考(第三帙)
第一七五號	八、五	民事事務修習の栞
第一七六號	八、八	德川禁令考(第四帙)
第一七七號	八、九	一九三一年獨逸新民事訴訟法草案並 に說明書(一)
第一七八號	八、〇	一九三一年獨逸新民事訴訟法草案並 に說明書(二)
第一七九號	八、二	搜查事務に就て
第一八〇號	八、三	德川禁令考(第五帙)
第一八一號	九、一	獨逸刑法第一讀會終了(一九三〇年)
第一八二號	九、二	犯罪生物學原論
第一八三號	九、四	德川禁令考(第六帙)
第一八四號	九、五	ナチスの刑法(プロシヤ邦司法大臣 の啓書)
第一八五號	九、七	プロシヤに於ける司法官教育關係法 令彙纂
第一八六號	九、八	英國に於ける裁判と警察
第一八七號	九、九	德川民事慣例集(人事の部) 時代
第一八八號	九、二	一九三二年フランス刑法改正豫備草 案(總則)並にポーランド改正刑法 及ポーランド違警罪法
第一八九號	九、二	取締法規違反の定型(附)特別刑法 に於ける犯罪主體と刑罰主體の異な る場合の歸納的觀察
第一九〇號	九、三	米國ユタ州に於ける不定期刑言渡 宣告猶豫及假釋放に關する調査
第一九一號	一〇、一	一九三〇年獨逸刑法草案並に現行獨 逸刑法典(附錄重要附屬法令)
第一九二號	一〇、二	德川民事慣例集(動産の部)
第一九三號	一〇、三	獨逸裁判所構成法及同刑事訴訟法
第一九四號	一〇、四	一九二八年スペイン刑法
第一九五號	一〇、五	ポーランド新民事訴訟法(一九三三 年)
第一九六號	一〇、六	獨逸刑法提要(上)
第一九七號	一〇、七	ソヴィエト・ロシアは犯罪を克服 する
第一九八號	一〇、八	伊太利刑法典
第一九九號	一〇、九	伊太利刑事訴訟法典 附伊太利重罪 法院條
第二〇〇號	一〇、一〇	一九二二年 第二回 海牙萬國手形 法統一會議議事錄
第二〇一號	一〇、一〇	一九二二年海牙に於ける爲替手形及 約束手形に付ての審査委員會會議記 録

第二〇二號	昭和一〇、二	中華民國刑法・刑事訴訟法
第二〇三號	一〇、三	ユーゴスラヴキヤ新民事訴訟法
第二〇四號	一一、一	獨逸刑法提要(中)
第二〇五號	一一、一	德川民事慣例集 不動産の部(上)
第二〇六號	一一、二	佛國刑事訴訟法
第二〇七號	一一、三	伊太利刑法典報告
第二〇八號	一一、三	伊太利刑事訴訟法典報告
第二〇九號	一一、四	佛國民事訴訟法改正草案
第二一〇號	一一、四	米國に於ける指紋採取法(附)沃度 を以て檢出したる潜在指紋の定着方 法(獨)我司法省指紋原紙取扱規程 並指紋分類規程及同規程附表
第二一一號	一一、五	ナチスの法制及び立法綱要(刑法及 刑事訴訟法の部)
第二一二號	一一、五	英國の刑事裁判
第二一三號	一一、六	德川民事慣例集 不動産ノ部(下)
第二一四號	一一、六	個人主義的國家概念と法人國家
第二一五號	一一、七	獨逸刑法提要(下)
第二一六號	一一、八	德川民事慣例集 訴訟ノ部
第二一七號	一一、九	ドイツに於ける刑事訴訟手續並に行 刑制度改正について
第二一八號	一二、〇	新獨逸刑法に對する國民社會主義的 綱領(第一部)
第二一九號	一二、二	民事司法の疾患外三篇
第二二〇號	昭和一二、二	刑事政策(犯罪學を基礎とする)
第二二一號	一二、三	德川裁判事例(刑事ノ部)
第二二二號	一二、三	一九三〇年獨逸國株式會社法及 株式合資會社法草案並に說明書 一九三一年九月獨逸國株式會社 法改正に關する緊急律令
第二二三號	一二、一	一九三五年六月二十八日の獨逸刑法 の改正條文と各理由書
第二二四號	一二、二	獨逸辯護士の新職務法(附)改正獨 逸辯護士法條文
第二二五號	一二、三	佛國法學通論
第二二六號	一二、三	初等英法教科書
第二二七號	一二、四	フランス、ドイツ及イギリスに於け る裁判所と判事
第二二八號	一二、四	第十一回國際刑法及び監獄會議關係 論文集
第二二九號	一二、五	滿洲帝國新刑法典草案同施行法新 刑事訴訟法典草案
第二三〇號	一二、六	獨逸刑事判決の作成
第二三一號	一二、七	新法律學の基本問題
第二三二號	一二、八	清國全權大臣李鴻章ヲ狙撃シタル小 山豐太郎ニ對スル謀殺未遂被告事件 記録
第二三三號	一二、九	滿洲帝國民法典
第二三四號	一二、一〇	將來の獨逸刑法(總則)
第二三五號	一二、二	滿洲帝國商事法規

第二三六號	昭和二、一	將來の獨逸刑法(各則)上 刑法委員會事業報告
第二三七號	二、二	滿洲帝國民事訴訟法、強制執行法
第二三八號	二、三	將來の獨逸刑法(各則)下 刑法委員會事業報告
第二三九號	二、四	一九三七年獨逸株式法理由書
第二四〇號	二、五	法律家たるの適性に就て(法律家特 に判事の職務に就ての心理學的考 察)
第二四一號	二、六	一九三七年獨逸國司法官試補指導者 會議錄
第二四二號	二、八	株式會社貸借對照表論(上)
第二四三號	二、八	株式會社貸借對照表論(下)
第二四四號	二、九	獨逸に於ける試補養成上の諸問題
第二四五號	二、一〇	戰爭と犯罪
第二四六號	二、三	一般條項への逃避及び獨逸大審院と 利益法學
第二四七號	二、一	イエリナに於ける檢事並に刑事裁判 官の刑事法講習、外法曹教育に關す る論文三篇
第二四八號	二、二	商標法
第二四九號	二、三	商標に關する法律の史的基礎
第二五〇號	二、三	保險關係論集
第二五一號	二、四	評議の秘密
第二五二號	二、五	社會と監獄
第二五三號	二、六	豫審の問題
第二五四號	昭和四、六	將來の獨逸刑事訴訟手續(上) 刑事訴訟法委員會報告
第二五五號	二、七	裁判官による契約の修正
第二五六號	二、八	將來の獨逸刑事訴訟手續(中) 刑事訴訟法委員會報告
第二五七號	二、九	間諜行爲
第二五八號	二、一〇	佛蘭西刑法典 (附)獨逸裁判所構成法・刑事訴訟法 中改正法文
第二五九號	二、二	裁判所構成法注釋 並裁判所構成法議事速記録
第二六〇號	二、二	將來の獨逸刑事訴訟手續(下) 刑事訴訟法委員會報告
第二六一號	二、三	スイス債務法
第二六二號	二、一	瑞西聯邦統一新刑法典
第二六三號	二、二	獨逸裁判所に於ける刑の量定の實際
第二六四號	二、三	獨逸に於ける價格關係の 諸問題(其一)

終

日本標準規格A列五號